



# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1.1 計画の背景と目的	1
1.2 計画の期間	1
1.3 用語の定義	2
1.4 計画の対象区域図	3
第2章 廃棄物処理の現状	4
2.1 本県の廃棄物処理の概要	4
2.2 廃棄物の排出状況	5
(1) 排出概況	
(2) 一般廃棄物（ごみ）の排出量	
(3) 産業廃棄物の排出量	
2.3 廃棄物の処理状況	9
(1) 処理概況	
(2) 一般廃棄物（ごみ）処理の現状	
(3) 産業廃棄物処理の現状	
2.4 排出量層別にみた産業廃棄物の排出・処理の状況	18
2.5 廃棄物処理施設の整備状況	20
(1) 一般廃棄物処理施設の整備状況	
(2) 産業廃棄物処理施設の整備状況	
2.6 廃棄物の広域移動状況	24
(1) 一般廃棄物（ごみ）の広域移動状況	
(2) 産業廃棄物の広域移動状況	
2.7 特別管理廃棄物の状況	26
2.8 廃棄物の不法投棄の状況	28
2.9 災害廃棄物対策の状況	29
2.10 第3次和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況	30
(1) 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況	
(2) 産業廃棄物の数値目標達成状況	
(3) 産業廃棄物の個別種類ごとの重点目標達成状況	
(4) ごみ処理広域化計画の達成状況	
2.11 廃棄物の将来予測	37
第3章 循環型社会の実現に向けて	38
3.1 基本方針	38
3.2 基本方針達成のために解決すべき本県の重要課題	39
3.3 取り組みの方向	43
3.4 取り組みの方向に基づく計画の目標	44

3. 5	計画の数値目標	46
(1)	一般廃棄物（ごみ）処理の目標	
(2)	産業廃棄物処理の目標	
(3)	その他の目標	
(4)	廃棄物処理の目標値の概念	
(5)	一般廃棄物の目標設定について	
(6)	産業廃棄物の目標設定について	
<b>第4章</b>	<b>目標達成のための取り組み</b>	<b>51</b>
4. 1	環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び 事業者意識の醸成	51
(1)	廃棄物情報の積極的な収集と提供	
(2)	各種リサイクル法の周知のための啓発の実施	
(3)	環境保全を含めた循環型社会推進の啓発の実施	
(4)	NPO等民間団体との連携	
4. 2	廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び熱回収の推進	52
(1)	排出抑制及び再使用の推進	
(2)	環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上	
(3)	各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進	
(4)	熱回収の推進	
(5)	広域処理の推進	
4. 3	適正処理推進のための廃棄物処理体制の整備	56
(1)	大阪湾フェニックス計画の推進	
(2)	紀南地域における公共関与による最終処分場整備事業の推進	
(3)	一般廃棄物処理施設の確保	
(4)	産業廃棄物処理体制の整備	
(5)	し尿処理対策の推進	
4. 4	特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進	58
(1)	PCB廃棄物対策	
(2)	感染性廃棄物適正処理の推進	
(3)	その他特別管理廃棄物適正処理の推進	
4. 5	不法投棄等不適正処理対策の充実	59
(1)	警察・行政機関・県民の連携による監視体制等の強化	
(2)	生活環境保全上の支障の除去	
(3)	適正処理の推進	
(4)	土地の所有者等の責任の徹底	
4. 6	災害廃棄物対策の推進	61
<b>第5章</b>	<b>計画を推進するための関係者の役割・責務</b>	<b>62</b>
5. 1	関係者の役割	62

- (1) 県民
- (2) 事業者
- (3) 処理業者
- (4) 市町村
- (5) 和歌山市
- (6) 県

**5. 2 計画の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66**

- (1) 計画の周知
- (2) 計画の進行管理
- (3) 技術開発の推進・普及

**☆第4次和歌山県廃棄物処理計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 68**

**資料**

- 資料1 用語集
- 資料2 和歌山県環境審議会廃棄物部会委員名簿
- 資料3 審議経過等

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1.1 計画の背景と目的

国は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめとするリサイクル関連法を整備するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理計画の策定を都道府県に義務付けた。

本県では、これまで3次に渡り、和歌山県廃棄物処理計画を策定し、取り組みを行ってきた。

その結果、廃棄物排出量の減少、再生利用率の上昇、最終処分量の減少など、循環型社会の構築に向けて一定程度の効果が見られる。

しかしながら、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理、処理施設の確保、不法投棄、災害廃棄物対策等について、依然として課題が残されている。また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっていることも踏まえ、低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取り組みを進めていく必要がある。

第4次和歌山県廃棄物処理計画は、県民の生活環境を保全し、県内産業の健全な発展を図りつつ、持続可能な循環型社会を推進することを目的とし、平成23年度に本県が策定した「第3次和歌山県廃棄物処理計画」の評価と現状を基に、新たに示された国の基本方針等を踏まえて、計画の数値目標等を見直したものである。計画の基本方針、取り組みの方向等の基本的な枠組みは第3次計画を踏襲している。

なお、本計画は「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」及び「自然共生社会の構築」の3分野で構成する県環境基本計画の分野別計画として位置づけられている。

## 1.2 計画の期間

- (1) 対象期間：平成28年度から平成32年度（5ヶ年）
- (2) 目標年次：平成32年度

## 1.3 用語の定義

### (1) 廃棄物とは

- 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定める廃棄物
- 生活系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くごみ
- 特別管理廃棄物：廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

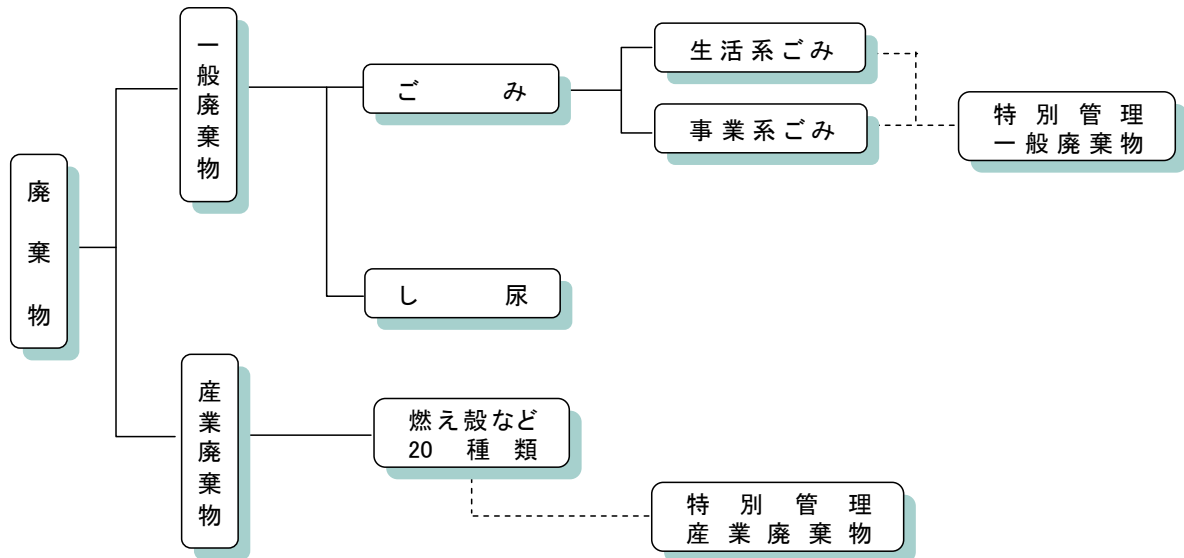
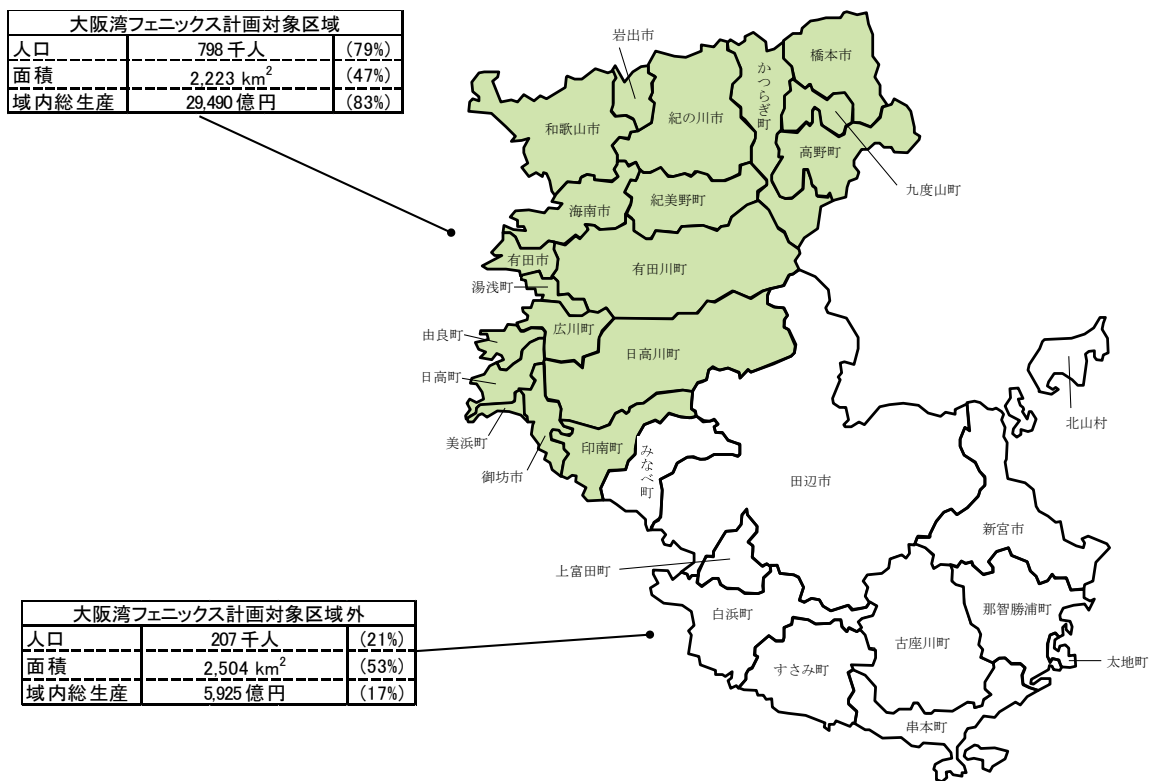


図1 廃棄物の分類

### (2) 廃棄物の処理

- 排出量：事業所等から排出された産業廃棄物の量  
市町村等による回収、市町村等への直接搬入又は集団回収された一般廃棄物の量
- 排出量原単位：1人1日あたりの排出量
- 減量化量：事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化（焼却、脱水等）された産業廃棄物の量  
市町村等の中間処理施設で減量化された一般廃棄物の量
- 再生利用量：事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物の量  
市町村等により再生利用された一般廃棄物の量
- 最終処分量：事業所等、廃棄物処理業者、市町村及び大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物の量

1.4 計画の対象区域図



- 注1) 網かけ部分の市町村は大阪湾フェニックス計画対象区域
- 2) 人口は一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成26年度実績)による
- 3) 面積及び域内総生産は平成26年刊行和歌山県統計年鑑による

図2 対象区域図

## 第2章 廃棄物処理の現状

### 2.1 本県の廃棄物処理の概要

平成26年度の1年間に和歌山県内で排出された廃棄物量は、4,063千トンとなっている。

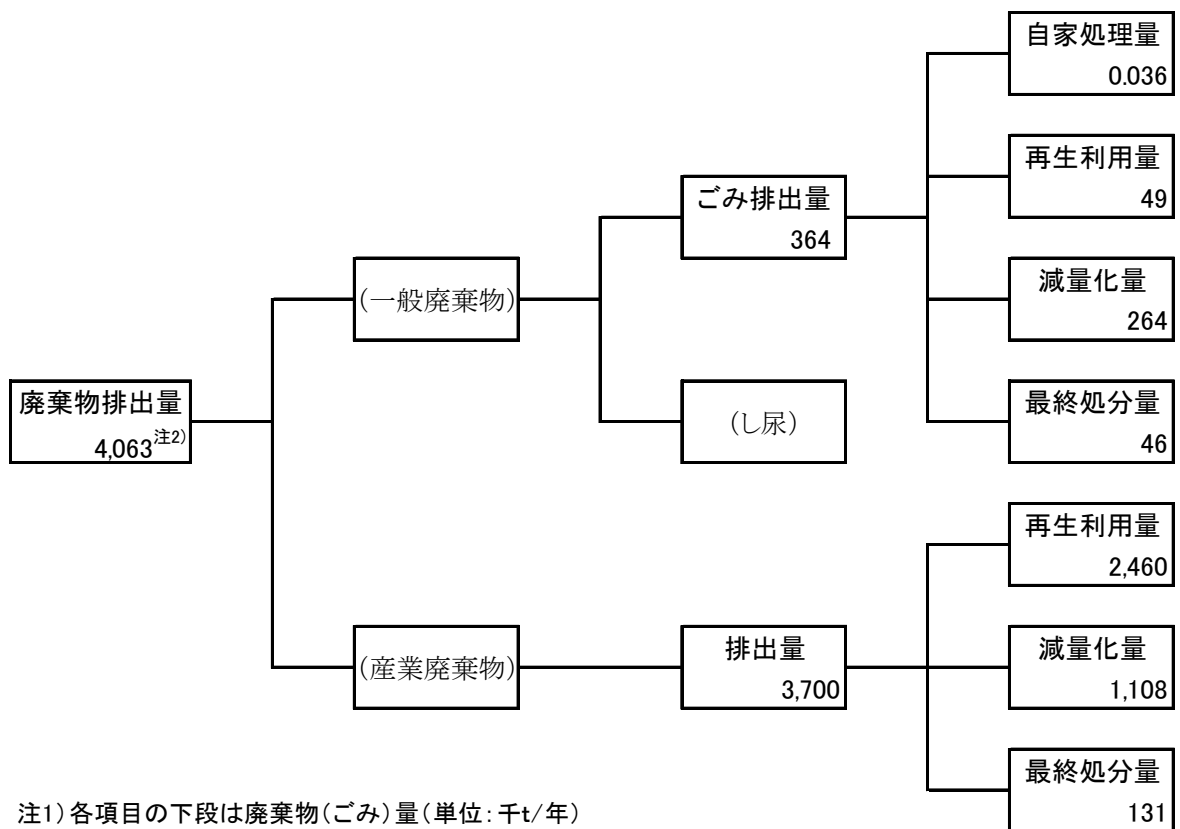
(図3)

[排出状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の排出量は、364千トンとなっている。
- ・産業廃棄物の排出量は、3,700千トンとなっている。

[処理状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の処理は、減量化量が264千トン、再生利用量が49千トン、最終処分量が46千トンとなっている。
- ・産業廃棄物の処理は、減量化量が1,108千トン、再生利用量が2,460千トン、最終処分量が131千トンとなっている。



注1) 各項目の下段は廃棄物(ごみ)量(単位:千t/年)

2) し尿は含まない量

図3 和歌山県の廃棄物処理の概要(平成26年度)

## 2.2 廃棄物の排出状況

### (1) 排出概況

[一般廃棄物(ごみ)]

- ・排出量は、減少傾向である。(図4)
- ・26年度の排出量は364千トンで、このうち一般家庭から排出される生活系ごみが265千トン(73%)、事業所から排出される事業系ごみが99千トン(27%)となっている。(図4)
- ・1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均より高くなっている。(表1)

[産業廃棄物]

- ・排出量は、減少傾向である。(図5)
- ・26年度の排出量は3,700千トンで、このうち製造業が2,310千トン(62%)、建設業が953千トン(26%)、その他の業種が436千トン(12%)となっている。(図5)
- ・1人1日あたりの排出量及び総生産あたりの排出量は、全国平均より高くなっている。

(表1)

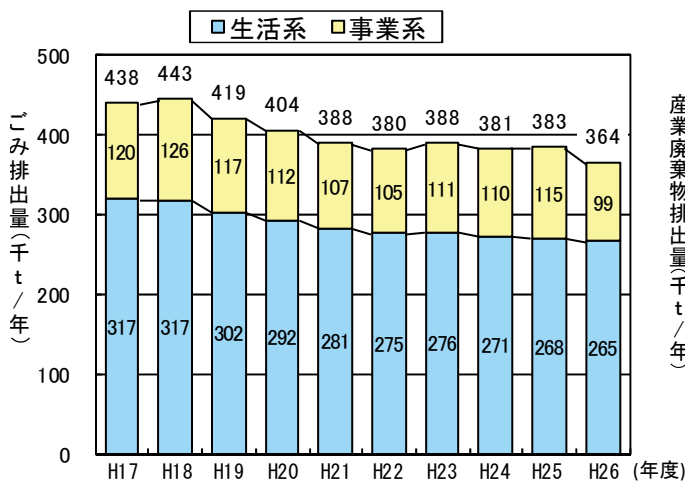


図4 一般廃棄物(ごみ)排出量の推移

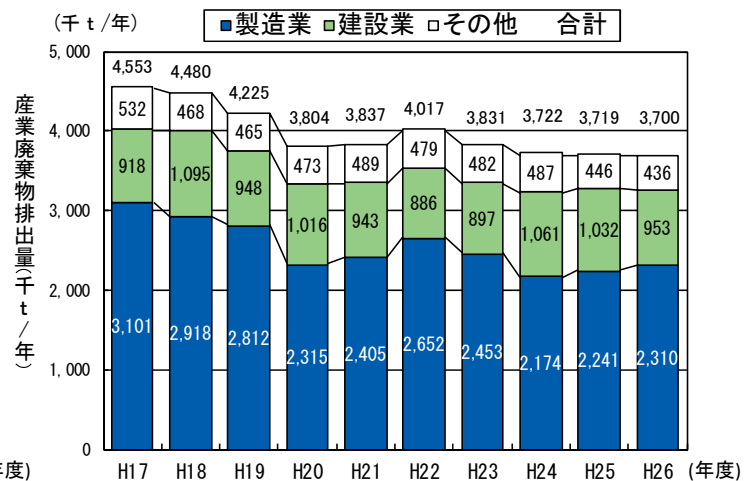


図5 産業廃棄物排出量の推移

表1 本県の廃棄物排出量と全国の比較(平成26年度)

		廃棄物排出量(千t)	1人1日あたりの排出量(g/人・日)	総生産あたりの排出量(t/億円)
一般廃棄物(ごみ)	和歌山県	364	992	10
	全国	44,317	947	9
産業廃棄物	和歌山県	3,700	10,088	104
	全国	384,696	8,222	82

注)総生産は平成24年度値を使用

## (2) 一般廃棄物（ごみ）の排出量

- ・ 県民1人1日あたりのごみ排出量は992グラムで、生活系ごみが722グラム（73%）、事業系ごみが269グラム（27%）となっている。生活系ごみのうち、集団回収と資源ごみを除いたものの排出量は608グラムである。（図6～9）
- ・ 県民1人1日あたりのごみ排出量を全国値（平成26年度実績）と比較すると、本県の生活系ごみは54グラム多く、事業系ごみは10グラム少なくなっている。生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）は87グラム多くなっている。（図7～9）
- ・ 1人1日あたりのごみ排出量を市町村別に見ると、白浜町が最も多く、紀美野町が最も少なくなっている。（図10）
- ・ 排出量を市町村別に見ると、和歌山市が最も多く、県全体の40%を占めている。（図11）

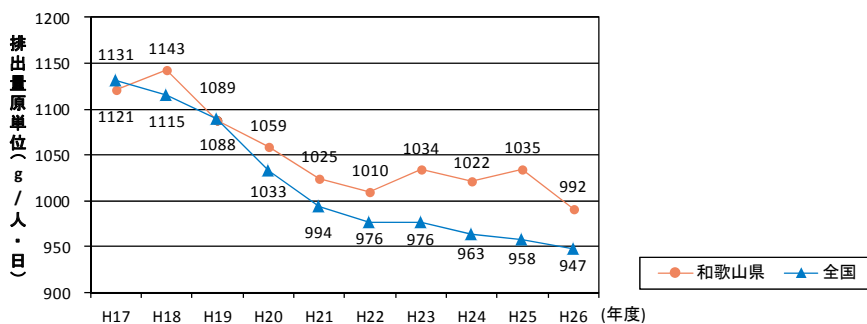


図6 ごみ排出量原単位の推移の和歌山県と全国との比較

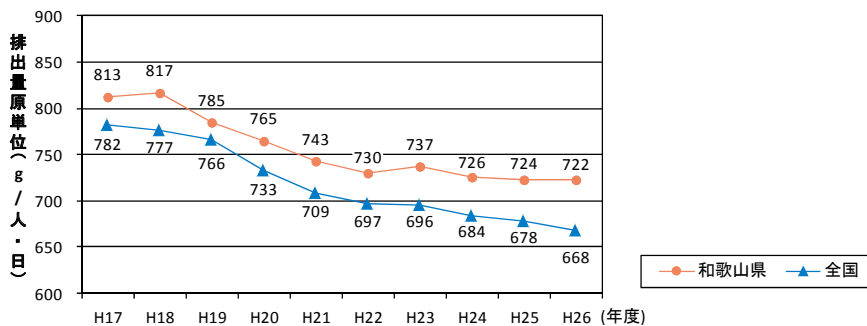


図7 生活系ごみ排出量原単位の推移の和歌山県と全国との比較

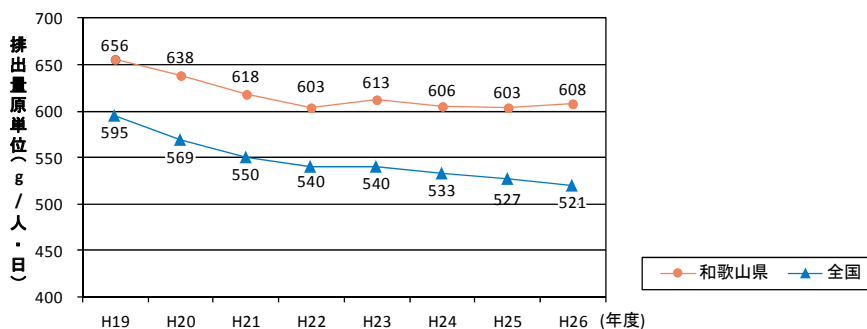


図8 生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く）排出量原単位の推移の和歌山県と全国との比較

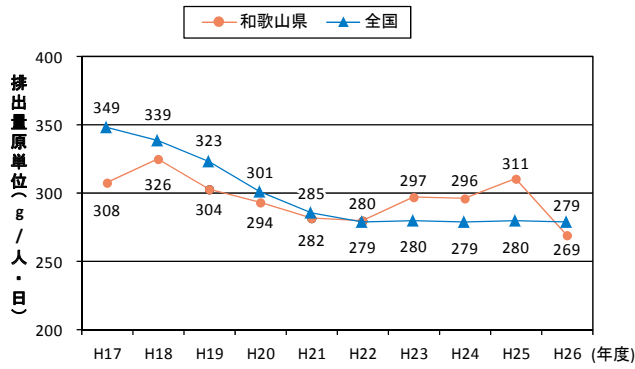


図9 事業系ごみ排出量原単位の推移の和歌山県と全国との比較

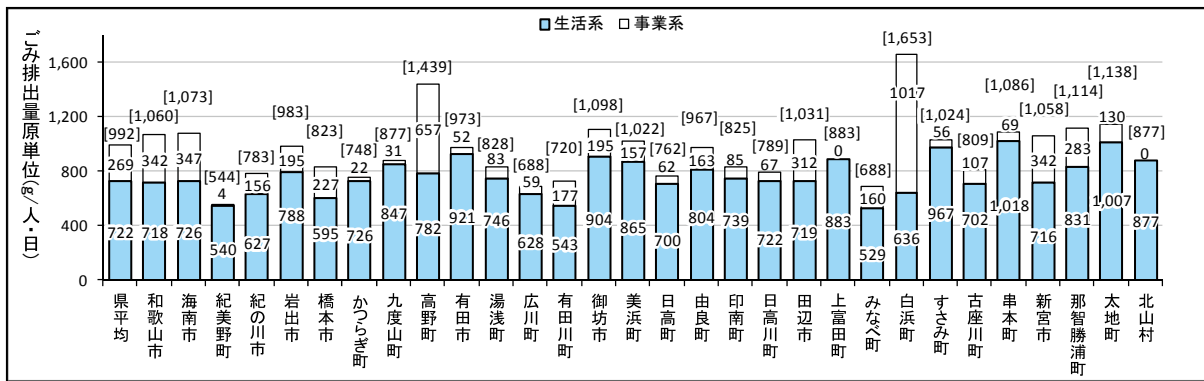


図10 市町村別ごみ排出量原単位 (平成26年度)

注1) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

2) [ ]内は地域別のごみ排出原単位

3) 生活系ごみと事業系ごみを一緒に収集している市町村は、事業系ごみの一部又は全部を生活系ごみとして数えている場合がある。

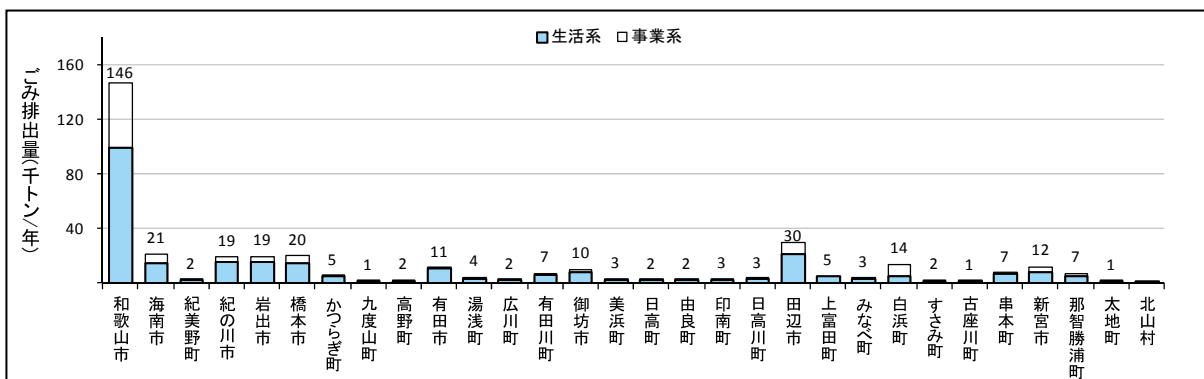


図11 市町村別ごみ排出量 (平成26年度)

### (3) 産業廃棄物の排出量

- ・平成26年度の排出量は3,700千トンで、主な種類は、鉱さい、ばいじん、がれき類、汚泥となっている。(図12)
- ・排出量を地域別にみると、和歌山地域が最も多く、県全体の77%を占めている。また、1人1日あたり及び地域内総生産あたりでも和歌山地域が最も多くなっている。(表2)

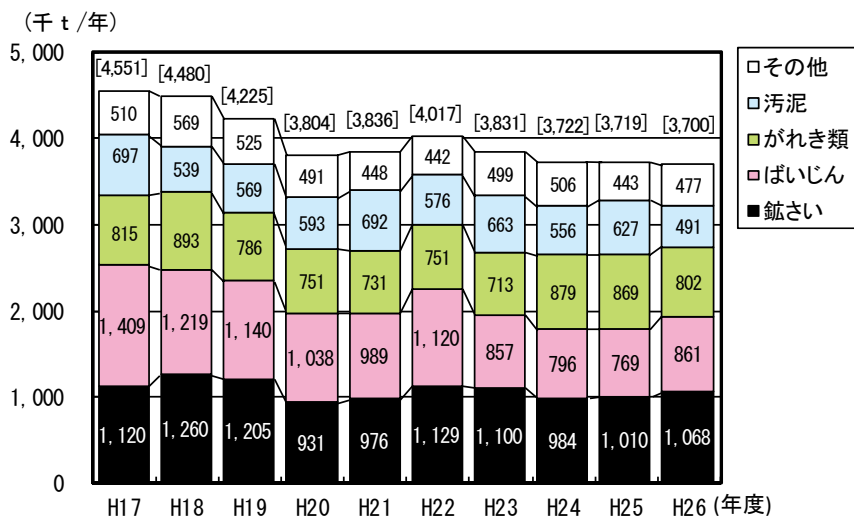


図 12 産業廃棄物の種類別排出量

表 2 産業廃棄物の地域別排出量 (平成 26 年度)

地域	和歌山	海南・海草	紀の川・岩出	橋本・伊都	有田	御坊・日高	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁	県合計
廃棄物排出量(千t)	2,836	139	159	108	101	111	165	81	3,700
1人1日あたり排出量(g/人・日)	20,586	5,929	3,645	3,216	3,531	4,583	3,356	3,067	10,088
地域内総生産あたり排出量(t/億円)	166	55	59	46	35	56	41	36	104

注)地域内総生産は平成24年度値

## 2.3 廃棄物の処理状況

### (1) 処理概況

#### [一般廃棄物（ごみ）]

- ・平成26年度は再生利用量が49千トン（14%）、減量化量が264千トン（74%）、最終処分量が46千トン（13%）となっている。（図13）
- ・処理率を全国値（平成26年度実績）と比較してみると、再生利用率は7ポイント低く、最終処分量は4ポイント高くなっている。（図15、表3）

#### [産業廃棄物]

- ・平成26年度は再生利用量が2,460千トン（66%）、減量化量が1,108千トン（30%）、最終処分量が131千トン（4%）となっている。（図14）
- ・処理率を全国値（平成25年度実績）と比較してみると、再生利用率は13ポイント高く、最終処分量は同程度となっている。（図16、表3）

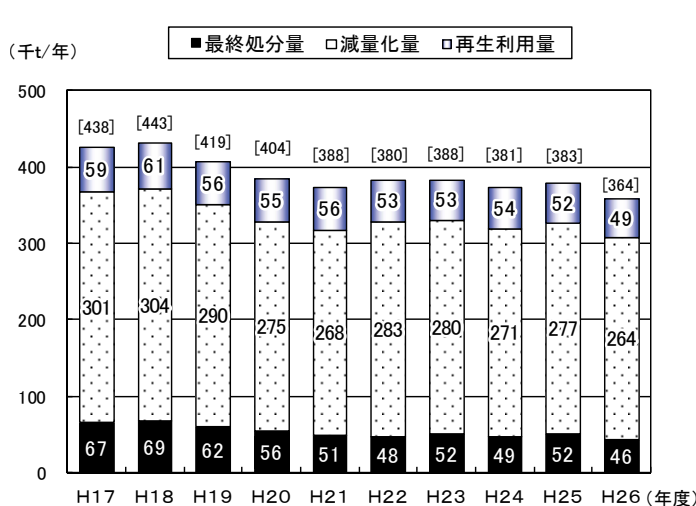


図13 一般廃棄物（ごみ）の処理量の推移

注) [ ]内は排出量を示す。ごみ排出量とごみ処理量は一致しないことから、再生利用量、減量化量及び最終処分量の合計と排出量は一致しない場合がある。

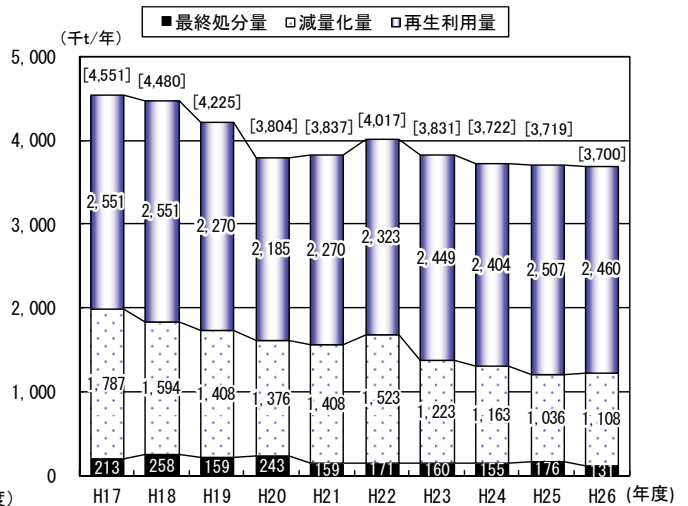


図14 産業廃棄物の処理量の推移

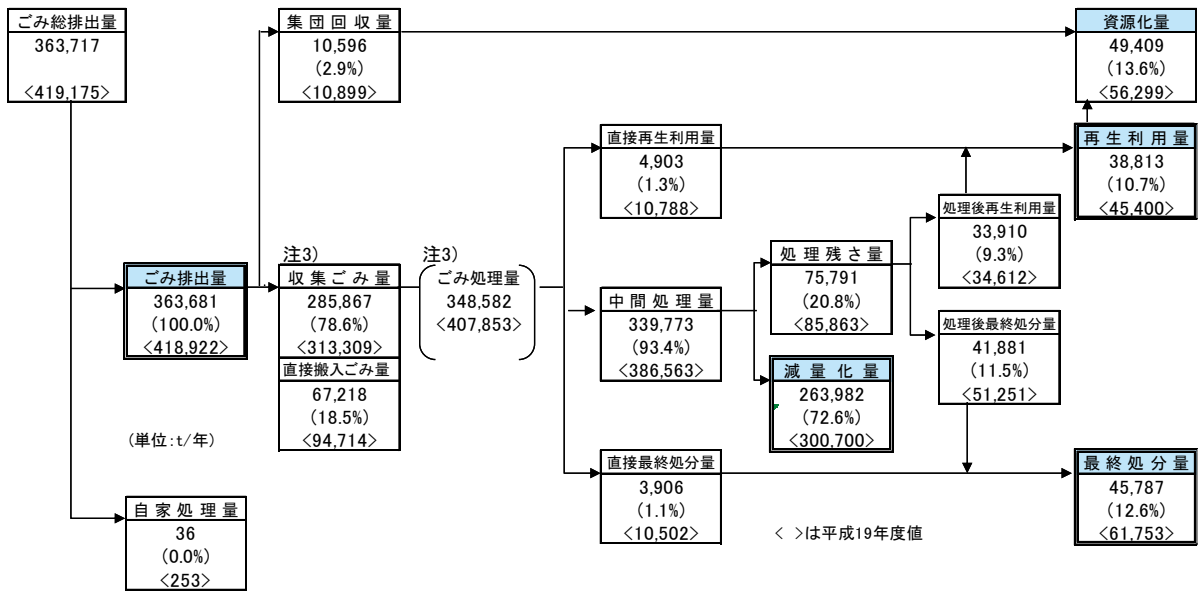
表3 廃棄物の処理量の本県と全国の比較（平成26年度）

		(単位: 千t/年)			
		排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
一般廃棄物 (ごみ)	和歌山県	364	49 (14%)	264 (73%)	46 (13%)
	全国	44,317	9,129 (21%)	30,912 (70%)	4,302 (10%)
産業廃棄物	和歌山県	3,700	2,460 (66%)	1,108 (30%)	131 (4%)
	全国	384,696	205,415 (53%)	167,560 (44%)	11,721 (3%)

注1) ( )内は対排出量比

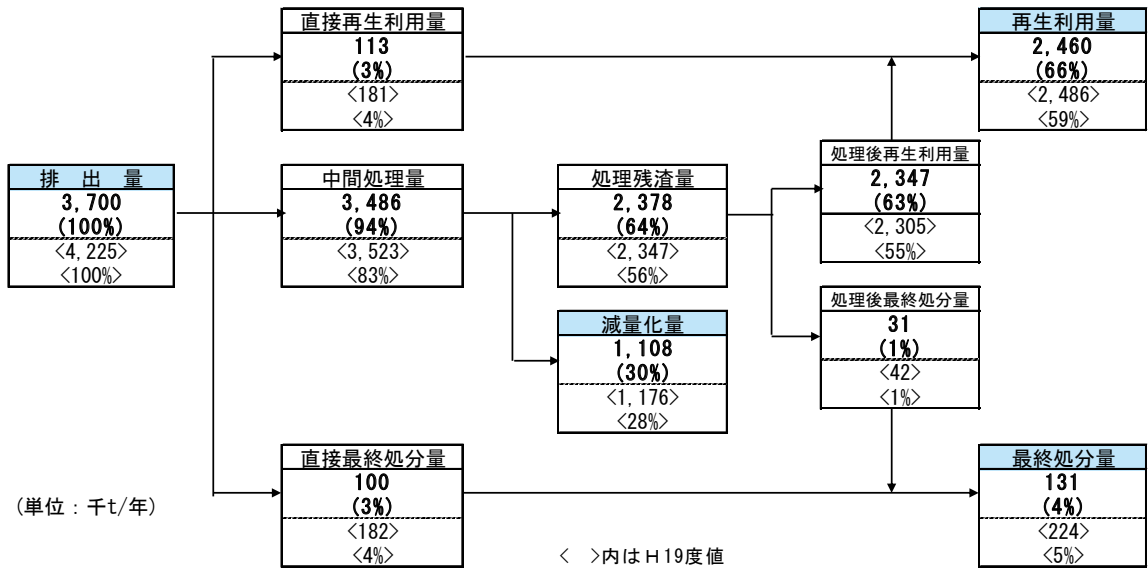
2) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

3) 全国の廃棄物処理量: 一般廃棄物(ごみ)は平成26年度値、産業廃棄物は平成25年度値



- 注1) ( )内は対排出量比  
 2) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。  
 3) 収集ごみ量、直接搬入ごみ量は平成26年度に収集等された量、ごみ処理量は平成26年度に施設で処理された量であり両者の値は一致しない。

図15 本県の一般廃棄物(ごみ)処理フロー(平成26年度)

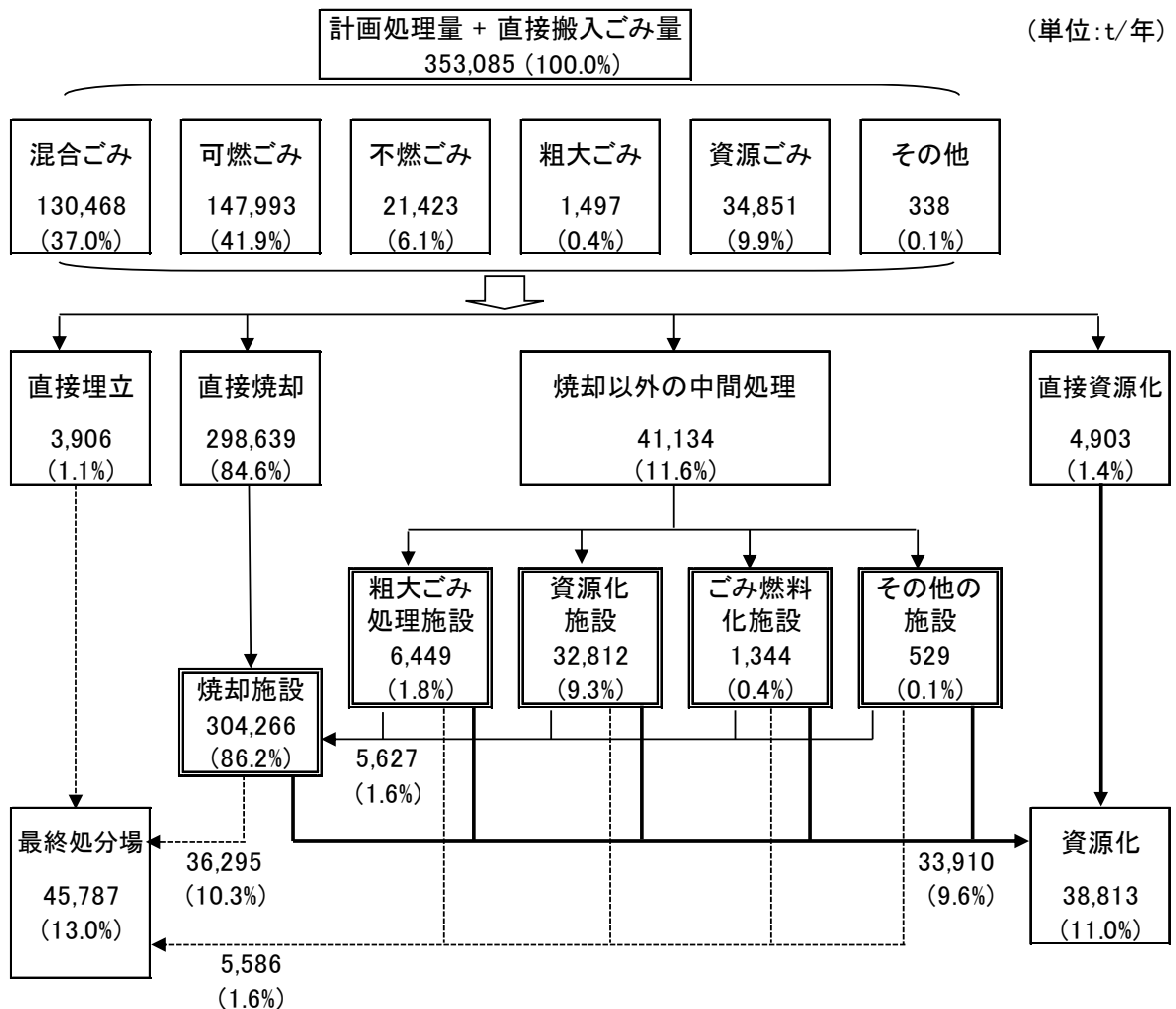


- 注1) ( )内は対排出量比  
 2) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

図16 本県の産業廃棄物処理フロー(平成26年度)

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理の現状

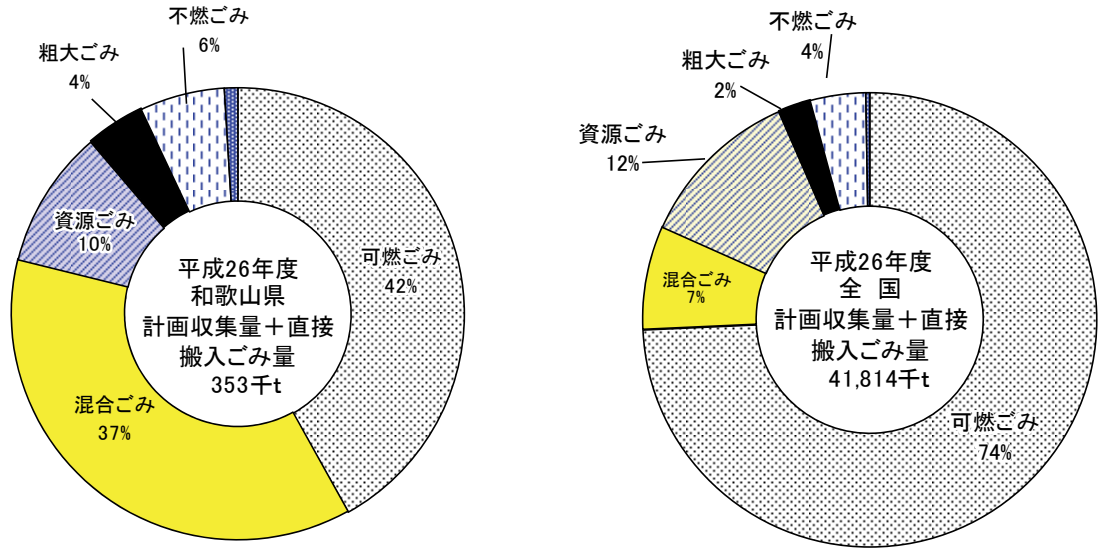
- ・計画処理量（自家処理を除く）の86%が焼却処理されている。（図17）
- ・ごみ収集の内訳をみると、可燃ごみが42%、混合ごみが37%となっており、混合ごみの割合が全国値と比較して多くなっている。（図18）
- ・資源化量（市町村等による再生利用と集団回収の合計）は49千トンで、内訳を見ると、紙類が37%、金属類が18%、ガラス類が12%等となっている。（表4・図19）
- ・再生利用率を市町村別に見ると、太地町が最も高く、和歌山市が最も低くなっている。（図20）
- ・家電リサイクル法対象廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は同法のルートにより市町村を介さず処理されている。（図21、表5）
- ・最終処分量46千トンのうち、直接埋立が4千トン、焼却残さが36千トン、焼却以外の中間処理残さが6千トンとなっている。（図22）



注1) ( )内は対排出量比

2) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

図17 一般廃棄物（ごみ）の中間処理の状況（平成26年度）



【和歌山県】 【全国】

図 18 ごみ収集の本県と全国の比較（平成 26 年度）

表 4 ごみ資源化の内訳（平成 26 年度）

(単位: 千t/年)

	市町村	集団回収	合計
紙	10.8	9.7	20.5
金属	8.8	0.2	9.0
ガラス	5.7	0.0	5.7
PET	1.9	0.0	1.9
プラ	8.2	0.0	8.2
布類	0.5	0.4	0.9
その他	3.0	0.2	3.2
合計	38.8	10.6	49.4

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

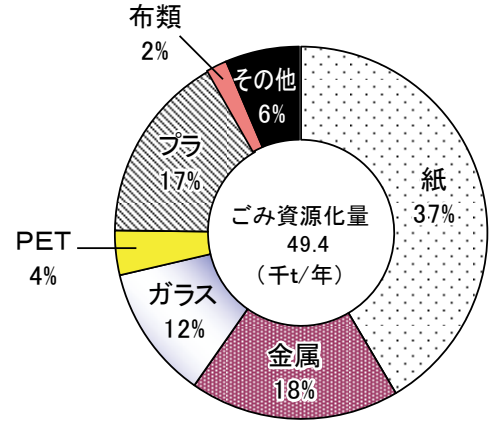


図 19 ごみ資源化の内訳（平成 26 年度）

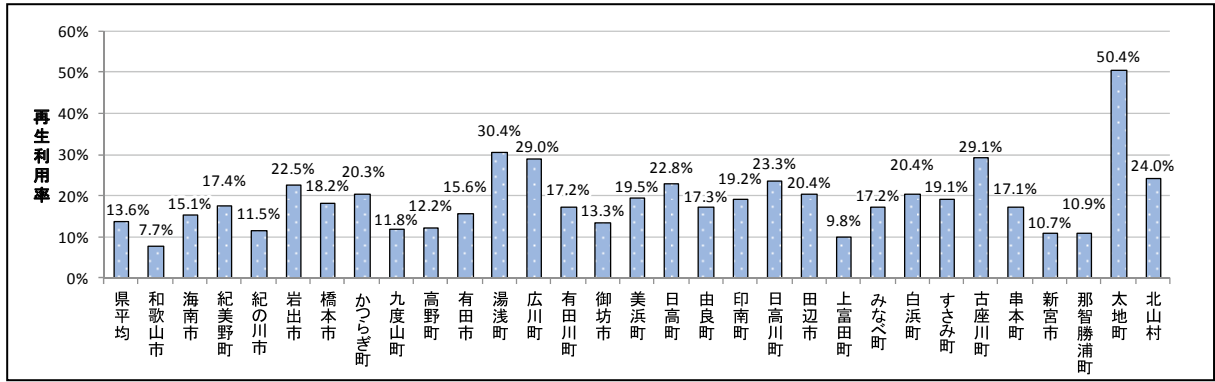


図 20 市町村別ごみ再生利用率（平成 26 年度）

表5 県内の家電4品目引取台数に基づく処理量（平成26年度）

	エアコン	ブラウン管 テレビ	液晶・プラズ マテレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・衣類 乾燥機	4品目計
指定引取場所 引取台数(千台)	18	14	5	21	22	79
処理量(t)	746	278	32	1,583	1,098	3,738
再商品化量(t)	686	209	28	1,267	967	3,157

注)家電リサイクル法による処理は市町村を介さず処理されるため、本表の数値は廃棄物統計数値に含まれない。

(参考) 家電4品目の1台あたりの重量と再商品化率

	エアコン	ブラウン管 テレビ	液晶・プラズ マテレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・衣類 乾燥機
家電1台あたりの重量	41kg	20kg	7kg	76kg	50kg
再商品化率	92%	75%	89%	80%	88%

注1)家電1台あたりの重量は平成26年度の全国処理台数及び処理重量から算出

2)再商品化率は平成26年度の全国実績値

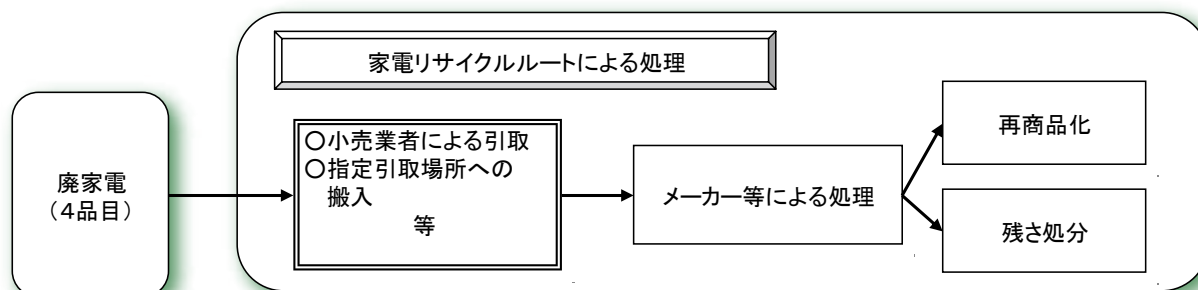


図21 家電リサイクル法施行による家電リサイクルルート

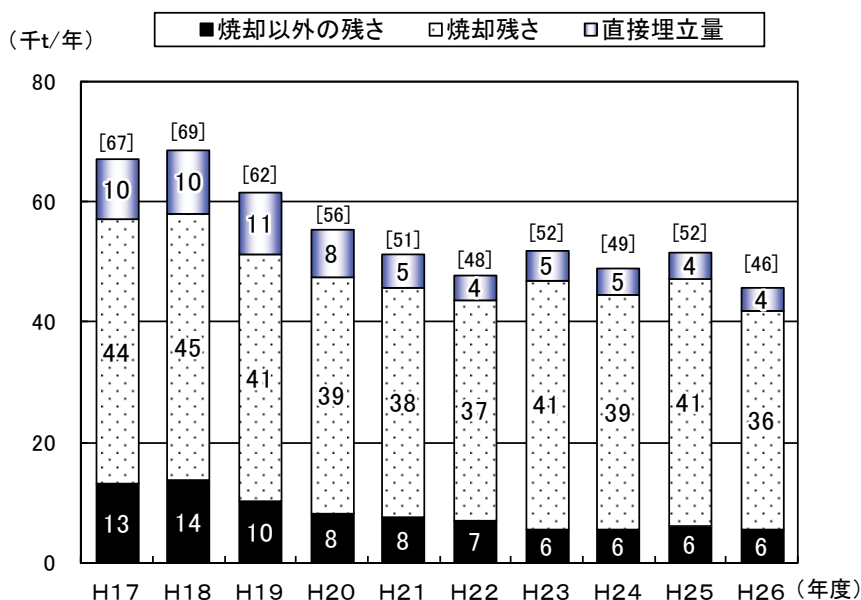


図22 ごみ最終処分量の推移

### (3) 産業廃棄物処理の現状

#### [再生利用]

- 再生利用率を種類別にみると、動物ふん尿、がれき類、金属くず、木くず、鉱さいが高くなっている。(図 23)
- 再生利用率を業種別にみると、農業・林業、運輸業・郵便業、建設業が高くなっている。(図 24)
- 再生利用量の内訳を見ると、鉱さい、がれき類が主な種類となっており、業種別では製造業、建設業が全体の 90%以上を占めている。(図 25・26)
- 再生利用量の用途別内訳を見ると、約 7 割の廃棄物が土木・建設資材へ再生利用されており、その内訳はがれき類、鉱さいが主な種類となっている。(表 6)

#### [最終処分]

- 最終処分率を種類別にみると、ゴムくず、燃え殻、紙くず、廃プラスチック類、繊維くずが高くなっている。(図 23)
- 最終処分率を業種別にみると、不動産業・賃貸業、生活サービス業が高くなっている。(図 24)
- 最終処分量の内訳を見ると、鉱さい、がれき類、汚泥が主な種類となっており、製造業及び建設業で約 86%を占めている。(図 27・28)

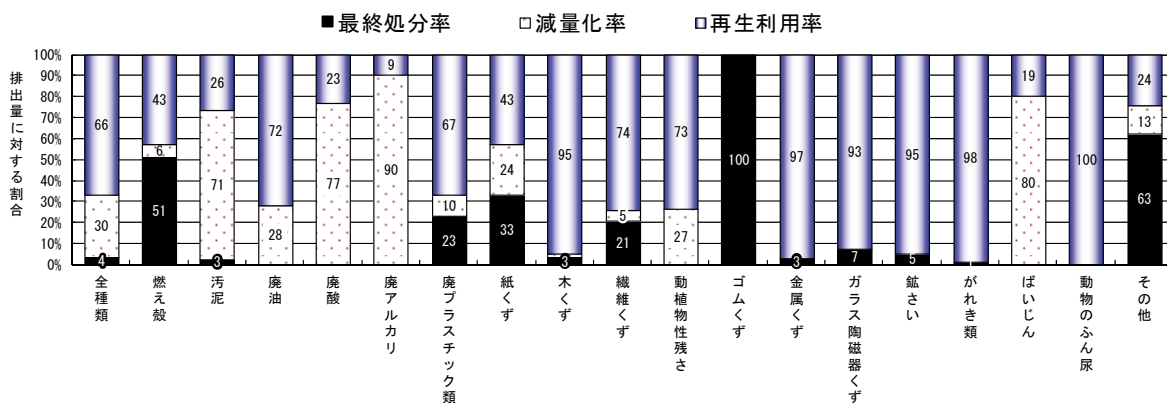


図 23 産業廃棄物の種類別処理率 (平成 26 年度)

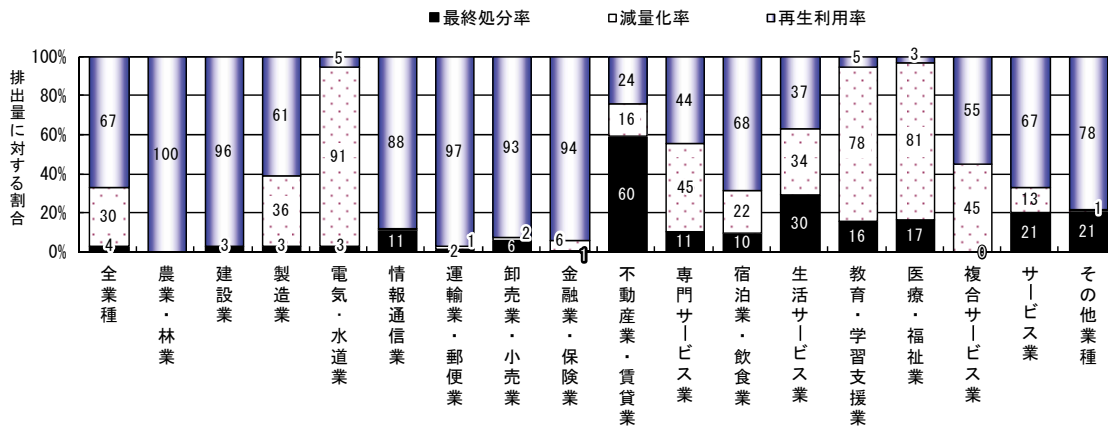


図24 産業廃棄物の業種別処理率 (平成26年度)

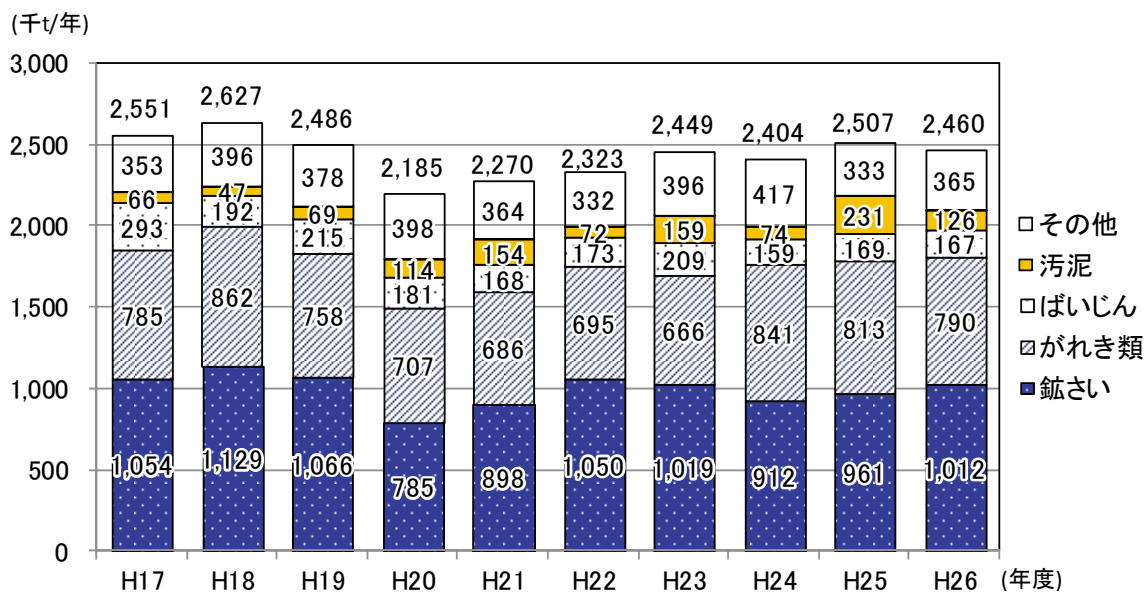


図25 再生利用量の種類別内訳

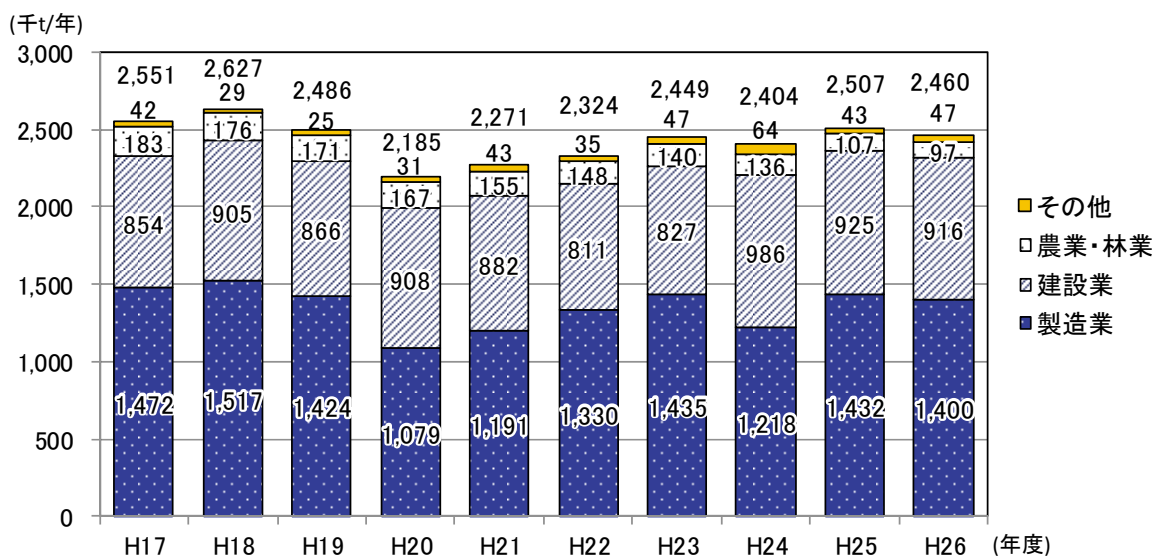


図26 再生利用量の業種別内訳

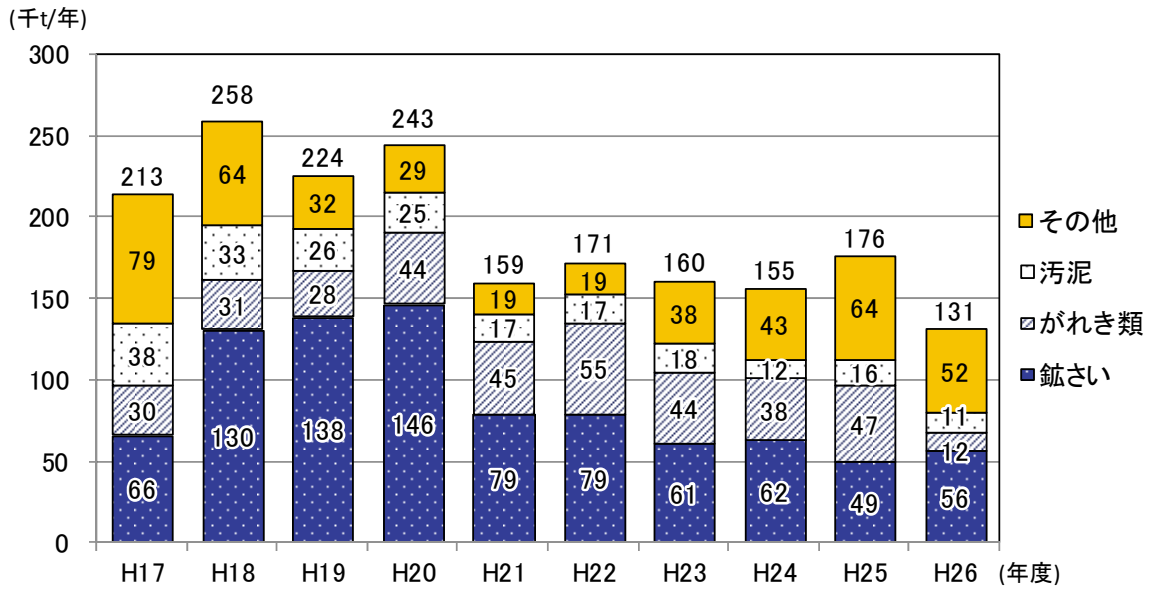


図 27 最終処分量の種類別内訳

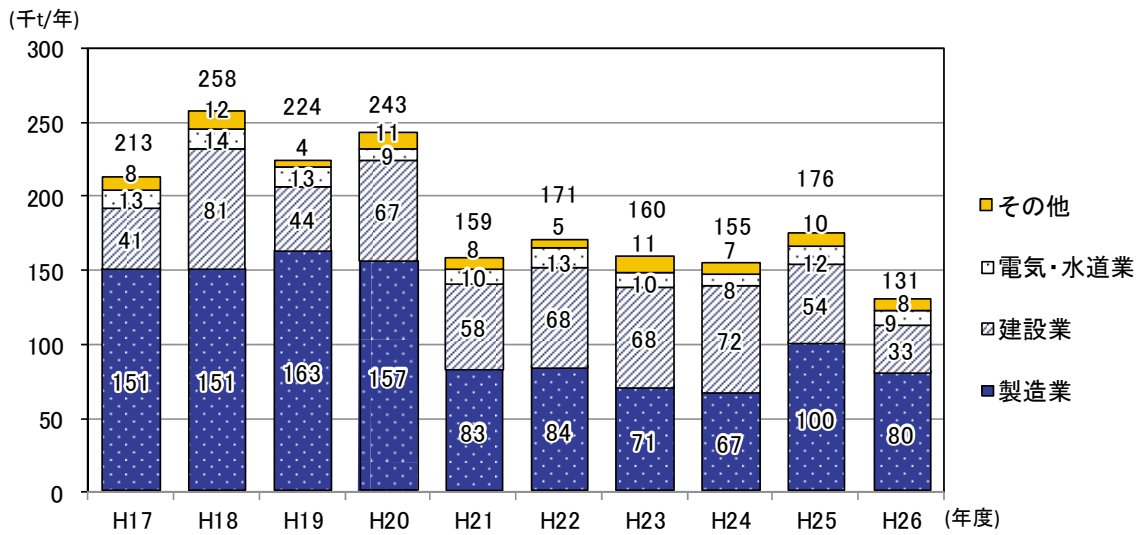


図 28 最終処分量の業種別内訳

表 6 再生利用量の用途別内訳

【種類別】

	鉄鋼原料等	土木・建設資材	セメント原材料	肥料・飼料	その他	合計
鉞さい	0 (0%)	1,012 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1,012 (100%)
がれき類	0 (0%)	786 (99%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0%)	790 (100%)
ばいじん	150 (90%)	0 (0%)	14 (8%)	0 (0%)	4 (2%)	167 (100%)
動物のふん尿	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	95 (100%)	0 (0%)	95 (100%)
その他	81 (20%)	137 (35%)	5 (1%)	5 (1%)	168 (43%)	396 (100%)
合計	231 (9%)	1,935 (79%)	18 (1%)	100 (4%)	176 (7%)	2,460 (100%)

注1) ( )内は種類別の資源化用途の割合  
2) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

## 【業種別】

(千t/年)

	鉄鋼原料等	土木・建設資材	セメント原材料	肥料・飼料	その他	合計
製造業	212 (15%)	1,110 (79%)	14 (1%)	3 (0%)	62 (4%)	1,400 (100%)
建設業	9 (1%)	816 (89%)	0 (0%)	0 (0%)	90 (10%)	916 (100%)
農林漁業	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	95 (99%)	1 (1%)	97 (100%)
その他	10 (21%)	8 (17%)	4 (9%)	2 (4%)	23 (48%)	47 (100%)
合計	231 (9%)	1,935 (79%)	18 (1%)	100 (4%)	176 (7%)	2,460 (100%)

注1) ( )内は種類別の資源化用途の割合

2) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

## 2. 4 排出量層別にみた産業廃棄物の排出・処理の状況

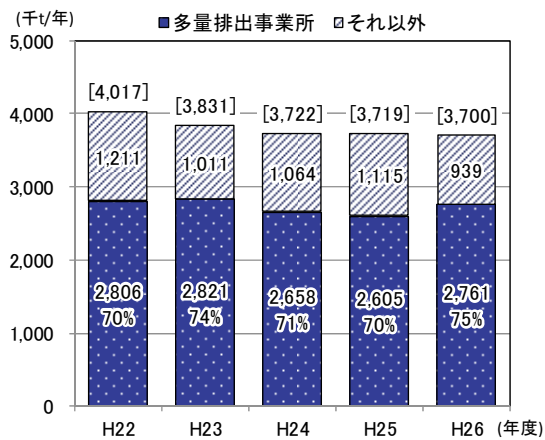
### [多量排出事業所]

- ・年間1千トン以上の廃棄物を排出する事業所（多量排出事業所）からの排出量が全体の75%を占めている。（図29）
- ・また、多量排出事業所から排出される産業廃棄物の再生利用量は県全体の72%、最終処分量は60%を占めている。（図29）

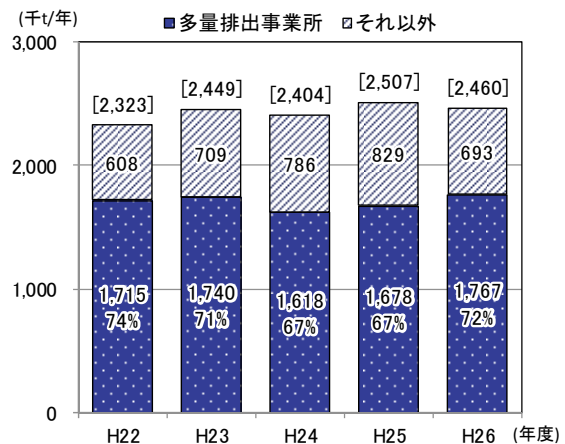
### [鉄鋼業とその他の業種との比較]

- ・本県の基幹産業の1つである鉄鋼業は、基礎素材である鉄鋼材料を生産する基盤産業であり、生産時の副産物として鉍さいやばいじんが多量に発生するため、産業廃棄物の排出量が多く県全体の56%を占めている。（図30）
- ・しかし、鉄鋼業とその他の業種の処理率を平成26年度実績で比較すると、再生利用率については鉄鋼業は63%、その他の業種は71%であり、その他の業種が高くなっている。また、最終処分率については、鉄鋼業は4%、その他の業種も4%であり、同程度となっている。（図31）
- ・鉄鋼業を除く業種の排出量は、平成21年度比で151千トン減少しており、再生利用率は6ポイント増加、最終処分量は22千トン減少している。（図31）

### 【排出量】



### 【再生利用量】



### 【最終処分量】

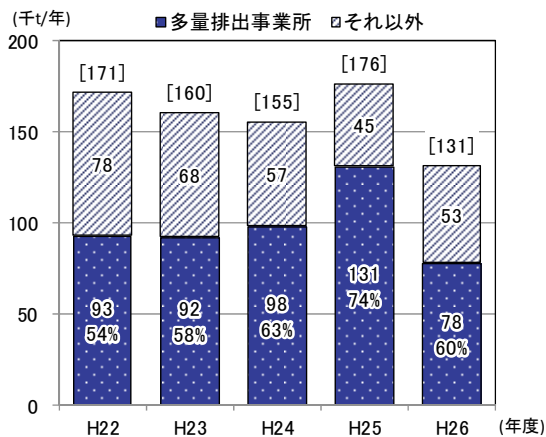


図29 排出量層別の産業廃棄物処理量等

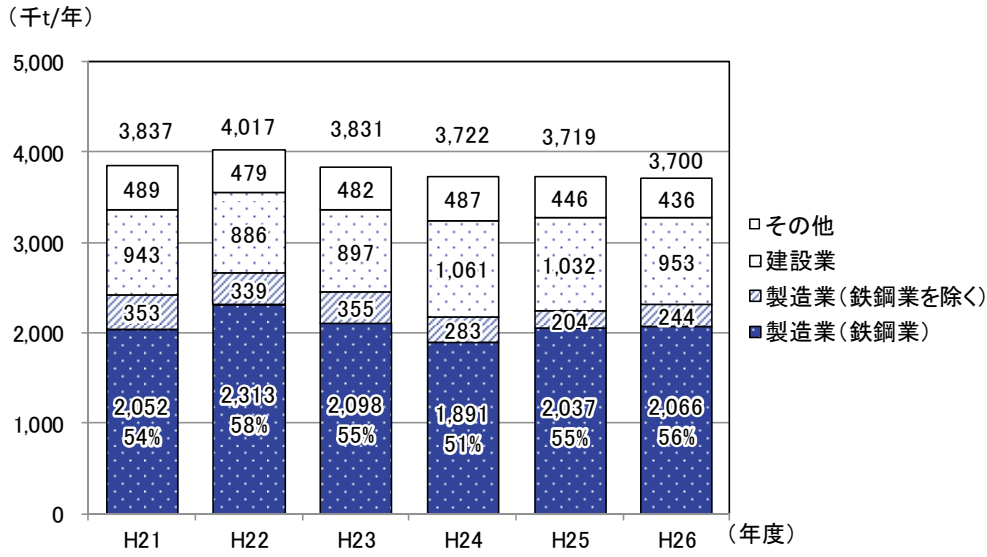
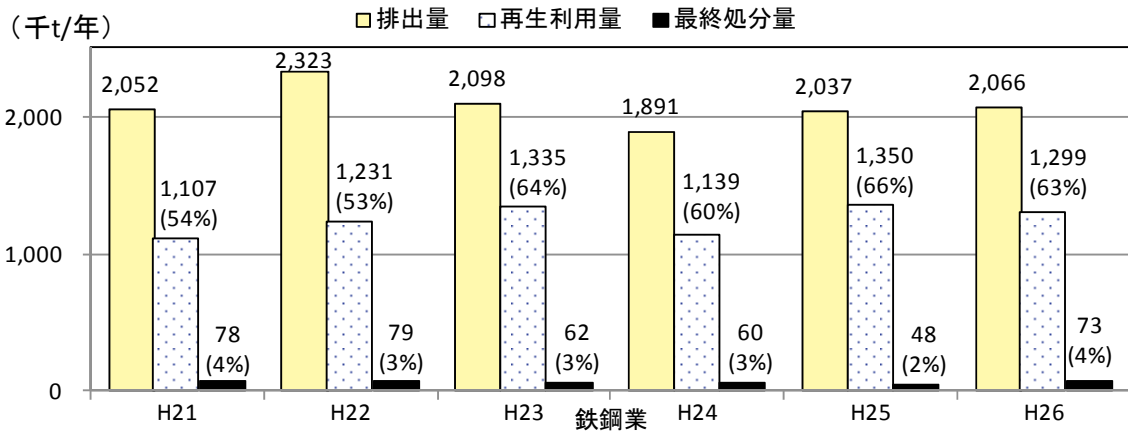
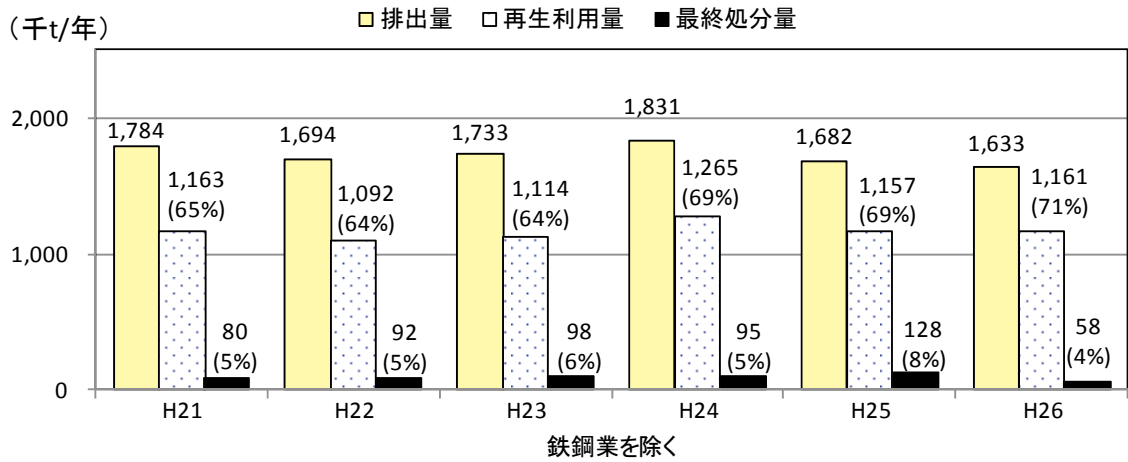


図30 業種別の産業廃棄物排出量



注1) ( )内は対排出量比

図31 鉄鋼業とその他の業種の産業廃棄物処理量の推移

## 2. 5 廃棄物処理施設の整備状況

### (1) 一般廃棄物処理施設の整備状況

- ・ごみ処理施設は、焼却施設が 18 施設、焼却以外の中間処理施設が 18 施設となっている。(表 7・9)
- ・焼却施設は、18 施設のうち、9 施設で余熱利用がされている。3 施設では、発電が行われており、平成 26 年度の総発電電力量は 31.5GWh / 年である。(表 8・図 32)
- ・最終処分場は 14 施設あり、残余容量は 349 千 m<sup>3</sup>となっている。(表 10)
- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少傾向であり、平成 26 年度は 514 千 kl である。(表 11)
- ・水洗化率は、平成 26 年度で 79.4%であり全国平均値 93.9%と比較して低い。(図 33)
- ・汚水処理人口普及率は、増加しているが、全国と比較すると低い。(図 34)

表 7 ごみ焼却施設の整備状況 (平成 27 年 3 月末時点)

		バッチ	准連続	全連続	合計
ストーカ式	施設数	7	2	3	12
	(処理能力)	(134)	(149)	(601)	(884)
流動床式	施設数		2	4	6
	(処理能力)		(105)	(677)	(782)
合計	施設数	7	4	7	18
	(処理能力)	(134)	(254)	(1278)	(1666)

注1) ( )内は施設の処理能力(t/日)

2)稼働中の施設のみ

表 8 ごみ焼却施設の余熱利用状況 (平成 27 年 3 月末時点)

施設数	余熱利用有り							余熱利用無し
	温水利用		蒸気利用		発電		その他	
	場内利用	場外利用	場内利用	場外利用	場内利用	場外利用		
9	7	1	2	0	3	1	2	9

※重複回答のため施設数の合計と一致しない。

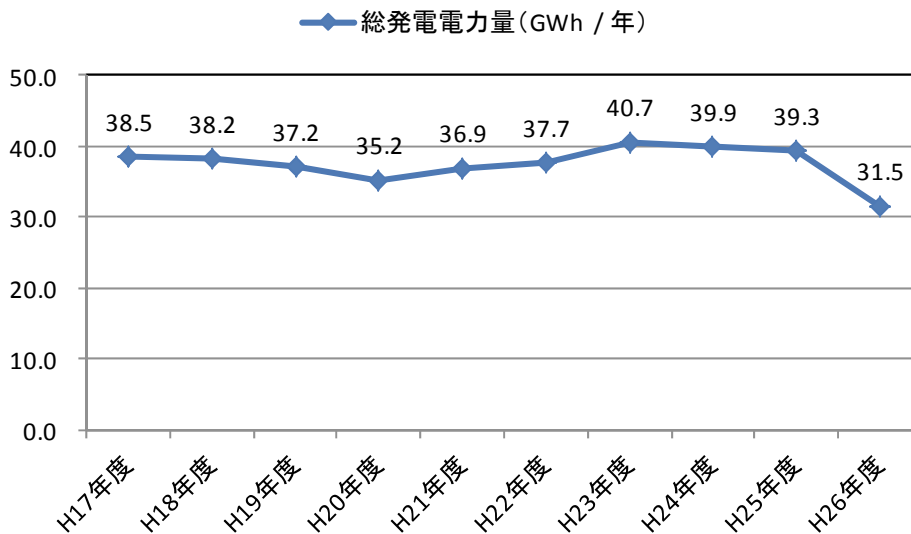


図 32 ごみ焼却施設の総発電電力量の推移

表9 焼却施設以外の中間処理施設（平成27年3月末時点）

	固形燃料化施設	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	合計
施設数	2	3	13	18
処理能力(t/日)	11	106	157	274

注)稼働中の施設のみ

表10 一般廃棄物最終処分場の整備状況（平成27年3月末時点）

地域	施設数	残余容量 (千m <sup>3</sup> ) (a)	H26年度最終処分量 (千t/年)		残余年数 (a) / (b)
			(b)	うち大阪湾 フェニックス	
大阪湾フェニックス計画対象区域	7	252	44	29	-
その他の区域	7	97	5	0	16
県全体	14	349	49	29	

注1)四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

2)残余年数は、0.8163t/m<sup>3</sup>として算出

3)残余容量に大阪湾フェニックス最終処分場の残余容量は含まない。

表11 し尿処理状況

(単位:千kl/年)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理量	し尿処理施設	526.1	533.1	531.2	533.0	530.1	530.2	529.6	520.1	518.7	513.9
	(汲み取りし尿)	(214.3)	(203.6)	(194.5)	(203.2)	(195.1)	(187.0)	(181.8)	(168.1)	(155.8)	(149.4)
	(浄化槽汚泥)	(311.8)	(329.6)	(336.7)	(329.8)	(335.1)	(343.2)	(347.8)	(351.9)	(362.9)	(364.5)
	下水道投入	0.4	2.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.0	0.3
	(汲み取りし尿)	(0.1)	(2.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)
	(浄化槽汚泥)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.0)	(0.3)
	海洋投入	4.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(汲み取りし尿)	(2.6)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	(浄化槽汚泥)	(1.5)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	小計	530.5	536.3	531.9	533.7	530.5	530.6	530.0	520.4	518.7	514.2
(汲み取りし尿)	(216.9)	(205.9)	(194.5)	(203.3)	(195.1)	(187.1)	(181.9)	(168.2)	(155.8)	(149.5)	
(浄化槽汚泥)	(313.6)	(330.4)	(337.3)	(330.4)	(335.4)	(343.5)	(348.1)	(352.2)	(362.9)	(364.8)	
自家処理量	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.3	0.3	
(汲み取りし尿)	(1.5)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.1)	(1.0)	(1.0)	(0.9)	(0.3)	(0.3)	
(浄化槽汚泥)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
し尿処理量合計	532.0	537.6	533.1	534.9	531.6	531.6	531.0	521.4	519.0	514.5	
(汲み取りし尿)	(218.4)	(207.2)	(195.7)	(204.4)	(196.2)	(188.1)	(182.9)	(169.2)	(156.1)	(149.8)	
(浄化槽汚泥)	(313.6)	(330.4)	(337.3)	(330.5)	(335.4)	(343.5)	(348.1)	(352.2)	(362.9)	(364.8)	

注)四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

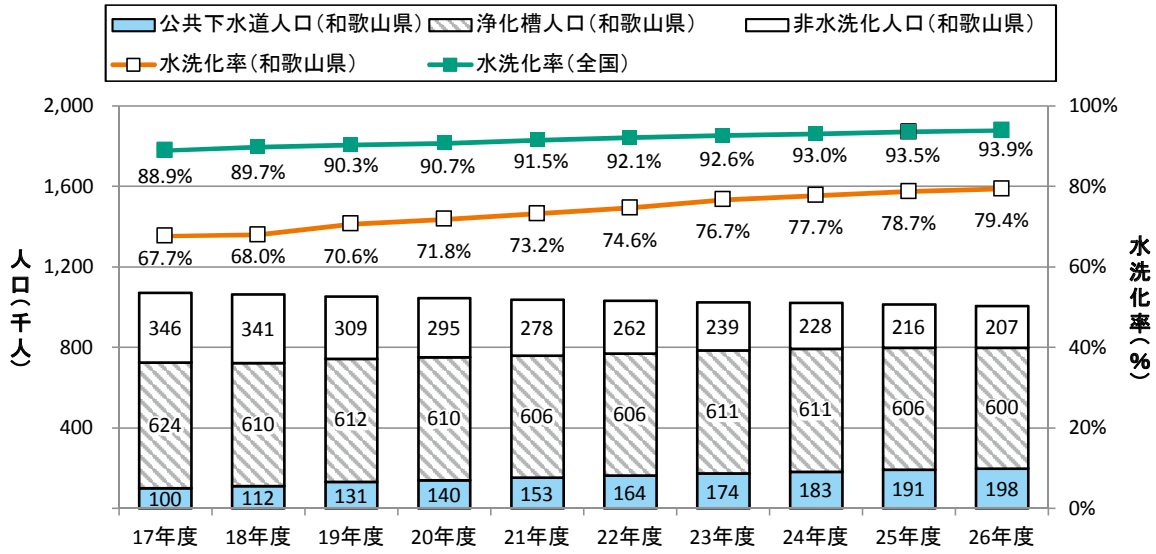


図 33 水洗化状況の推移

- 注 1) 水洗化人口=公共下水道人口+浄化槽人口
- 注 2) 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む
- 注 3) 非水洗化人口=計画収集人口+自家処理人口

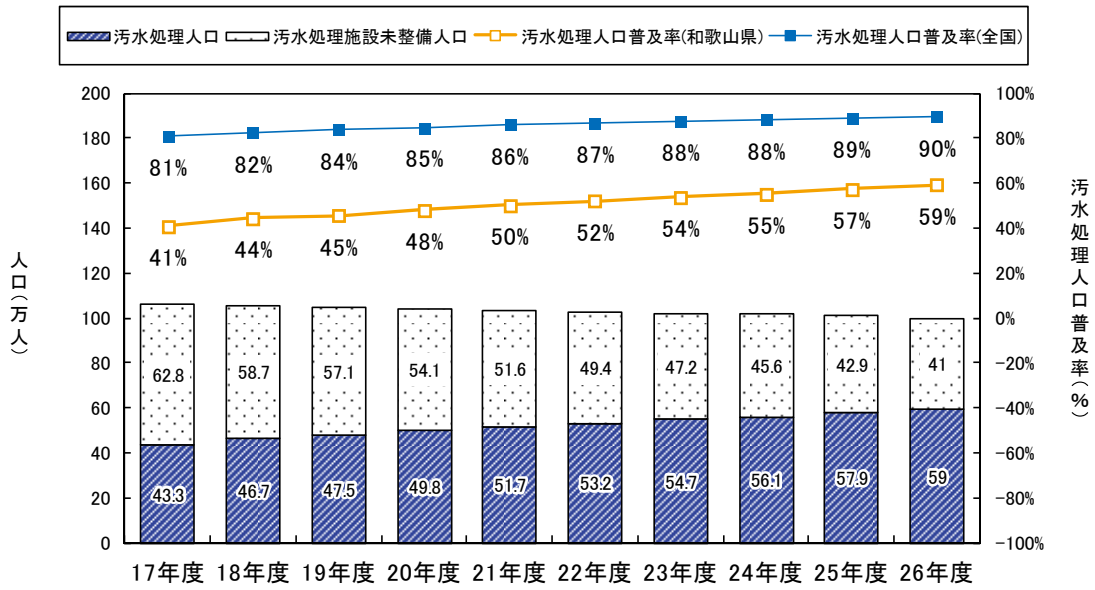


図 34 汚水処理人口普及状況の推移

- 注 1) 汚水処理人口=下水道人口+農業集落排水施設等人口+合併処理浄化槽人口+コミュニティ・プラント人口
- 注 2) 汚水処理施設未整備人口=総人口-汚水処理人口

## (2) 産業廃棄物処理施設の整備状況

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可件数は175件であり、事業者が設置する施設に係る許可が43件、処理業者が設置する施設に係る許可が132件となっている。(表12)
- ・最終処分場は安定型が5施設、管理型が1施設であり、残余容量は安定型が619千m<sup>3</sup>、管理型が1,345千m<sup>3</sup>合わせて1,964千m<sup>3</sup>となっている。これらは全て処理業者が設置している最終処分場である。(表12・13)

表12 産業廃棄物処理施設の設置許可件数(平成27年3月末時点)

処理施設	許可件数			和歌山県			和歌山市			合計
	事	処	計	事	処	計	事	処	計	
汚泥の脱水施設	0	4	4	19	0	19	23			
汚泥の乾燥施設(機械)	0	0	0	0	0	0	0			
汚泥の乾燥施設(天日)	0	1	1	11	3	14	15			
汚泥の焼却施設	0	0	0	1	5	6	6			
廃油の油水分離施設	0	1	1	0	1	1	2			
廃油の焼却施設	0	0	0	0	5	5	5			
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	1	1	1	2	3			
廃プラスチック類、木くず・がれき類の破碎施設	9	70	79	1	26	27	106			
コンクリート固型化施設	0	0	0	0	0	0	0			
水銀ばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0			
シアン分解施設	0	0	0	0	0	0	0			
PCB焼却施設	0	0	0	0	0	0	0			
PCB分解施設	0	0	0	0	0	0	0			
PCBの洗浄又は分離施設	0	0	0	0	0	0	0			
その他の焼却施設	1	2	3	0	6	6	9			
遮断型最終処分場	0	0	0	0	0	0	0			
安定型最終処分場	0	5	5	0	0	0	5			
管理型最終処分場	0	1	1	0	0	0	1			
合計	10	85	95	33	47	80	175			

注1)事=事業者が設置する施設、処=処理業者が設置する施設

表13 産業廃棄物最終処分場の残余容量と施設数(平成27年3月末時点)

最終処分場	和歌山県許可分			和歌山市許可分		
	施設数	許可容量(千m <sup>3</sup> )	残余容量(千m <sup>3</sup> )	施設数	許可容量(千m <sup>3</sup> )	残余容量(千m <sup>3</sup> )
遮断型	-	-	-	-	-	-
安定型	5	1,992	619	-	-	-
管理型	1	1,345	1,345	-	-	-
合計	6	3,337	1,964	0	0	0

注) 埋立が終了した最終処分場は除く。

## 2. 6 廃棄物の広域移動状況

### (1) 一般廃棄物（ごみ）の広域移動状況

- ・ 県域を越えた最終処分量は、大阪湾フェニックスへ 29.4 千トン、県外の民間業者へ 3.1 千トンとなっている。（表 14）
- ・ 県域を越えた中間処理量は 6.9 千トンとなっている。（表 15）

表 14 県域内外でのごみ最終処分量（平成 26 年度）

	(千t/年)			
	県内	フェニックス	県外	計
大阪湾フェニックス計画対象区域	4.3	29.4	0.0	33.6
その他の区域	9.1	0.0	3.1	12.2
合計	13.3	29.4	3.1	45.8

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

表 15 県域内外でのごみ中間処理量（平成 26 年度）

	(千t/年)		
	県内	県外	計
大阪湾フェニックス計画対象区域	265.0	4.5	269.4
その他の区域	67.9	2.5	70.4
合計	332.8	6.9	339.8

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

### (2) 産業廃棄物の広域移動状況

- ・ 県外へ直接搬出された量は 154 千トン、その内訳は中間処理目的が 148 千トン、最終処分目的が 6 千トンとなっている。（表 16、図 35）
- ・ 最終処分量のうち、8 千トン（6%）が県内処分、91 千トン（69%）が大阪湾フェニックスでの処分、32 千トン（24%）が県外処分となっている。（図 36、表 17）

表 16 産業廃棄物の県外への搬出量

	(千t/年)																				
	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	動物の死体	その他
大阪湾フェニックスへの搬入量	91	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	56	0	2	0	0	23
県外への搬出量	154	0	25	17	5	8	6	0	2	0	12	2	0	20	10	1	34	6	0	0	6
うち、中間処理	148	0	23	17	5	8	5	0	2	0	12	2	0	20	10	1	33	6	0	0	5
うち、最終処分	6	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1

注) 表中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

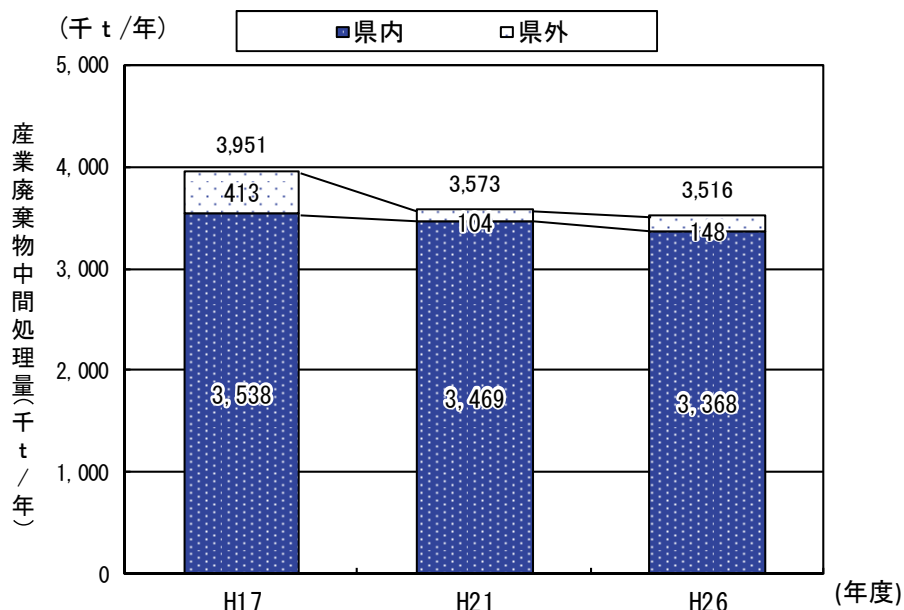


図 35 産業廃棄物中間処理量の地域別内訳の推移

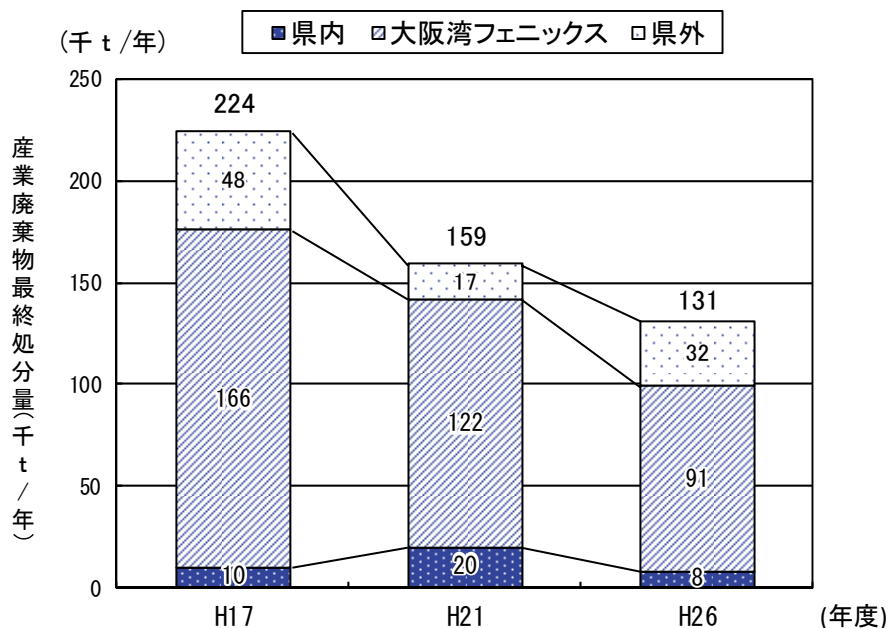


図 36 産業廃棄物最終処分量の地域別内訳の推移

表 17 最終処分量の処分先 (平成 26 年度)

	(単位:千t)																				
	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不燃物	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鋸さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	動物の死体	その他
最終処分量計	131	0	13	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	1	8	56	12	1	0	0	33
自己最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託最終処分量	131	0	13	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	1	8	56	12	1	0	0	33
大阪湾フェニックス	91	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	56	0	2	0	0	23
処理業者等	40	1	3	0	0	0	5	0	2	0	0	0	1	7	0	12	0	0	0	0	9
県内	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0
県外	32	1	3	0	0	0	3	0	2	0	0	0	1	4	0	8	0	0	0	0	9

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

## 2.7 特別管理廃棄物の状況

- ・平成 26 年度の特別管理産業廃棄物の排出量は 52 千トンとなっている。(図 37)
- ・排出量の内訳は、廃酸が 17 千トンで最も多く、次いで廃アルカリが 16 千トン、以下、特定有害産業廃棄物が 8 千トン等となっている。(図 37)
- ・特別管理産業廃棄物は、約 3 割が県外で中間処理されている。(図 38)
- ・特別管理産業廃棄物の処理状況は、減量化率が 76%、再生利用率が 19%、最終処分率が 4%となっている。(図 39)
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB 廃棄物」という。）は、平成 27 年 3 月末現在、県内 539 事業所で保管されている。(表 18)

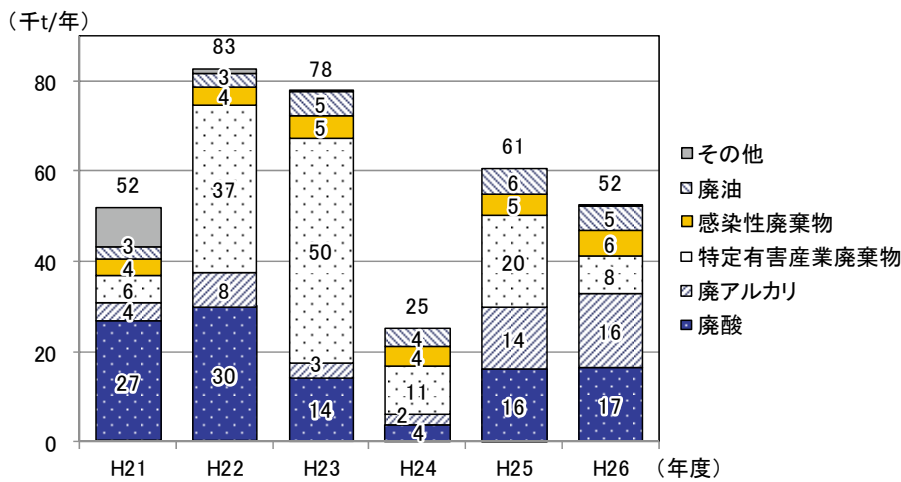


図 37 特別管理産業廃棄物排出量の種類別内訳

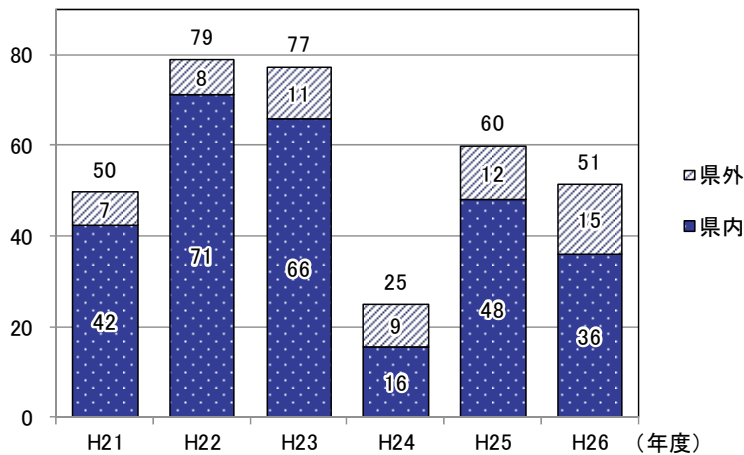
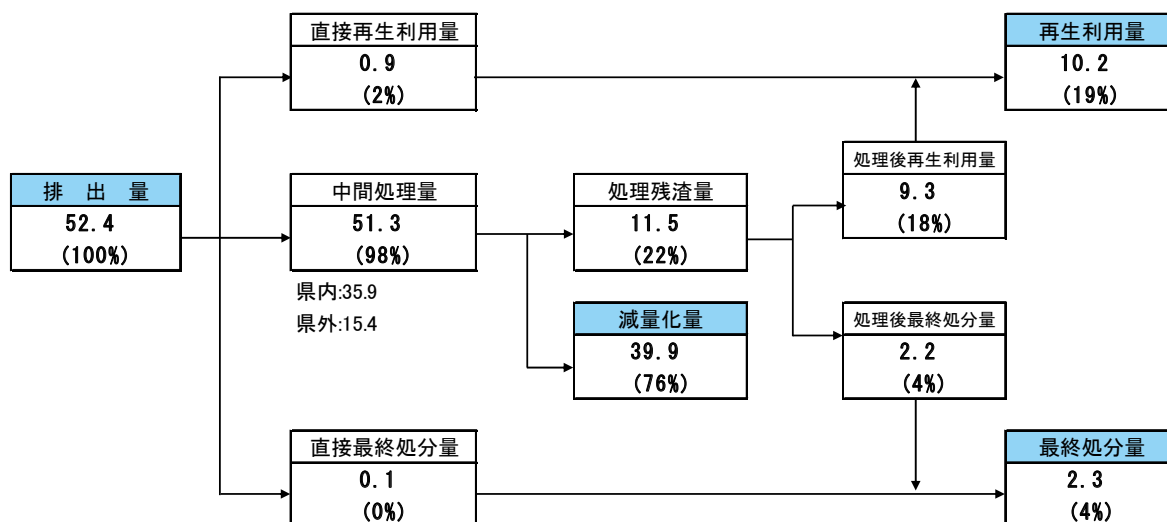


図 38 特別管理産業廃棄物の中間処理状況



注1) 単位: 千t/年  
2) ( ) 内は排出量に対する割合

図 39 特別管理産業廃棄物の処理フロー (平成 26 年度)

表 18 PCB廃棄物保管等届出事業場数\*

	和歌山県所管分	和歌山市所管分	県計
H21.3末	433	261	694
H27.3末	290	249	539

\*処理等により現在はPCB廃棄物を保管していない事業場を除く。

表 19 PCB廃棄物を保管していたが、処理等により現在は保管していない事業場数

	和歌山県所管分	和歌山市所管分	県計
H27.3末(累計)	323	205	528

## 2. 8 廃棄物の不法投棄の状況

- ・ 県内の産業廃棄物大規模不法投棄（10 t 以上）件数は平成 18 年度から平成 21 年度までは 0 件であったが、平成 22 年度に 1 件、平成 25 年度に 4 件、平成 26 年度に 1 件発生している。（表 20）
- ・ 小規模不法投棄（10t 未満）件数は、平成 19 年度をピークに減少傾向を維持しているが、依然撲滅には至っていない。（図 40、図 41）
- ・ 不法投棄の割合では、一般廃棄物（ごみ）が約 8 割を占めている。（図 40）
- ・ 場所別では、道路沿いが過半数を占めている。（図 41）
- ・ 家電リサイクル法対象品目の不法投棄台数は、減少傾向にあるが、依然として発生しており、テレビが過半数を占めている。（表 21）

表 20 産業廃棄物大規模不法投棄（10 t 以上）件数と投棄量

年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
和歌山県	件数	14	2	8	10	0	0	0	0	1	0	0	4	1
	数量(t)	7,202	36	853	418	0	0	0	0	290	0	0	1,610	19
全国	件数	934	894	673	558	554	382	308	279	216	192	187	159	-
	数量(万t)	31.8	74.5	41.1	17.2	13.1	10.2	20.3	5.7	6.2	5.3	4.4	2.9	-

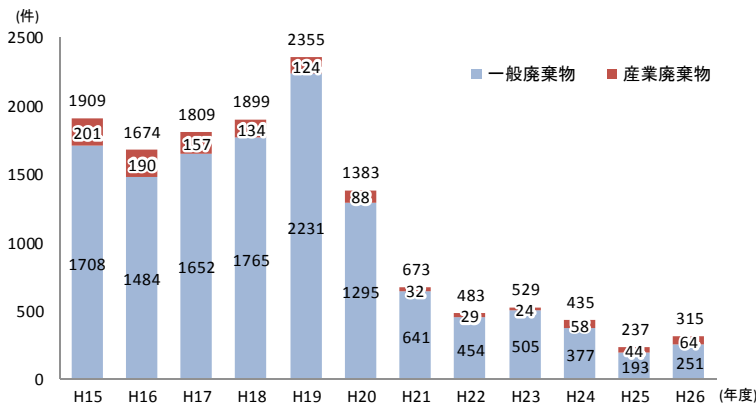


図 40 小規模不法投棄件数の推移

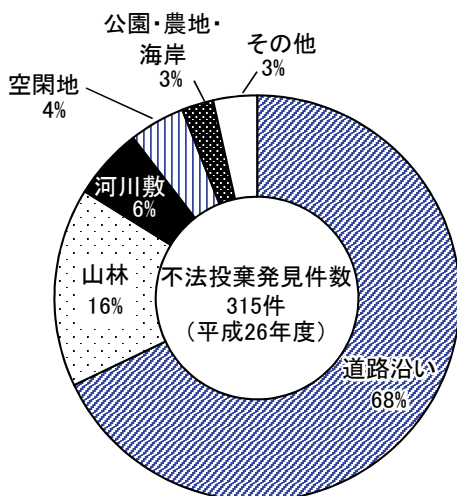


図 41 場所別の不法投棄発見件数の割合 (平成 26 年度)

表 21 家電リサイクル法対象品目の不法投棄台数

(台)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機 1)	合計
平成16年度	200	862	352	317	1,731
平成17年度	75	562	233	165	1,035
平成18年度	65	516	256	164	1,001
平成19年度	46	552	222	174	994
平成20年度	20	470	171	101	762
平成21年度	13	407	157	122	699
平成22年度	4	524	148	41	717
平成23年度	11	731	141	64	947
平成24年度	14	522	181	45	762
平成25年度	10	384	144	58	596
平成26年度	8	286	153	51	498

注1)平成21年度以降、衣類乾燥機を含む。

## 2. 9 災害廃棄物対策の状況

- ・ 県は紀伊半島大水害における廃棄物処理の経験を活かし、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフの巨大地震並びに大雨や台風による風水害から速やかに復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方や処理方法などを示すとともに、県内市町村における災害廃棄物処理計画策定に資することを目的として、平成27年7月に和歌山県災害廃棄物処理計画を策定した。
- ・ 平成26年6月には廃棄物処理に精通した職員を和歌山県災害廃棄物処理支援要員に任命し、速やかに被災地へ派遣することとした。
- ・ 県域を越えた広域の災害廃棄物対策を推進するために、平成27年1月には、国をはじめ近畿2府4県、政令市、中核市、大阪湾広域臨海環境整備センター等の民間団体及び有識者等を構成員とする「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」が設立され、大規模災害時における広域での災害廃棄物処理対策について検討を続けている。
- ・ 県は、災害時の広域的な災害廃棄物処理体制やし尿処理体制の確立及び必要な人材・資機材の確保等のため、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会等と、災害時の協力協定を締結している。
- ・ 県内市町村においては、市町村地域防災計画の中で災害時の廃棄物処理に関する記述があるものの、単独の災害廃棄物処理計画（一般廃棄物処理基本計画に記載しているものを含む）を策定している市町村は平成28年3月末現在6市町にとどまっている。

## 2. 10 第3次和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況

平成23年度に策定された第3次和歌山県廃棄物処理計画では、平成19年度の廃棄物量を基準として、平成27年度における処理目標を設定している。(表22・24)

### (1) 一般廃棄物(ごみ)の数値目標達成状況

- ・排出量の削減については目標を達成できる見込みである。減少要因としては、人口減少の影響もあるが、ゴミ袋の有料化、製品製造メーカー等による容器の軽量化や詰め替え容器の普及、スーパー店頭等での資源回収、資源ごみの持ち去りなどが考えられる。(図42)
- ・再生利用率については目標を達成できない見込みである。紙、金属、ガラスの再生利用量が減少している。再生利用率が増加しない要因として、スーパー店頭等での資源回収、資源ごみの持ち去りなどが考えられる。(図43、表23)
- ・最終処分量については目標を達成できない見込みである。最終処分量を減少させるため、排出量の削減及び再生利用の向上をより一層推進する必要がある。(図44)

表22 一般廃棄物(ごみ)の処理目標値

区分	平成19年度 (基準年)	平成26年度	平成27年度 計画目標	
			第3次和歌山県廃棄物処理 計画目標(平成19年度比)	
排出量(千t/年)	419	364	366	13%削減
再生利用率(%)	13	14	25	12ポイント増加
最終処分量(千t/年)	62	46	38	38%削減

#### (i) 排出量の達成状況(一般廃棄物(ごみ))

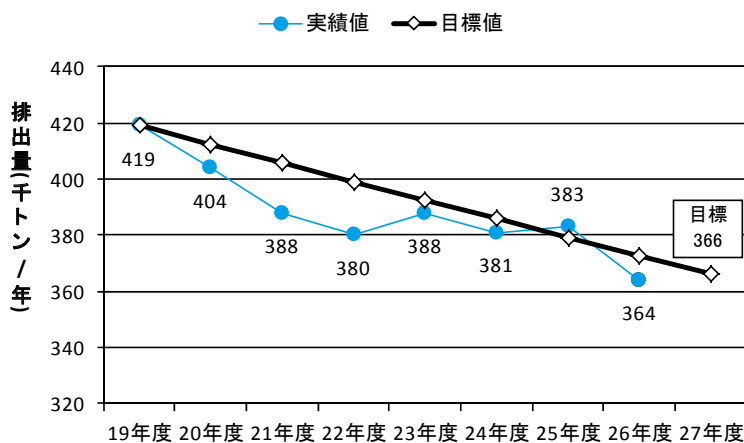


図42 一般廃棄物(ごみ)の数値目標達成状況(排出量)

(ii) 再生利用率の達成状況（一般廃棄物（ごみ））

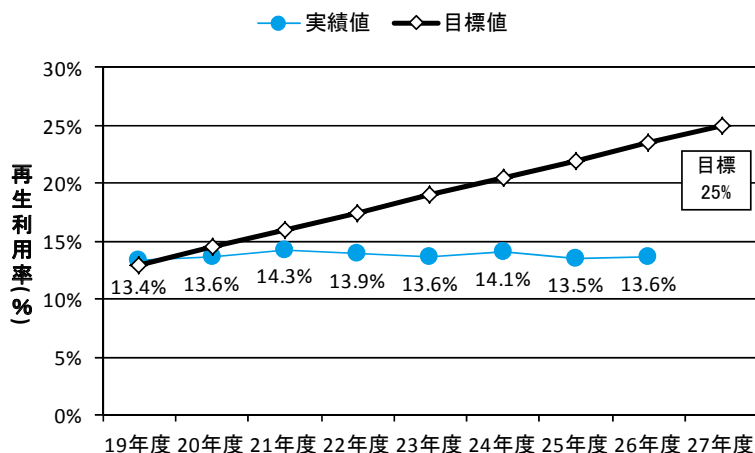


図 43 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況（再生利用率）

表 23 ごみ再生利用量の変化

(単位: 千t)

	平成19年度 (実績値)	平成26年度 (実績値)	対H19増減量
紙	24.8	20.5	▲ 4.3
金属	11.7	9.0	▲ 2.7
ガラス	7.1	5.7	▲ 1.4
PET	1.9	1.9	▲ 0.0
廃プラスチック	8.0	8.2	0.2
その他	2.7	4.1	1.3
計	56.3	49.4	▲ 6.9

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に合わない場合がある

(iii) 最終処分量の達成状況（一般廃棄物（ごみ））

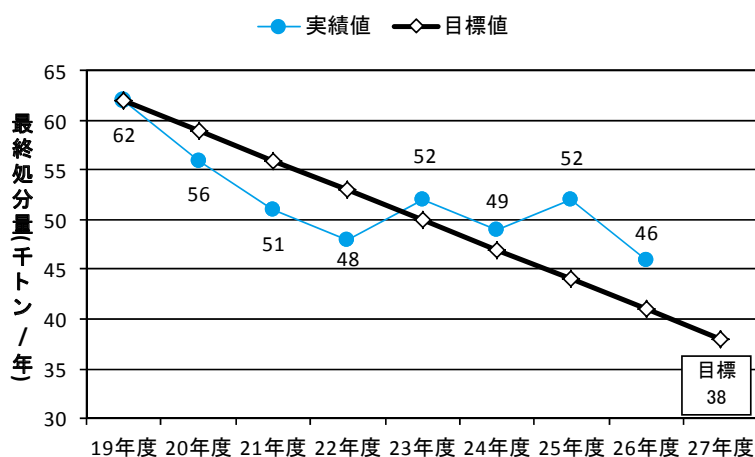


図 44 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況（最終処分量）の推移

(2) 産業廃棄物の数値目標達成状況

- ・排出量の削減については目標を達成できる見込みである。減少要因として、企業による排出抑制が考えられるが、付加価値の高い製品への生産の移行や産業構造の変化なども考えられるため、その要因を特定することは難しい。(図 45)
- ・再生利用率は目標を達成できる見込みである。近年、排出量は横ばい傾向であるが、再生利用率の向上に伴い、再生利用量も増加傾向である。これは、大手鉄鋼業から排出される鉍さいなどが建設資材として有効利用されたことも要因の一つと考えられる。(図 46)
- ・最終処分量は概ね目標を達成できる見込みである。高規格幹線道路等の工事による最終処分場の掘り起こしに伴い、一時的に最終処分量が増加したが、この特殊要因を除くと最終処分量は減少傾向である。(図 47)

表 24 産業廃棄物の処理目標値

区分	平成 19 年度 (基準年)	平成 26 年度	平成 27 年度 計画目標	
			第 3 次和歌山県廃棄物処理 計画目標(平成 19 年度比)	
排出量(千 t/年)	4,225	3,700	4,188	1%削減
再生利用率(%)	59%	66%	60%	1ポイント増加
最終処分量(千 t/年)	224	131	100	55%削減

(i) 排出量の達成状況 (産業廃棄物)

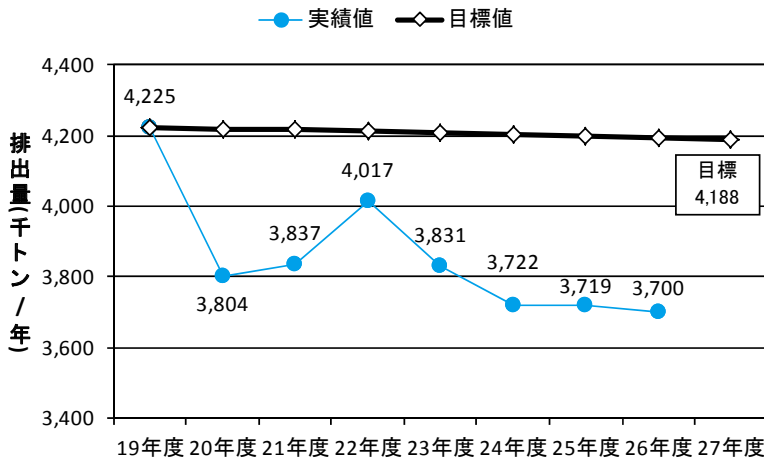


図 45 産業廃棄物の数値目標達成状況 (排出量)

表 25 産業廃棄物排出量の変化

(単位:千t/年)

	平成19年度	平成26年度	対H19増減量
鉍さい	1,205	1,068	▲ 137
ばいじん	1,140	861	▲ 279
がれき	786	802	▲ 17
汚泥	569	491	▲ 78
その他	525	477	▲ 48
計	4,225	3,700	▲ 525

(ii) 再生利用率の達成状況 (産業廃棄物)

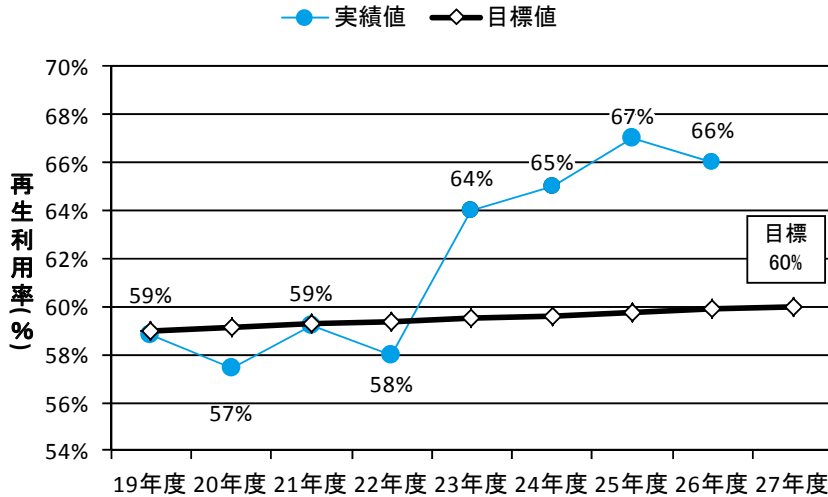


図 46 産業廃棄物の数値目標達成状況 (再生利用率)

表 26 産業廃棄物再生利用量及び減量化量の変化

(単位:千t/年)

	平成19年度		平成26年度		対H19増減量	
	再生利用量	減量化量	再生利用量	減量化量	再生利用量	減量化量
鋳さい	1,066	0	1,012	0	▲ 54	0
がれき類	758	0	790	0	32	0
ばいじん	215	923	167	693	▲ 48	▲ 230
汚泥	69	474	129	350	59	▲ 124
その他	378	117	362	65	▲ 16	▲ 52
計	2,486	1,514	2,460	1,108	▲ 26	▲ 406

(iii) 最終処分量の達成状況 (産業廃棄物)

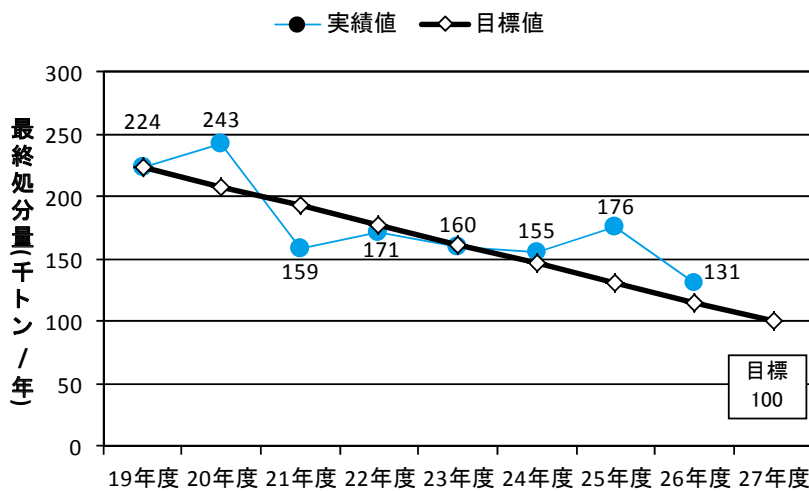


図 47 産業廃棄物の数値目標達成状況 (最終処分量)

表 27 産業廃棄物最終処分量の変化

(単位:千t/年)

	平成19年度 (実績値)	平成26年度 (実績値)	対H19増減量
鋳さい	138	56	▲ 83
がれき類	28	12	▲ 16
汚泥	26	11	▲ 14
その他	32	52	20
計	224	131	▲ 93

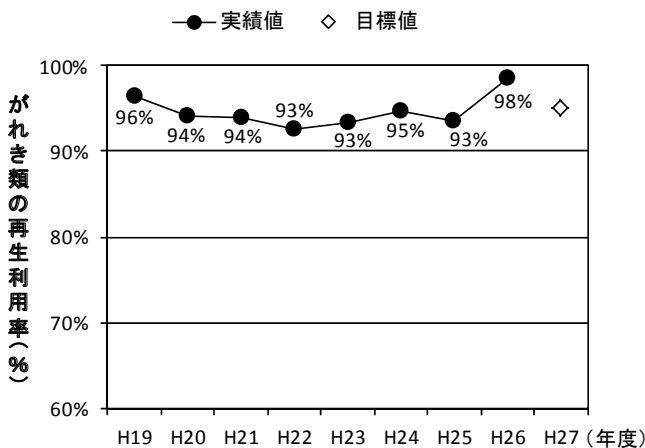
(3) 産業廃棄物の個別種類ごとの重点目標達成状況

- ・ 産業廃棄物については、再生利用率の増加の余地があると考えられる廃棄物について個別種類ごとに重点目標が定められている。(表 28)
- ・ がれき類については、再生利用率の目標を達成できる見込みである。(図 48-1)
- ・ 汚泥については、最終処分率が減少し、概ね目標を達成できる見込みである。(図 48-1)
- ・ 廃プラスチック類については、再生利用率等が減少し、目標を達成できない見込みである。(図 48-2)
- ・ 動植物性残さについては、再生利用率が減少し、目標を達成できない見込みである。(図 48-2)
- ・ 木くずについては、再生利用率等が横ばい傾向であり、概ね目標を達成できる見込みである。(図 48-2)

表 28 産業廃棄物の個別種類ごとの重点目標

	がれき類 (再生利用率)	汚泥 (最終処分率)	廃プラスチック (減量化・再生利用率)	動植物性残さ (再生利用率)	木くず (減量化・再生利用率)
平成27年度(目標)	95%	2%	93%	98%	99%

【がれき類】



【汚泥】

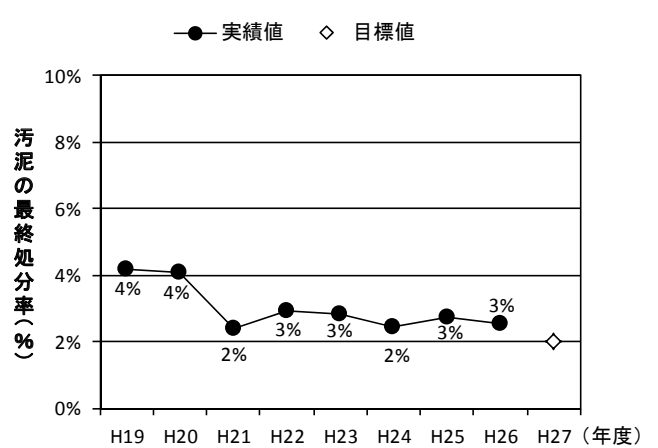
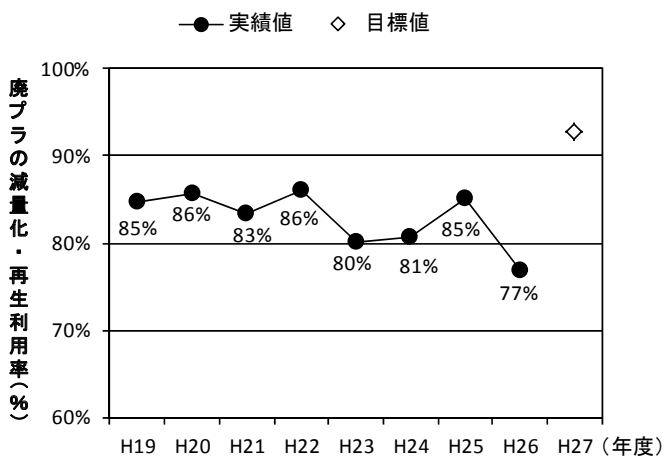
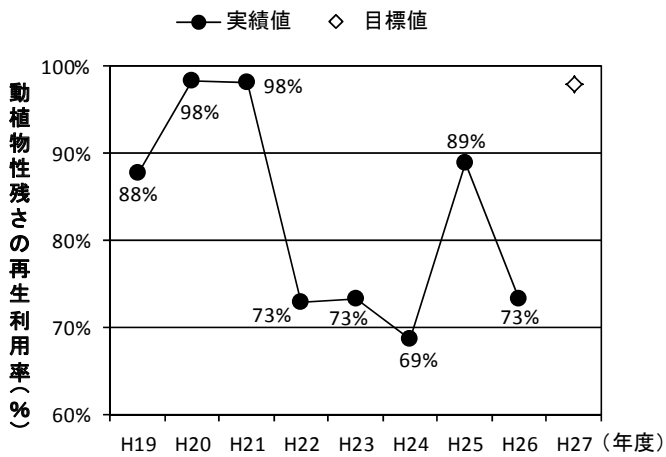


図 48-1 産業廃棄物の種類別目標値と実績値の比較 (がれき類・汚泥)

【廃プラスチック】



【動植物性残さ】



【木くず】

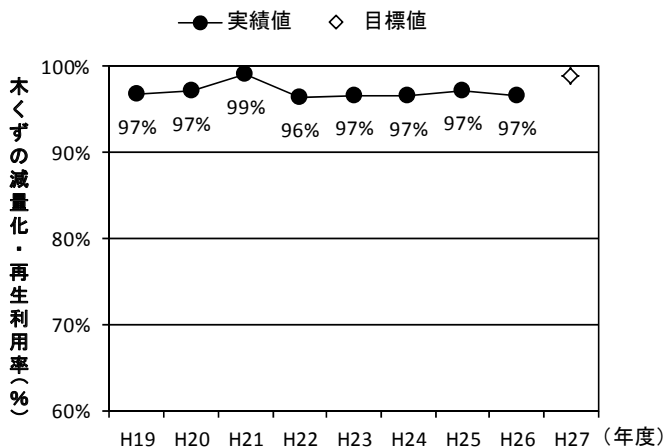


図 48-2 産業廃棄物の種類別目標値と実績値の比較

(廃プラスチック・動植物性残さ・木くず)

(4) ごみ処理広域化計画の達成状況

- ・平成16年7月に策定された和歌山県ごみ処理広域化計画（第2次改訂版）の計画期間は平成20年度までとなっているが、同計画の趣旨にのっとり、施設整備を進めていくこととしている。（表29）
- ・ごみ焼却施設等の広域化については、平成27年度までは概ね施設等整備計画（第3次和歌山県廃棄物処理計画）のとおり整備が進められている。

表29 各ブロックのごみ焼却施設等の整備状況

(単位:処理能力(t/日))

ブロック名	市町村又は一部事務組合名	構成市町村	施設等整備計画			現状 (H28.3)
			H20	H27	H28以降	
和歌山	和歌山市	-	400	400	400	400
			320	320	320	320
海南・海草・那賀	紀の海広域施設組合	海南市	150	135	195	135
			30			
		紀の川市	15			
			20			
			20			
	岩出市	-	60	60	60	
橋本広域	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本市	90	101	101	101
		かつらぎ町	30			
		九度山町	-			
		高野町	15			
有田広域	有田周辺広域圏事務組合	有田市	100	100	65	100
		有田川町				
	有田衛生施設事務組合	湯浅町	-	-		-
		広川町				
御坊広域	御坊広域行政事務組合	御坊市	98	98	98	147
		美浜町				
		日高町				
		由良町				
		日高川町				
		印南町				
田辺広域	田辺市	-	100	100	150	100
	白浜町	-	55	55		55
			12	12		12
	すさみ町	-	15	15		15
	みなべ町	-	20	20		-
	上大中清掃施設組合	上富田町	22	22		22
	田辺市(一部)					
新宮広域	新宮市	-	49	49	-	49
	串本町古座川町衛生施設事務組合	串本町	30	30		30
		古座川町				
	那智勝浦町	-	50	50		50
	太地町	-	6	6		6
	北山村	-	-	-		-
県全体の処理能力			1,707	1,573	-	1,602

 ... 広域化済

## 2.11 廃棄物の将来予測

一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物について、現状の廃棄物処理を継続した場合の排出量及び処理量の将来予測を行った。

### 【一般廃棄物（ごみ）】

- ・将来予測は、排出量、再生利用量、最終処分量のそれぞれの過去の実績トレンド及び人口予測を基に算出した。
- ・排出量は減少すると見込まれる。生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量についても、現状（608g/人・日）から平成32年度には596g/人・日に減少すると見込まれる。
- ・再生利用量及び再生利用率はほぼ横ばいで推移すると見込まれる。
- ・最終処分量及び最終処分率もほぼ横ばいで推移すると見込まれる。

### 【産業廃棄物】

- ・将来予測は、過去からの業種別の県内総生産額当たりの廃棄物発生量のトレンドと業種別の県内総生産額のトレンドを基に発生量を算出し、発生量に対する排出量・処理率は将来も現状と同じであると仮定して行った。
- ・排出量及び再生利用量は増加すると見込まれる。
- ・最終処分量はほぼ横ばいで推移すると見込まれる。

(図 49)

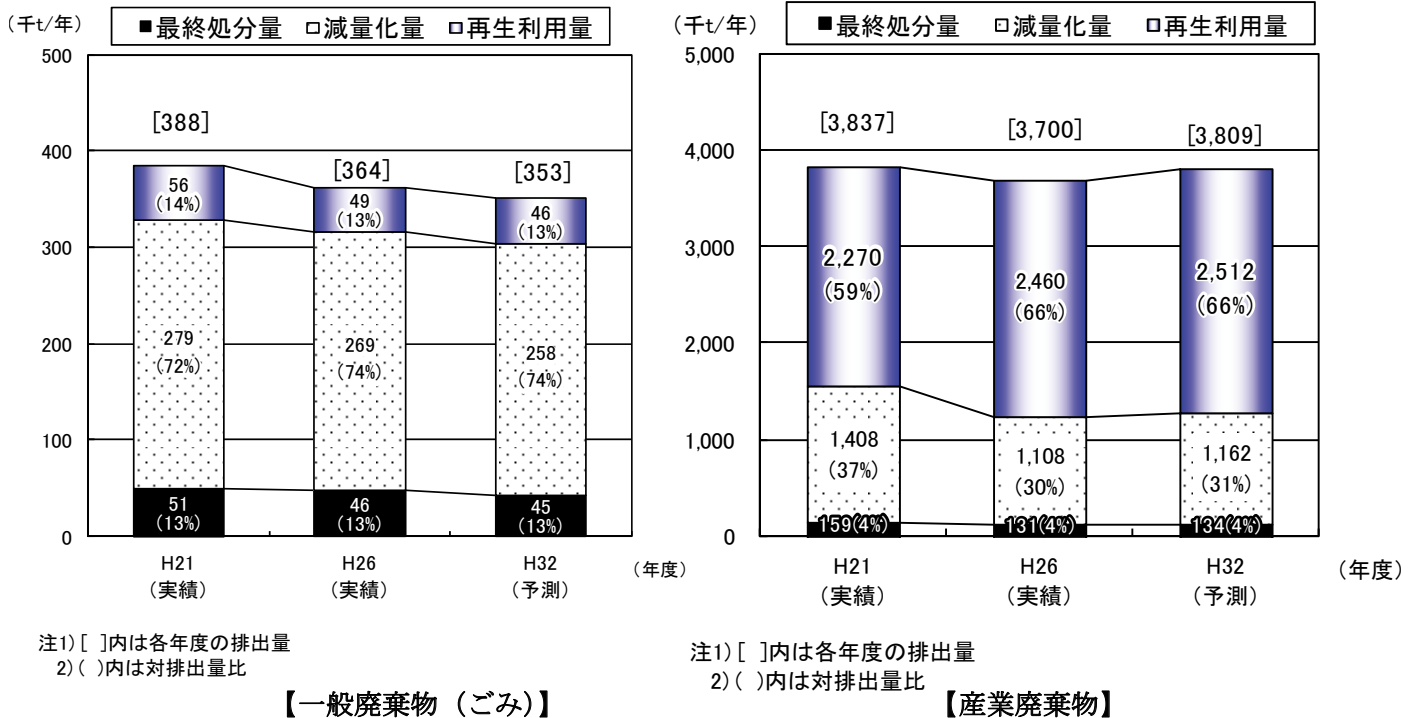


図 49 廃棄物の排出量と処理量の将来見込み

## 第3章 循環型社会の実現に向けて

### 3.1 基本方針

#### 循環型社会の実現

～天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会の実現～

廃棄物の排出抑制を最優先にし、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収（サーマルリサイクル）の順にできる限り循環的な利用（以下、「適正な循環的な利用」という。）を行うことで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を目指す。

排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。

また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。

### 3. 2 基本方針達成のために解決すべき本県の重要課題

#### 課題1 一般廃棄物の排出量の多さと再生利用率の低さ

廃棄物排出量は、平成19年度に比べ一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物ともに減少している。（図50、図51）

一般廃棄物（ごみ）は、1人1日あたりの排出量も減少しているが、全国平均を依然上回っている状況である。（図52）

総生産あたりの産業廃棄物排出量は全国平均を上回っており、本県は全国に比べ産業廃棄物排出量が多くなる産業構造を有している。（図53）

また、再生利用率は平成19年度実績に比べ産業廃棄物で上昇しており、全国平均を上回っているが、一般廃棄物（ごみ）では全国平均を大きく下回っている。（図54）

最終処分量は平成19年度に比べ一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物ともに減少しており、産業廃棄物については第3次和歌山県廃棄物処理計画の目標値を概ね達成できる見込みであるが、一般廃棄物については達成できない見込みである。

以上のことから、一般廃棄物に係る3Rの取り組みを更に進める必要がある。

排出量、再生利用率及び最終処分量の第3次計画の目標値を達成できる見込みである産業廃棄物についても、循環型社会の達成のためには、改善の余地があることから、3Rの取り組みを更に進める必要がある。

とりわけ、優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の取り組みを強化する必要がある。

\* 3R…Reduce（リデュース=発生抑制）、Reuse（リユース=再使用）、Recycle（リサイクル=再生利用）

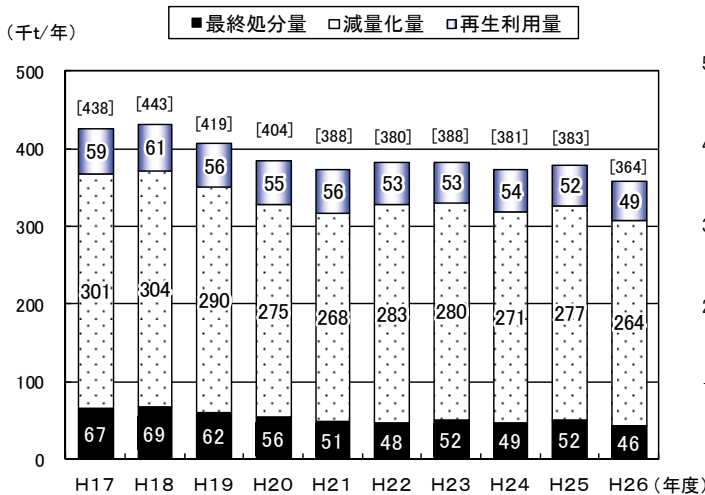


図50 一般廃棄物（ごみ）の排出量等の推移

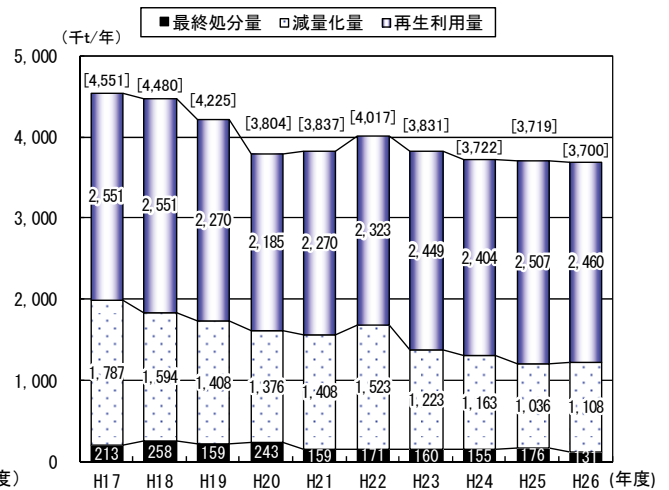


図51 産業廃棄物の排出量等の推移

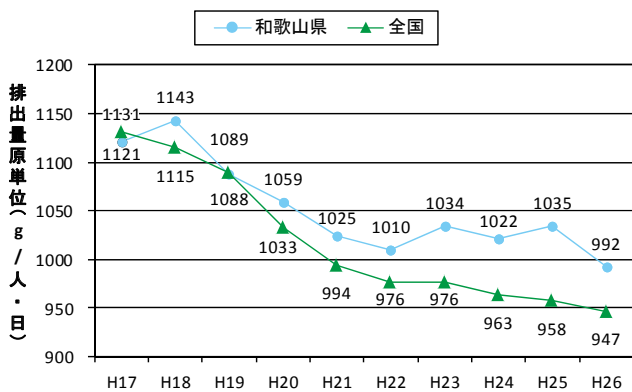


図 52 1人1日あたりのごみ排出量

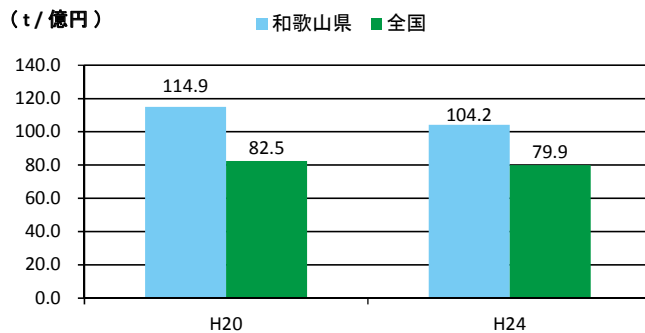


図 53 総生産あたりの産業廃棄物排出量

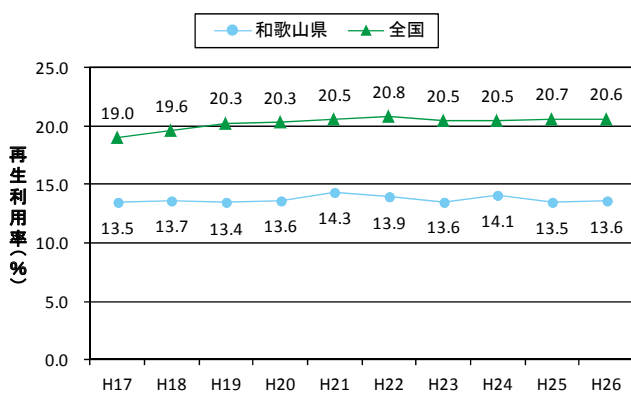


図 54 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率

### 課題 2 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存

本県は、廃棄物最終処分の一部を県外処理に依存している。産業廃棄物の管理型最終処分場は、県内処理を推進するには特に必要な施設である。(図 55、図 56)

また、広域処理の状況については、大阪湾広域臨海環境整備計画（大阪湾フェニックス計画）区域内では一般廃棄物及び産業廃棄物が安定的に処理されているものの、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場の受け入れがそれぞれ平成34年度、平成39年度に終了する予定であるため、次期最終処分場の確保が喫緊の課題となっている。

大阪湾フェニックス計画区域外の地域については、産業廃棄物の県外最終処分依存度が高いため、紀南地域の10市町で構成する紀南環境広域施設組合が取り組みを進めている最終処分場整備事業を推進し、早期に県内処理ができる体制を構築する必要がある。(図 57)

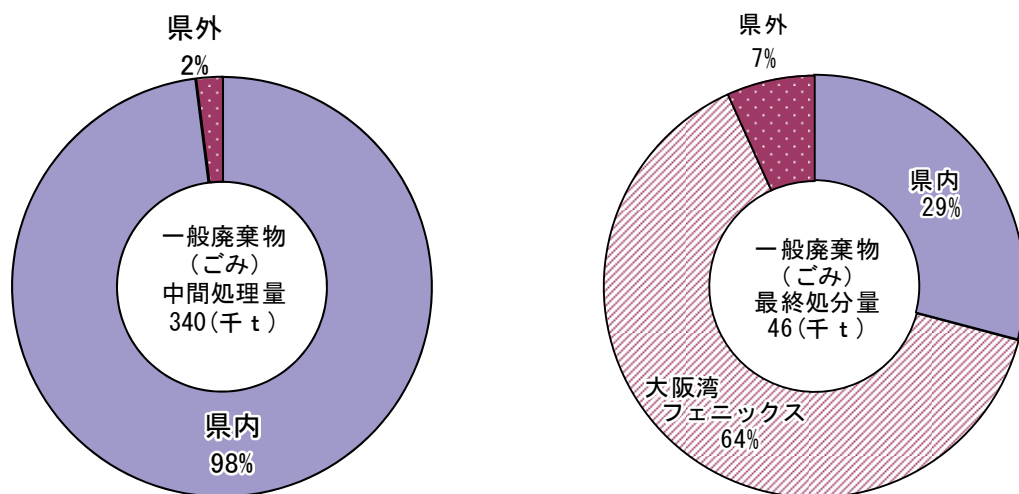


図 55 一般廃棄物 (ごみ) 処理の県内と県外の内訳 (平成 26 年度)

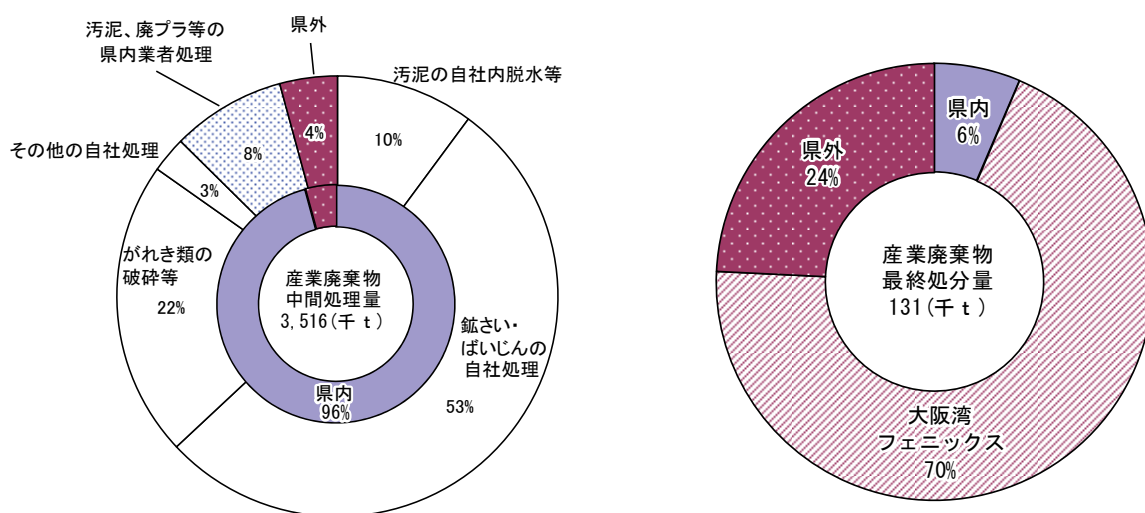


図 56 産業廃棄物処理の県内と県外の内訳 (平成 26 年度)

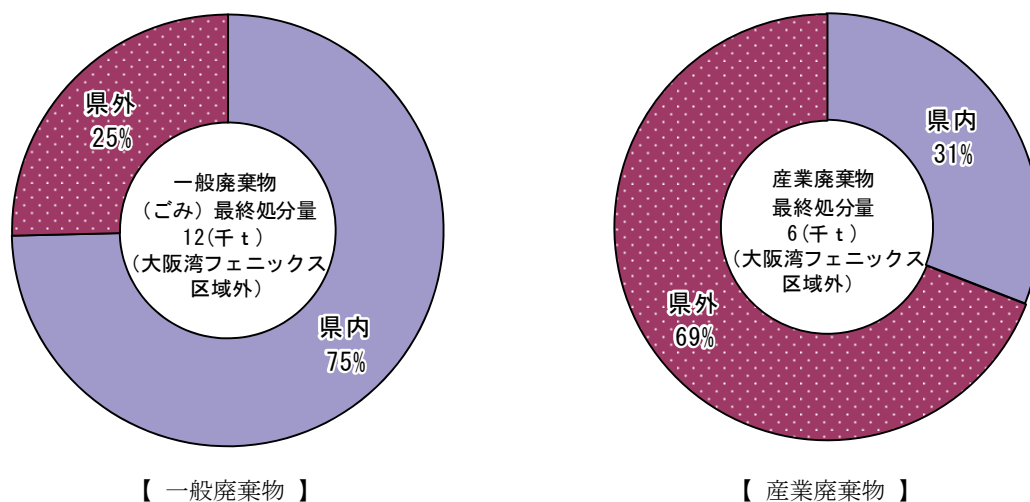


図 57 大阪湾フェニックス区域外の廃棄物最終処分量の県内と県外の内訳 (平成 26 年度)

### 課題3 依然として無くならない不法投棄等

県内の産業廃棄物大規模不法投棄（10t 以上）件数は、平成 18 年度から平成 21 年度までは 0 件であったが、平成 22 年度に 1 件、平成 25 年度に 4 件、平成 26 年度に 1 件発生している。（図 58）

また、小規模不法投棄（10t 未満）件数は、平成 19 年度をピークに減少傾向を維持しているが、依然撲滅には至っていない。（図 59）

不法投棄等による廃棄物処理法違反の検挙件数を内容別で見ると、産業廃棄物及び一般廃棄物の検挙件数は平成 21 年から平成 22 年にかけて激増し、それ以降は逡減している。（図 60）

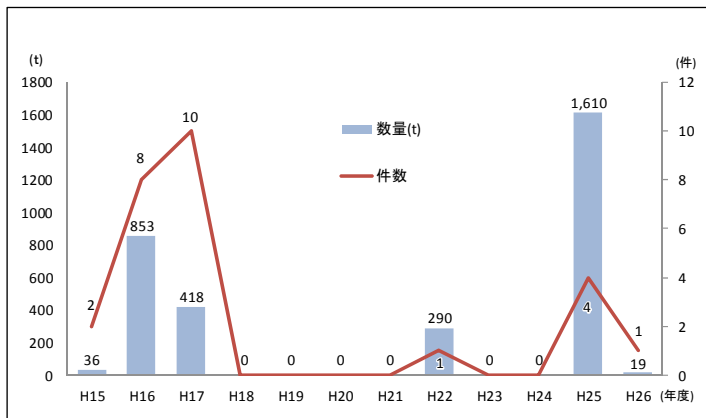


図 58 産業廃棄物大規模不法投棄（10 t 以上）件数と投棄量

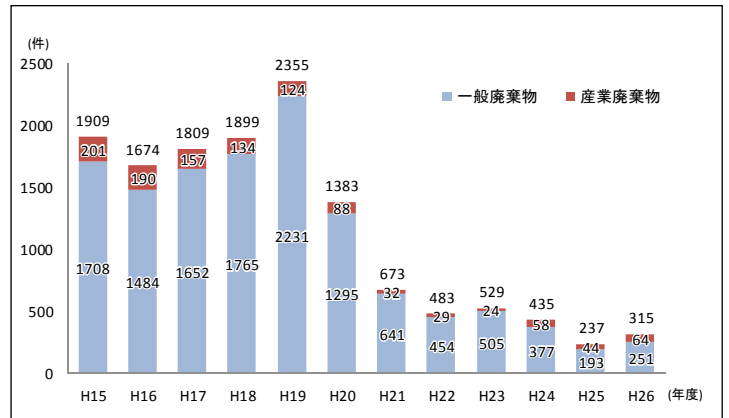


図 59 小規模不法投棄件数

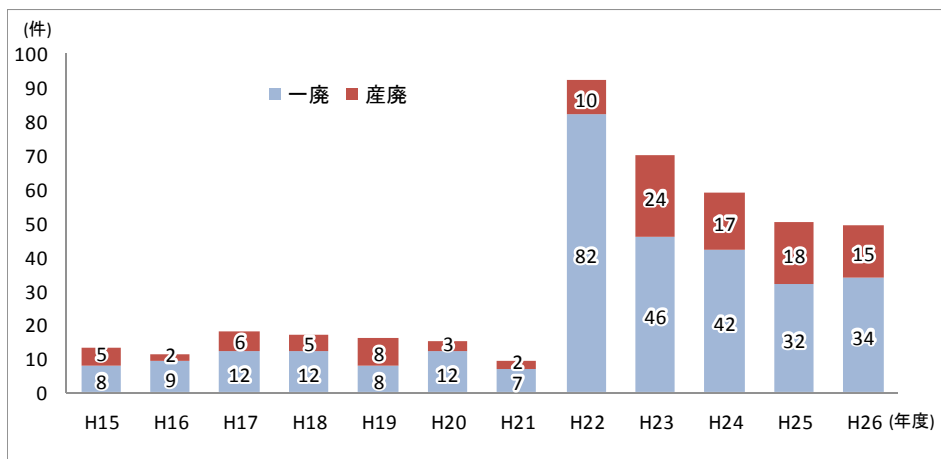


図 60 廃棄物処理法違反の検挙件数

### 課題4 災害廃棄物への対応

大雨や台風等の風水害により発生する災害廃棄物は常時の対応では処理が困難であり、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海 3 連動地震や南海トラフ巨大地震にいたっては、県内の処理能力のみでは対応が困難である。災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び早期の復旧・復興を図るためには、市町村、県、関係団体等が一体となった全県的な取り組みが重要であり、また、県外を含めた広域での災害廃棄物処理体制の整備を推進する必要がある。

### 3. 3 取り組みの方向

#### 方向 1

廃棄物の排出抑制を推進し、適正な循環的利用が行われる社会システムの構築を図る

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会システムから循環的な利用が行われる社会システムへと変化しつつある。この循環的な利用を進める一方で、発生する廃棄物の排出抑制が非常に重要である。したがって、まず排出抑制、その次に適正な循環的利用という考えに立った社会システムをさらに構築していく必要がある。特に一般廃棄物（ごみ）について循環型社会構築のための取り組みが必要であり、各種リサイクル制度の進展等を踏まえた取り組みも必要である。
- 循環的資源の循環的な利用や処分にあたっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で行われる必要があり、高齢化等の社会変化に柔軟に対応した循環型社会の構築に努める必要がある。
- 循環型社会構築のための取り組みにあたっては、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取り組みを進めていく必要がある。
- 排出抑制を重視した循環型社会の構築には、県民及び事業者の意識改革が重要であるため、県民、事業者、行政機関が一体となって取り組むことが必要である。

#### 方向 2

広域的な適正処理の推進及び県内処理を充実し環境への影響を低減する

- 最終処分場の確保が困難な状況の中、安定的に処理を行うためには大阪湾フェニックスセンターの次期最終処分場が不可欠である。したがって、同センターの次期最終処分場の整備に関して積極的に推進していく必要がある。
- 大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の区域については、産業廃棄物の最終処分の多くを県外依存していることから、安定かつ適正に処理できる広域的な最終処分場を確保するため、紀南環境広域施設組合が一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の建設に向けて事業を実施しており、県は当該事業に引き続き支援を行い、紀南地域における広域的な施設を確保していく。
- し尿処理については、生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽、公共下水道等を整備することにより、公共用水域への環境負荷を低減する必要がある。

**方向3****監視・指導・取締を強化し、不法投棄等の不適正処理を撲滅する**

- 大規模、小規模を問わず、不法投棄等の不適正処理は撲滅に至っていない。このため、県民の規範意識の向上に向けた県及び市町村による普及啓発を行うことや不適正処理の未然防止、早期発見、拡大防止のために警察、市町村と連携した監視・指導・取締を強化することが必要である。
- 不適正処理は人目につきにくい山間部等で行われることから、過去の不適正処理事案の発生場所を分析し、データベース化した上でパトロールを実施する等、より実効性のある対策を講じていく必要がある。

**方向4****災害廃棄物対策を推進する**

- 災害時に発生が予想される災害廃棄物については、市町村、県、国、関係団体等が広域的に連携し適正かつ迅速に処理できるよう平常時から準備を行う必要がある。
- 全ての市町村において災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。また、県はその実効性を保つため、県災害廃棄物処理計画を適宜見直しする必要がある。
- 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには災害廃棄物処理を担う人材の確保と資質の向上が重要である。
- 大規模災害時の災害廃棄物処理について、県は市町村に代わって主導的な役割を担う。

**3.4 取り組みの方向に基づく計画の目標****目標1 環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成**

循環型社会構築のために各種リサイクル法が施行され、県民及び事業者においては一定の意識ができていると考えられる。しかし、法令の周知徹底だけでは限界がある。県民及び事業者自らが環境保全を意識することで、自発的に循環型社会の構築が進むことが期待される。

本計画では、自発的に循環型社会構築が進むように県民及び事業者の環境保全に対する意識を醸成することを目標として施策を実施する。

**目標2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び熱回収の推進**

廃棄物対策は、まず何より廃棄物を排出しないということが重要である。

本計画では、県民及び事業者による「廃棄物を出さない」という強い意識により、まず排出抑制を図り、排出されたものは再使用、再生利用、熱回収の順に適正な循環的利用を推進することを目標として施策を実施する。

### 目標3 適正処理推進のための廃棄物処理体制の整備

循環型社会構築のためには、廃棄物を適正に処理することが必要不可欠である。

本計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理及び最終処分場について、広域的処理施設の整備も含めて、適正処理できる施設の確保を目標として施策を実施する。

### 目標4 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

特別管理廃棄物は、保管・管理・処理が適正に行われなければ、周辺環境に重大な支障を及ぼすだけでなく、周辺住民に対しても健康被害等を及ぼすこととなるため、県民の安心・安全を守るという立場から、厳正に対処していかなければならない。とりわけ、PCB 廃棄物は、処理期限までの確実かつ適正な処理に向けて取り組んでいく必要がある。

本計画では、特別管理廃棄物の適正処理を目標として施策を実施する。

### 目標5 不法投棄等不適正処理対策の充実

不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こす原因となっている。産業廃棄物の不適正処理にあっては、廃棄物処理に対する県民の不信感を生み出している。一般廃棄物の不適正処理にあっては、不法投棄等の全件数の内、高い割合で推移する状況の中、県民の環境保全意識の向上も含めて対策を講じることが重要である。

本計画では、産業廃棄物及び一般廃棄物の適正処理を徹底して推進することを目標として施策を実施する。

### 目標6 災害廃棄物対策の推進

地震、風水害等の災害は、いつ発生するか予測できないことと、大量に廃棄物が発生することから、事前準備が非常に重要である。また、被災後の生活環境の保全及び早期復興のため、し尿処理や災害廃棄物の処理等について迅速な対応が求められる。

本計画では、市町村災害廃棄物処理計画の策定を推進するとともに、県、市町村及び廃棄物処理業者等が十分に連携できる対応を推進することを目標として施策を実施する。

### 3.5 計画の数値目標

個別目標を達成することによる廃棄物の排出抑制、資源化の推進、最終処分量の減量化の目標数値については以下に示すとおり設定する。

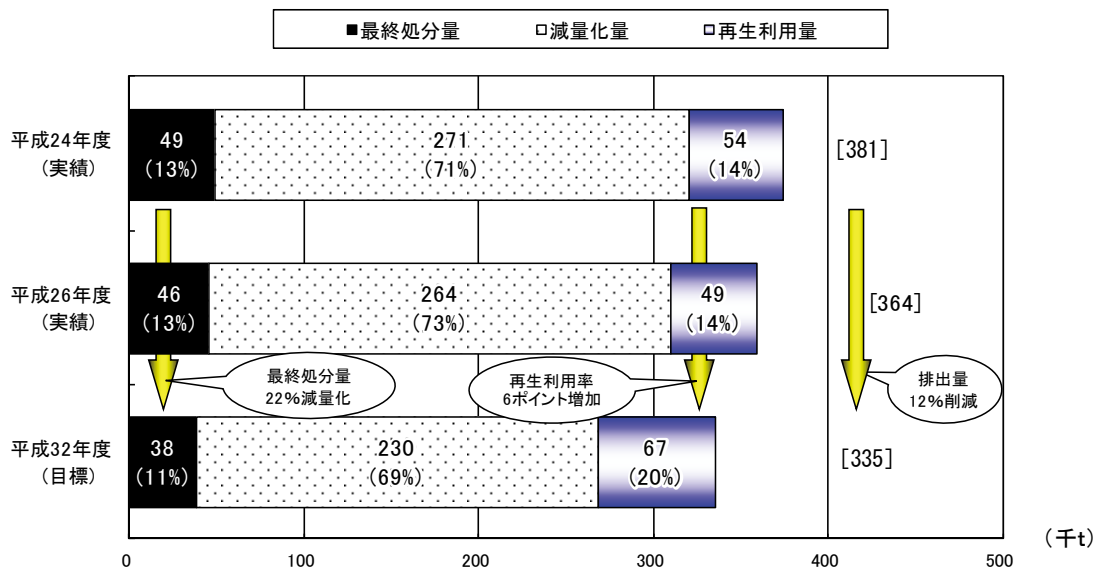
なお、資源化については排出量の増減に関わらず排出量に対する比率、すなわち再生利用率を増加させるものとし、目標を設定する。

(目標値の考え方については、P51～53 参照)

#### (1) 一般廃棄物（ごみ）処理の目標

第4次和歌山県廃棄物処理計画の目標は基準年である平成24年度実績値に対し、平成32年度には排出量を381千トンから335千トンに約12%削減し、再生利用率を14%から20%に6ポイント増加させ、最終処分量を49千トンから38千トンに約22%減量化することとする。(図61)

また、生活系ごみ(集団回収及び資源ごみを除く。)の排出量原単位を606g/人・日から583g/人・日に約2%削減する。

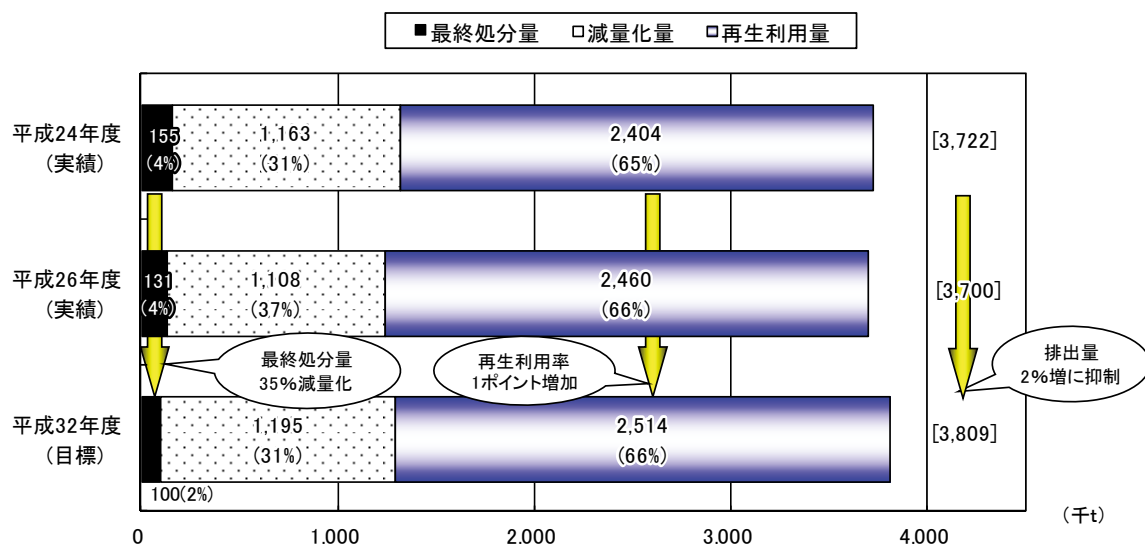


注1) ( )内は、対排出量比  
注2) [ ]内は、各年度の排出量

図61 一般廃棄物（ごみ）の数値目標

#### (2) 産業廃棄物処理の目標

第4次和歌山県廃棄物処理計画の目標は基準年である平成24年度実績値に対し、平成32年度には排出量を3,722千トンから3,809千トンの約2%増に抑え、再生利用率を65%から66%に1ポイント増加させ、最終処分量を155千トンから100千トンに約35%減量化することとする。(図62)



注1) ( )内は、対排出量比  
 2) [ ]内は、各年度の排出量

図 62 産業廃棄物の数値目標

(3) その他の目標

一般廃棄物（ごみ）処理の目標達成に資するため、以下の取り組み目標を設ける。

○家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（1市）に対し、平成30年度において、10市町村に増大させる。

○特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第3項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（40パーセント）に対し、平成30年度までに、100パーセントまで増大させる。

○使用済み小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（50パーセント）に対し、平成30年度までに、80パーセントまで増大させる。

産業廃棄物については、再生利用率の増加等の余地があると考えられる廃棄物について個別種類ごとに重点目標を設定する。平成32年度の目標値を達成するための重点目標は以下のとおりとする。（参考：表30）

○がれき類：平成26年度の再生利用率は98%であり、平成27年度目標値の95%をすでに達成していることから、より一層の再生利用の向上を図り、目標値を99%とする。

○汚泥：平成26年度の最終処分量は3%であり、平成27年度目標値の2%を概ね達成する見込みであるものの、わずかに達成していないことから、引き続き目標値を2%とする。

○廃プラスチック：平成26年度の減量化・再生利用率は77%であり、平成27年度目標値の93%を達成していないことから、引き続き目標値を93%とする。

- 動植物性残さ : 平成 26 年度の再生利用率は 73%であり、平成 27 年度目標値の 98%を達成できない見込みであるが、これは排出事業者が搬出量の低減のために自己中間処理（脱水）を行っているためであり、再生利用率を目標値とすることが適切ではなくなっている。よって、減量化・再生利用率の現状維持(100%)を目標とする。
- 木くず : 平成 26 年度の減量化・再生利用率は 97%であり、平成 27 年度目標値の 99%を概ね達成できる見込みであるものの、わずかに達成していないことから、引き続き目標値を 99%とする。

表 30 産業廃棄物の種類別目標値

	平成24年度(実績値)				平成26年度(実績値)				平成32年度(目標値)			
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,722	2,404 (65%)	1,163 (31%)	155 (4%)	3,700	2,460 (66%)	1,108 (30%)	131 (4%)	3,809	2,532 (66%)	1,177 (31%)	100 (3%)
燃え殻	0	0 (45%)	0 (15%)	0 (40%)	0	0 (43%)	0 (6%)	0 (51%)	0	0 (50%)	0 (6%)	0 (44%)
汚泥	556	77 (14%)	465 (84%)	14 (2%)	491	129 (26%)	350 (71%)	13 (3%)	515	133 (26%)	373 (72%)	9 (2%)
廃油	32	24 (75%)	8 (25%)	0 (0%)	35	25 (72%)	10 (28%)	0 (0%)	42	30 (71%)	12 (29%)	0 (0%)
廃酸	27	9 (32%)	18 (68%)	0 (0%)	24	5 (23%)	19 (77%)	0 (0%)	29	6 (21%)	23 (79%)	0 (0%)
廃アルカリ	21	3 (12%)	19 (88%)	0 (0%)	24	2 (9%)	21 (90%)	0 (0%)	31	3 (9%)	28 (90%)	0 (0%)
廃プラスチック類	21	14 (69%)	3 (12%)	4 (19%)	22	14 (67%)	2 (10%)	5 (23%)	22	21 (93%)	1 (5%)	1 (2%)
紙くず	1	0 (64%)	0 (14%)	0 (22%)	1	0 (43%)	0 (24%)	0 (33%)	1	0 (44%)	0 (23%)	0 (33%)
木くず	70	67 (95%)	1 (1%)	2 (3%)	71	68 (95%)	1 (2%)	2 (3%)	72	71 (99%)	0 (1%)	0 (1%)
繊維くず	0	0 (62%)	0 (27%)	0 (11%)	0	0 (74%)	0 (5%)	0 (21%)	0	0 (75%)	0 (5%)	0 (20%)
動植物性残さ	17	12 (69%)	5 (31%)	0 (0%)	20	14 (73%)	5 (27%)	0 (0%)	20	15 (74%)	5 (26%)	0 (0%)
ゴムくず	0	0 (16%)	0 (1%)	0 (83%)	0	0 (0%)	0 (0%)	0 (100%)	0	0 (1%)	0 (0%)	0 (99%)
金属くず	7	6 (89%)	0 (0%)	1 (10%)	22	22 (97%)	0 (0%)	1 (3%)	23	22 (97%)	0 (0%)	1 (3%)
ガラス陶磁器くず	99	94 (95%)	0 (0%)	5 (5%)	111	103 (93%)	0 (0%)	8 (7%)	117	109 (93%)	0 (0%)	8 (7%)
鋳さい	984	921 (94%)	0 (0%)	62 (6%)	1,068	1,012 (95%)	0 (0%)	56 (5%)	1,100	1,047 (95%)	0 (0%)	53 (5%)
がれき類	879	841 (96%)	0 (0%)	38 (4%)	802	790 (98%)	0 (0%)	12 (1%)	809	800 (99%)	0 (0%)	8 (1%)
ばいじん	796	159 (20%)	637 (80%)	0 (0%)	861	167 (19%)	693 (80%)	1 (0%)	888	173 (19%)	714 (80%)	1 (0%)
動物のふん尿	135	135 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	95	95 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	86	86 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	77	42 (54%)	7 (9%)	28 (37%)	53	13 (24%)	7 (13%)	33 (63%)	53	15 (28%)	20 (38%)	18 (34%)

(4) 廃棄物処理の目標値の概念

[国の方針]

○平成 24 年度の廃棄物量を基準として、平成 32 年度における処理目標を設定しており、以下の通り目標が定められている。

【一般廃棄物】

- 排出量：約 12%削減する。
- 家庭系ごみ排出量：500 g / (人・日)とする。
- 再生利用率：約 21%から約 27%に増加させる。
- 最終処分量：約 14%削減する。

【産業廃棄物】

- 排出量：約 3%増に抑える。
- 再生利用率：約 55%から約 56%に増加させる。
- 最終処分量：約 1%削減する。

[本県の目標値の概念]

○国の (H24→H32) の目標設定を参考に本県の実状を勘案し、国の設定値又はそれ以上として平成 32 年度の目標値を設定している。(表 31・32)

注) 家庭系ごみとは、生活系ごみから集団回収と資源化ごみを除いたものをいう。

(5) 一般廃棄物の目標設定について

○排出量

排出量は平成 32 年度には、約 353 千トンまで減少することが予測されるが、国の基本方針に基づく目標（平成 24 年度比、12%削減）が 335 千トンであることから、国の基本方針に基づく目標を目標値とする。

生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量原単位は平成 32 年度には、596 g / 人・日まで減少することが予測されるが、国の基本方針に基づく排出量の目標値を基に人口減少を考慮して当該原単位を算出すると 583g/人・日であることから、国の基本方針に基づく排出量目標値から算出した原単位を目標値とする。

○再生利用率

再生利用率は平成 32 年度には、約 13%に下がると予測され、また現状（平成 26 年度実績）と第 3 次和歌山県廃棄物処理計画の目標値の乖離が大きいことから、国の基本方針における現状（平成 24 年度）の約 21%から約 27%に 6 ポイント増加させる目標にならない、現状（平成 24 年度）の約 14%から約 20%に増加させることを目標とする。

○最終処分量

最終処分量は平成 32 年度には約 45 千トンで現状と同程度と予測されるが、第 3 次和歌山県廃棄物処理計画の目標値 38 千トンを達成していないことから、引き続き 38 千トン为目标値とする。

表 31 一般廃棄物の実績値、予測値及び各種目標値

	実績値 (基準年)	実績値	第3次和歌山 県廃棄物処理 計画目標	将来予測値	国の基本方針 に基づく目標	目標値
	H24	H26	H27	H32	H32	H32
排出量（千t/年）	381	364	366	353	335	335
生活系ごみ（集団回収及び 資源ごみを除く）の排出量 原単位（g / 人・日）	606	608	-	596	583	583
再生利用率	14%	14%	25%	13%	20%	20%
最終処分量（千t/年）	49	46	38	45	42	38

注) 国の基本方針に基づく目標は、和歌山県の実績に当てはめて数値化したもの

## (6) 産業廃棄物の目標設定について

### ○排出量

排出量は平成 32 年度には、約 3,809 千トンと予測され、第 3 次和歌山県廃棄物処理計画の目標値 4,188 千トンを達成する見込みであることから、平成 32 年度予測値を目標値とする。

### ○再生利用率

再生利用率は平成 32 年度には、約 66%と予測され、第 3 次和歌山県廃棄物処理計画の目標値 60%を達成していることから、平成 32 年度予測値の 66%を目標値とする。

### ○最終処分量

最終処分量は平成 32 年度には約 134 千トンと予測されるものの、第 3 次和歌山県廃棄物処理計画の目標値と同じ 100 千トン为目标値とする。

表 32 産業廃棄物の実績値、予測値及び各種目標値

(単位:千t/年)

	実績値 (基準年)	実績値	第3次和歌山 県廃棄物処理 計画目標	将来予測値	国の基本方針 に基づく目標	目標値
	H24	H26	H27	H32	H32	H32
排出量	3,722	3,782	4,188	3,809	3,834	3,809
再生利用率	65%	65%	60%	66%	66%	66%
最終処分量	155	131	100	134	153	100

注) 国の基本方針に基づく目標は、和歌山県の実績に当てはめて数値化したもの

## 第4章 目標達成のための取り組み

### 4.1 環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成

#### (1) 廃棄物情報の積極的な収集と提供

県内での廃棄物に関する取り組みを促進するためには、県民、事業者、行政機関が広く廃棄物関連情報を共有し、共通の認識を持って取り組む必要がある。

- 県及び市町村は、廃棄物に関する情報についてインターネット等各種媒体を通じて積極的に県民、事業者に提供する。
- 事業者は、自らの事業活動によって生じる廃棄物及び廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を廃棄物以外の環境関連取り組みの一環として積極的に提供するとともに、廃棄物処理施設の設置を行う際にも地域住民の理解が得られるよう必要な情報の提供に努める。
- 県民は、廃棄物に対する関心を高め、廃棄物に関する現状、特に家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）についての排出抑制等の意識を持ち、廃棄物処理の正しい理解に努める。

#### (2) 各種リサイクル法の周知のための啓発の実施

各種リサイクル法が施行され、県民及び事業者に対しては一定の周知ができておりと考えられるが、その意識の底上げを実施してリサイクルの向上を図る必要がある。

- 県及び市町村は、県民及び事業者に対して各種リサイクル法の推進に関する普及啓発を積極的に進める。
- 事業者は、各種リサイクル法の趣旨に基づき、自らの事業活動により発生する廃棄物のリサイクルを積極的に進めるとともに、法律で定められていない廃棄物についても資源有効利用の観点から積極的に取り組む。

#### (3) 環境保全も含めた循環型社会推進の啓発の実施

循環型社会推進形成推進基本法、廃棄物処理法及び各種リサイクル法等の推進により、各主体が連携して持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて取り組んでいくことが重要である。

- 県及び市町村は、循環型社会推進による公衆衛生確保等生活環境の向上の効果を県民及び事業者が認識できるよう普及啓発を行う。
- 県民及び事業者は、循環型社会形成に関する行動を積極的に行うように努める。

#### (4) NPO等民間団体との連携

廃棄物に関する問題は県民の生活に密着しており、行政機関による規制や啓発活動のみでは解決は難しく、県民自らの問題として捉え、連携して解決に取り組む必要がある。

- 県、市町村、県民及び事業者は、3Rの推進、海岸漂着物対策等の廃棄物問題に取り組むNPO等の民間団体と連携して生活環境の保全に努める。

## 4. 2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び熱回収の推進

### (1) 排出抑制及び再使用の推進

廃棄物の再生利用等は、各種リサイクル法が施行され浸透が進んでいるが、優先順位の高い2R（排出抑制及び再使用）の取り組みを推進する必要がある。

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、再生利用率の向上、熱回収の効率化及び廃棄物処理施設以外のインフラの活用を考慮することが重要です。

- 県は、市町村に対し、排出抑制や再使用の推進に資するごみ有料化や食品ロス削減の取り組み、一般廃棄物処理施設の整備等についての情報提供や技術的助言に努める。
- 県は、産業廃棄物多量排出事業者への減量化に関する指導を行う。
- 県及び市町村は、自らの施策に伴い発生する廃棄物をゼロに近づけるよう努める。
- 市町村は、本計画の趣旨を十分踏まえるとともに、数値目標を達成できるように一般廃棄物処理計画の見直し等を行う。
- 市町村は、廃棄物減量を推進する審議会等を設置し、市町村ごとに減量化を積極的に推進する。
- 市町村は、排出抑制を進める手法の1つとして、ごみ処理の有料化について検討を行う。特に事業系一般廃棄物（ごみ）については、事業者が適正処理することを基本とし、事業者が適正処理できないものは有料化等により排出抑制を推進する。
- 事業者は、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出抑制に努める。

### (2) 環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上

県内において、廃棄物の再使用、再生利用を積極的に進めるためには、リサイクルの担い手である環境ビジネスの育成が不可欠である。また、廃棄物を再使用、再生利用できるように分別を徹底することも重要である。

- 県は、環境に配慮し、廃棄物の減量化につながるリサイクル製品の認定及びその利用促進や適正処理を促進するための技術開発支援等により、環境ビジネスの育成に努める。
- 県は、産業廃棄物処理業者の技術向上に取り組む。
- 市町村は、高齢化等の社会変化に柔軟に対応しながら、可能な範囲で分別品目を増やし、廃棄物がリサイクルされるように努める。
- 市町村は、リサイクル率向上のため、住民啓発をはじめ集団回収を活用するなど資源ごみの分別排出の徹底を推進する。
- 事業者及び県民は、市町村が実施する分別収集に積極的に協力する。
- 事業者は、リサイクル目的の産業廃棄物について、なるべく県内で資源循環するよう努めるとともに、県内での資源循環が困難な場合は、県域を越えた広域的な処理によりリサイクルを推進する。
- 県、市町村、事業者及び県民は、和歌山県認定リサイクル製品の購入、使用を積極的に行うとともに、グリーン購入等により事務用品をはじめ、環境に配慮した物品を購入及び使用する。

### (3) 各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進

#### 【容器包装リサイクル法の推進】

(※容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成12年4月から完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物のリサイクルを促進している。品目ごとの分別収集市町村数は、着実に増加し、容器包装廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、より一層リサイクルを推進する必要がある。

- 県は、市町村が行う分別収集の円滑な実施を促進するため、市町村に対して技術的な助言を与えるとともに、国や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との調整に努める。
- 市町村（分別収集の実施主体）は、排出抑制を基本とし、分別収集の円滑な実施に必要な体制を整備するとともに、住民に対し啓発を行い、収集に対する十分な理解を得る。また、リサイクルできないものについては、単純に最終処分するのではなく、熱回収（サーマルリサイクル）等による資源の有効利用を積極的に図る。
- 県民は、生活を通し不要なものを購入せず、ごみの発生を抑えるよう努める。身近な取り組みとして買い物袋を持参し不要なレジ袋を断る等、事業者、市町村、県が行うレジ袋削減の推進に積極的に協力する。また、市町村が実施する分別収集に協力するとともに、販売店等が行っているトレイ、牛乳パックなどの回収等に協力する。
- 事業者は、過剰包装の防止に努め、容器包装廃棄物の減量化に取り組む。

#### 【家電リサイクル法の推進】

(※家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法)

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン及びテレビを家電小売店が消費者から引き取り、それをメーカーがリサイクルする家電リサイクル法は、平成13年4月から施行された。法施行後、県内の指定引取場所における引取台数は増加しており、県民等に着実に浸透してきている。しかし、依然として法対象品目の不法投棄が発生しており、リサイクル料金の負担等、法の趣旨の理解及び周知が必要である。

- 県は、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬、再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努める。
- 市町村は小売店と連携して、小売店に引取義務のない廃家電について、不法投棄されることのないように収集・リサイクルの体制整備を行う。
- 県民は、家電リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めるとともに、法対象品目以外の家電についても適正に処理をする。

#### 【建設リサイクル法の推進】

(※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設廃材の再生利用を推進する建設リサイクル法は、平成14年5月に施行され、パンフレットの配布等による普及活動及び現場パトロールによる事業者への指導・監督等により、法周知について一定の成果が見られ、無届工事はほとんど無くなってきている。

しかし、解体後に分別するといったように分別解体が適正に実施されていない現場が見られるため、分別解体をより一層推進し、リサイクルの向上が重要である。

- 施主及び受注者は、法の趣旨を十分理解し、建設副産物の減量化、リサイクルの実施に努める。
- 県及び和歌山市は、建設リサイクル法に基づくパトロールを適時実施し、適正処理の推進を図る。
- 県及び市町村は、公共工事实施の際には積極的にリサイクル品を取り入れるよう努める。

#### 【自動車リサイクル法の推進】

(※自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律)

使用済み自動車のフロン類、エアバッグ、シュレッターダストの引取り、リサイクルを自動車製造業者、輸入業者に義務付けた自動車リサイクル法は、平成17年1月から本格施行された。リサイクル料金は、ユーザーが新車購入時等に支払い、一般ユーザーにはリサイクル料金の預託について理解が得られている。

- 県及び和歌山市は、関連事業者に対し、適宜立入検査等を実施し、適正処理の推進を図る。
- 関連事業者及び一般ユーザーは、自動車リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努める。

#### 【食品リサイクル法の推進】

(※食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食料品製造業から排出される食品廃棄物等の多くはリサイクルされているものの、外食産業等から排出される食品廃棄物等の大半が焼却処分等により、リサイクルがなされていないため、減量化及びリサイクルを積極的に推進する必要がある。

- 県は、国と連携して食品リサイクル法の普及啓発に努めるとともに、食品廃棄物等の減量化・リサイクルが促進されるよう産業界、学識経験者と連携して排出抑制技術の開発及び技術情報提供に努める。また、食品ロス削減のための具体的な取り組みについて取りまとめ、市町村に情報を提供する。
- 市町村は、事業系一般廃棄物（ごみ）として排出される生ごみ等の食品廃棄物等の堆肥化等を推進するための施策を検討する。
- 事業者及び県民は、食品廃棄物等の排出抑制に努めるとともに、排出時における分別、有効利用に取り組む。

#### 【小型家電リサイクル法の推進】

(※小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されているため、使用済小型電子機器等の再資源化を推進する必要がある。

- 県は、市町村が使用済小型電子機器等の回収体制を構築するために、自治体間の連携や取り組みやすい方法の助言等の支援策を実施していく。

- 市町村は、使用済小型電子機器等の回収体制を構築するとともに、当該小型電子機器小売店等との協力促進を図り、回収リサイクルの推進に努める。
- 県民は、使用済小型電子機器等を排出する場合、分別して排出し、市町村等の再資源化を適正に行える者に引き渡すよう努める。

#### (4) 熱回収の推進

リユース・リサイクルできないものについては熱回収を行い、エネルギー源としての廃棄物の有効利用を推進する必要がある。

- 市町村は一般廃棄物処理施設の建設や改修にあたり、発電設備等の熱回収設備を導入するなど資源の有効利用を図る。

#### (5) 広域処理の推進

市町村間の連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより、再生利用がより容易になる場合がある。また、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となるため、ごみ処理施設の広域化を推進する必要がある。

- 市町村は他の市町村と連携し、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理を行うよう努める。その際、県は、市町村に対する技術的支援の一環として、広域処理に係る市町村間の総合調整に努める。

## 4.3 適正処理推進のための廃棄物処理体制の整備

廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理体制の確保が必要である。一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において適正に処理が行われなければならない。

廃棄物処理体制の構築にあたっては、廃棄物処理施設以外のインフラを廃棄物処理施設として活用したり、他の自治体と連携して廃棄物処理体制を確保するなど、施設の有効活用を図ることも重要である。

### (1) 大阪湾フェニックス計画の推進

大阪湾フェニックス計画は、本県を含めた近畿2府4県168市町村が参画している事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターが大阪湾に広域処分場を設置して、対象区域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っている。

大阪湾フェニックス計画は平成24年3月に基本計画を変更し、埋立期間を平成39年度まで延伸した。現在、広域的で安定的な最終処分機能を確保するため、関係機関が連携して新処分場計画の策定を進めている。

- 県及び関係市町は、大阪湾フェニックス計画を本県の最終処分機能の中核として位置づけ、今後もその推進に積極的に協力していく。
- 関係市町は、廃棄物の排出抑制を積極的に実施し、排出された廃棄物については中間処理により適正に処理して受入れ基準を遵守するとともに、最終処分量の減量化に努める。
- 事業者は、大阪湾フェニックス計画を有効に活用するため、排出抑制及び減量化に努める。
- 県及び関係市町は、次期大阪湾フェニックス計画の実現に向け、積極的に取り組んでいく。

### (2) 紀南地域における公共関与による最終処分場整備事業の推進

大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の11市町村については、最終処分機能が不足し、多くの市町村が県外において最終処分を行っている。

本県においては、既に最終処分機能の中核と位置づけている大阪湾フェニックス計画と同様に紀南地域においても広域的で安定した最終処分機能を確保するため、紀南地域の10市町で構成する紀南環境広域施設組合が最終処分場整備事業を進めている。

- 県、構成市町及び産業界は、広域かつ安定的に処分できる最終処分場を早急に確保するため、積極的に紀南環境広域施設組合と連携して事業の推進に努める。
- 構成市町は、排出抑制を積極的に行い、さらに排出された廃棄物は適切な中間処理を行い、最終処分量の減量化に努める。
- 事業者は、紀南環境広域施設組合が整備する最終処分場を有効に活用するため、排出抑制及び減量化に努める。

### (3) 一般廃棄物処理施設の確保

一般廃棄物処理施設は日々発生するごみを処理するために必要不可欠な施設であり、市町村は、安定的なごみ処理のためにこれを確保する必要がある。

- 県は、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設に立入検査等を実施し、適正処理のための助言や指導等を行う。
- 県は、市町村が行う施設整備や廃棄物の排出抑制を基本にした最終処分量の減量化について技術的助言を行う。
- 市町村は、廃棄物の排出抑制を進め、一般廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、広域化計画を進めるために地域住民への周知及び理解を得るよう努める。

### (4) 産業廃棄物処理体制の整備

県は、産業廃棄物について、排出事業者の処理責任が適正に果たされるよう、排出事業者やその委託先となる産業廃棄物処理業者に対する立入検査等を通じて、適正処理のための助言や指導等を行っている。

- 県及び和歌山市は、事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物処理法の基準に照らし厳正に審査するとともに、設置者に対して法令を遵守するよう指導し、処理施設の円滑な確保を推進する。
- 「産業廃棄物処理業者優良認定制度」の推進等により、優良な処理業者の育成を図る。
- 産業廃棄物処理システムの透明化、情報管理の合理化及び不適正処理防止に寄与する「電子マニフェスト」の普及に努める。
- 事業者は、自らの責任において、資源化、減量化、無害化、適正処分できる廃棄物処理施設の確保に努める。
- 事業者及び処理業者は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、事前に廃棄物処理法をはじめとする諸法令の規制内容や、周辺地域の生活環境上の影響を把握するとともに、地元自治体、住民に事業内容を十分に説明し信頼が得られるように努める。

### (5) し尿処理対策の推進

し尿処理については、地域の実状に応じた市町村等の各設置主体による処理施設の整備を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努める。

- 県及び市町村は、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、公共下水道、コミュニティ・プラント等を地域の実状に応じて選択し、し尿と併せて生活雑排水も処理できる施設の整備を進める。
- 市町村は、し尿処理施設の故障等により処理できなくなったし尿等を市町村間で連携して広域的に処理できる体制作りに努める。

## 4. 4 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

### (1) PCB廃棄物対策

PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、処理期限（高濃度PCB廃棄物は平成33年3月末、低濃度PCB廃棄物は平成39年3月末）までに適正処理をしなければならない。

- PCB廃棄物の保管事業者は、「和歌山県PCB廃棄物処理計画」に基づき適正に保管・処理を行う。
- 県及び和歌山市は、PCB廃棄物の保管を行っている事業者を把握し、適正な保管・処理を指導するとともに、PCB廃棄物の処理が円滑に進むように近隣府県と連携し、国及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB処理事業の推進に協力する。

### (2) 感染性廃棄物適正処理の推進

感染性廃棄物については、医療行為に伴って不可避に排出されるものであり、種類、性状に応じた回収、保管管理の徹底や、適正処理の推進が必要である。

- 病院、診療所、介護老人保健施設、試験研究機関等の感染性廃棄物を排出する事業所は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、事業所内での適正な回収、保管管理、処理業者への処理委託等により適正な処理を行うとともに、委託業者が適正に処理を実施しているか確認をし、自らの廃棄物の適正処理の把握に努める。
- 市町村及び医療機関は、在宅医療で使用される注射針等の医療廃棄物について、連携しながら一般廃棄物（ごみ）へ混入されることのないよう対策を実施する。
- 県は、医療法に基づく立入調査を実施する際に、医療機関から排出される医療廃棄物が適正処理されるよう指導する。

### (3) その他特別管理廃棄物適正処理の推進

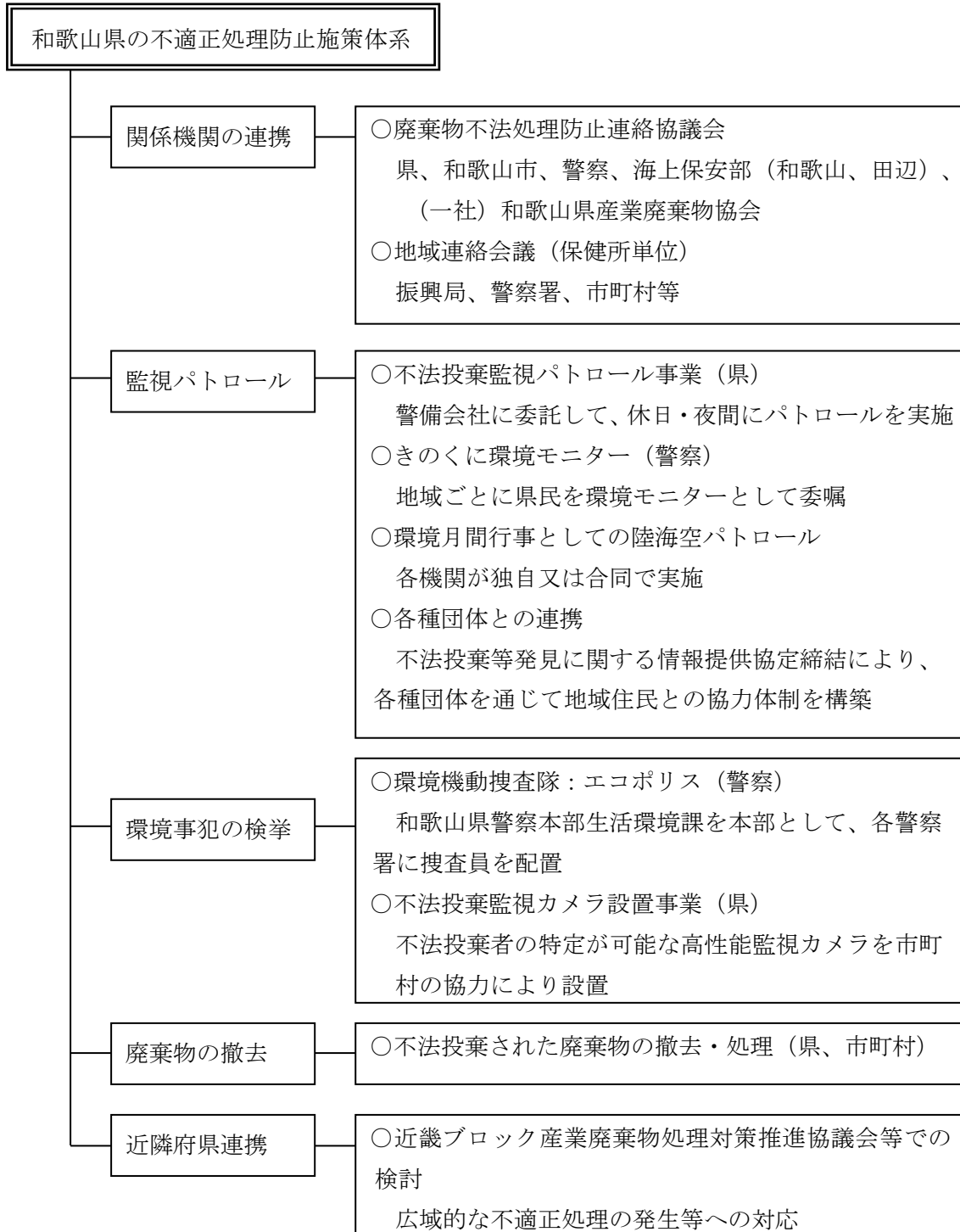
その他の特別管理廃棄物についても、周辺環境に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、適正処理を行うことが重要である。

- 県及び市町村は、特別管理廃棄物が適正に処理されるよう事業者等に対し必要な助言等を行う。
- 特別管理廃棄物を排出する事業者は、自らの廃棄物を適正に処理（処理委託を含む。）する。

## 4.5 不法投棄等不適正処理対策の充実

### (1) 警察・行政機関・県民の連携による監視体制等の強化

県、警察、市町村、県民が連携し、不法投棄等不適正処理の撲滅に関する取り組みを進める。



## (2) 生活環境保全上の支障の除去

不法投棄等の不適正処理は、事案によっては、環境への影響が甚大で早急に対処しなければならず、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合がある。不適正処理事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応する必要がある。

- 県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、環境への影響を最小限にし、県民の生命及び財産を守るため、連携して迅速にあらゆる手段を講じるよう努める。
- 県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、必要に応じて行為者等に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、廃棄物の撤去等支障の除去を命じる。

## (3) 適正処理の推進

- 事業者及び処理業者は、廃棄物の処理基準及び保管基準を遵守するとともに、処理施設の適正な維持管理を行う。
- 県及び市町村は、事業者及び処理業者に対し適正処理推進のための啓発を行うとともに、立入調査を実施することにより廃棄物の処理及び保管状況並びに施設の維持管理状況を把握し、不適切な状況が見受けられる場合は、是正を指導するとともに必要に応じ廃棄物処理法に基づく必要な措置を講ずる。
- 県は不適正処分防止のため、県外産業廃棄物の搬入状況の正確な把握に努める。
- 県及び市町村は、和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発や海岸漂着物等の発生抑制や回収・処理に取り組む。

## (4) 土地の所有者等の責任の徹底

不法投棄等の不適正処理事案は、当然その行為者に責任が帰すべきものであるが、土地の管理の不徹底が不法投棄等を招く事例が少なくない。

- 土地の所有者等は、その所有地、管理地等の適正な管理に努めるとともに、不適正処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに県又は市町村に通報するように努める。
- 県及び市町村は、土地の所有者等による適正な土地管理の責務についての普及啓発に努める。

## 4.6 災害廃棄物対策の推進

近い将来、発生が想定されている東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震では、大量の災害廃棄物が発生することが想定され、生活環境への影響が懸念されるとともに、復旧・復興の妨げとなるおそれがある。そこで、速やかに復旧・復興を果たすため、あらかじめ災害廃棄物処理に係る対応を考えておく必要がある。また、衛生環境面から避難所等において発生するごみ及びし尿についても迅速に対応できるように準備する必要がある。

さらに、台風や集中豪雨等の風水害は、局地的に被害が集中する場合があります。平成23年9月の台風12号では想定外の災害廃棄物が発生している。このため、県と各市町村間が連携をとり、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるように準備する必要がある。

- 県は、平成27年7月に策定した県災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、必要に応じて見直しを行う。
- 県は、国土強靱化計画に基づき、平成31年度までに全30市町村での災害廃棄物処理計画策定を目指し、各市町村に対し災害廃棄物処理計画を策定するよう助言するとともに、計画策定に資する情報の提供を行う。
- 市町村は、自らが被災市町村となることを想定し、災害発生時における廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう市町村災害廃棄物処理計画を定めて常に対応できるように努める。

## 第5章 計画を推進するための関係者の役割・責務

### 5.1 関係者の役割

#### (1) 県民

- 消費者として、自らが消費を行う立場であることを自覚し、無駄な消費を抑え、ごみを減らすようライフスタイルの見直しに努めるとともに、消費行動の際にも再生品を利用するなど資源の循環に努める。
- 廃棄物を排出する際には、適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。
- 廃棄物の処理やリサイクルには処理費用が発生することを理解し、その費用負担に協力する。
- 自らが排出したごみは、ごみ処理施設において適正に処理され、自らの生活環境が守られていることを認識し、その必要性、安全性等を十分理解するように努める。
- 産業廃棄物を排出する事業活動は、自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、産業廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。
- 不適正処理を発見した場合は、市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。
- 自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。

#### (2) 事業者（拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施）

- 「拡大生産者責任」の原則のもと、製品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について予め自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、使用済み製品の回収や再生原材料、再生品の活用等を実施し、環境負荷の低減に努める。【生産事業者】
- 事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ減量するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については、「排出事業者責任」の原則のもと、自らの責任において適正に処理する。【事業者】なお、特に年間1,000トン以上の産業廃棄物又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。
- 適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関して県及び市町村の施策に協力する。
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担するとともに、自らの産業廃棄物が適正に処理されているか確認しなければならない。
- 建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る処理費用を計上し、適正処理に努めるとともに、施工にあたっては再生品が活用されるよう努める。

### (3) 処理業者（事業者の委託を受けて適正処理を実施）

- 許可の範囲、委託基準その他廃棄物処理法や関連法令の各種規制を遵守することはもとより、適正処理技術の向上や経営基盤の強化に努める。
- 許可を受けた際に達成することとしている環境への影響は常に把握し、遵守するとともに、より影響を低減する措置を講ずるよう努める。
- 事業者から受託した業務を的確に行えるよう、組織及び施設を整備する。
- 事業者の処理業務を補完し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全に資するという重要な役割であることを認識し、廃棄物処理に関する専門家として、知識及び技術の習得に努める。
- 県及び一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が実施する研修会等を通じ、常に新しい情報の収集に努める。
- 適正処理のための費用等について、事業者の具体的な理解を得る。
- 県及び市町村が実施する廃棄物行政に関する諸施策に協力する。
- 県外で排出された産業廃棄物については、その受け入れを原則として禁止していることから、搬入しないように努める。
- 大規模災害により多量に発生する災害廃棄物の処理について、協力要請があった際には、県及び市町村等が行う取り組みに協力する。

### (4) 市町村（一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施）

- 一般廃棄物処理計画を本計画の趣旨を踏まえて適宜見直しを実施するとともに、区域内の廃棄物の排出量等を常に把握し、計画の進捗と照らし合わせて適切な施策を実施する。
- ごみ処理の有料化等、ごみの減量化施策について検討するとともに、ごみ処理経費の削減についても検討する。
- 区域内における一般廃棄物（ごみ）の排出抑制に関する住民やNPO等の自主的な取り組みを促進する等、ごみ減量化の推進に必要な施策を実施する。
- 分別収集の推進及び一般廃棄物（ごみ）の再生利用により、一般廃棄物（ごみ）の循環的利用に努める。
- 処分しなければならない一般廃棄物（ごみ）について、最大限中間処理を行い、ごみの減量化・減容化を適正に実施して最終処分量を減少し、最終処分場の延命化に努める。
- 自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任を持って対応する。
- ごみ処理の広域化を推進し、ごみ処理施設の集約・高度化を図る。
- 民間による最終処分場等の産業廃棄物処理施設の整備が十分に行われないなど、適正な産業廃棄物の処理が確保できない場合は、産業廃棄物を一般廃棄物（ごみ）と併せて処理することを検討する。
- 地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。
- 不適正処理対策を徹底し、普及啓発を図るとともに、区域内の美化に努める。

- 自ら実施する事業については、環境に十分配慮する。
- 事業者、県と連携し、よりよい廃棄物処理のあり方を検討する。
- 大規模災害に備えて、事前に策定する災害廃棄物処理計画をもとに仮設トイレ等必要な資機材の備蓄に努める。
- 大規模災害発生時において、住民の生活環境の保全及び早期復興を図るため、県及び関係団体と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するよう努める。

#### (5) 和歌山市（政令市：産業廃棄物行政についても適正処理を推進）

- 産業廃棄物行政について、廃棄物処理法上、県と同等の立場にあることから、(4)の役割に加え、産業廃棄物についても適正処理を推進する。
- 区域内の産業廃棄物の排出量は、県内の約8割を占めるため、排出量の減量化、リサイクルの推進を積極的に推進し、事業者及び処理業者の指導等、適切な施策を実施する。
- 県と連携し、廃棄物の適正処理推進体制の構築に努める。

#### (6) 県（廃棄物処理全般について適正処理推進のための施策を実施）

廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、本計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講ずるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。

また、自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物についても減量化及び適正処理を推進する。

#### （環境生活部）

- ★循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法（再資源化等に関する部分）、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、グリーン購入法、PCB特別措置法、海岸漂着物処理推進法を所管
- ★廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令を実施
- 庁内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。
- 市町村が行う一般廃棄物処理に関して必要な技術的助言等を行う。
- 県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる。
- 廃棄物の排出抑制、適正処理確保のため、県民、事業者の意識の啓発を図る。
- 廃棄物処理に関する情報の提供に努め、廃棄物処理に対する県民の理解を促進する。
- 事業者、市町村と連携し、県内の廃棄物処理体制を構築する。
- 大規模災害発生時に、市町村、関係団体及び近隣府県と協力し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう計画を策定し、災害時の処理体制を整備する。

**(総務部・危機管理局)**

- ★災害発生時の総合的な対策等を所管
- 大規模災害発生時に災害対策本部を設置し、県、市町村、関係団体及び近隣府県が協力して災害廃棄物処理を円滑に行えるよう連絡調整を行う。

**(企画部)**

- ★県の長期総合計画の進行管理を所管
- 「新政策プロセス」を通じ、長期総合計画の目標である循環型社会の構築を推進する。

**(福祉保健部)**

- ★医療機関の廃棄物処理を所管
- 病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。
- 廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

**(商工観光労働部)**

- ★県内産業の振興、新産業の創出支援等を所管
- 県内の事業者が排出する廃棄物について、適正処理を促進するための技術開発支援及びその事業化のための必要な支援を行う。
- 企業の、環境に配慮した新製品及び新事業の創出を支援する。

**(農林水産部)**

- ★農林水産業に関する廃棄物対策を所管
- ★森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管
- ★食育基本法を所管
- 農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。
- 畜産農家の家畜糞尿について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正管理を指導する。
- 水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、関係事業者と連携し、適正処理を促進する。
- 環境保全型農業を推進するため、地域で発生する未利用有機性資源の利活用を進める。
- 農林水産業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。
- 公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。
- 食品ロスの削減に配慮した食育を推進する。

**(県土整備部)**

- ★土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管
- ★都市計画法、建築基準法等廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管

- ★建設リサイクル法（解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に関する部分）を所管
- 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進する。
- 建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導するとともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。
- 公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

#### （教育委員会）

- ★教育を所管
- ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の充実を図る。

#### （警察本部）

- ★廃棄物不法投棄等の取り締まりに関することを所管
- 不法投棄や不法焼却等の違法行為の取り締まりを行う。

## 5. 2 計画の推進について

### （1）計画の周知

計画の円滑な推進のためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組む必要がある。

県は、市町村及び関係業界団体に、市町村は住民及び区域内の事業所に、業界団体は関係事業者それぞれ計画の周知を徹底し、その推進に努める。

### （2）計画の進行管理

県は、県内の廃棄物の実態の把握に努め、定期的に目標値達成状況を検証、公表し、計画目標が達成できるよう適切な施策を実施する。

### （3）技術開発の推進・普及

行政機関、産業界、研究機関が連携し、環境保全に関する情報の交換、廃棄物処理に関する環境負荷の低減、廃棄物の再生利用等の新技術の開発を推進する。

## 第5章

計画を推進するための関係者の役割・責務

## 第4次和歌山県廃棄物処理計画 の施策体系

◎基本方針

### 資源循環社会の実現

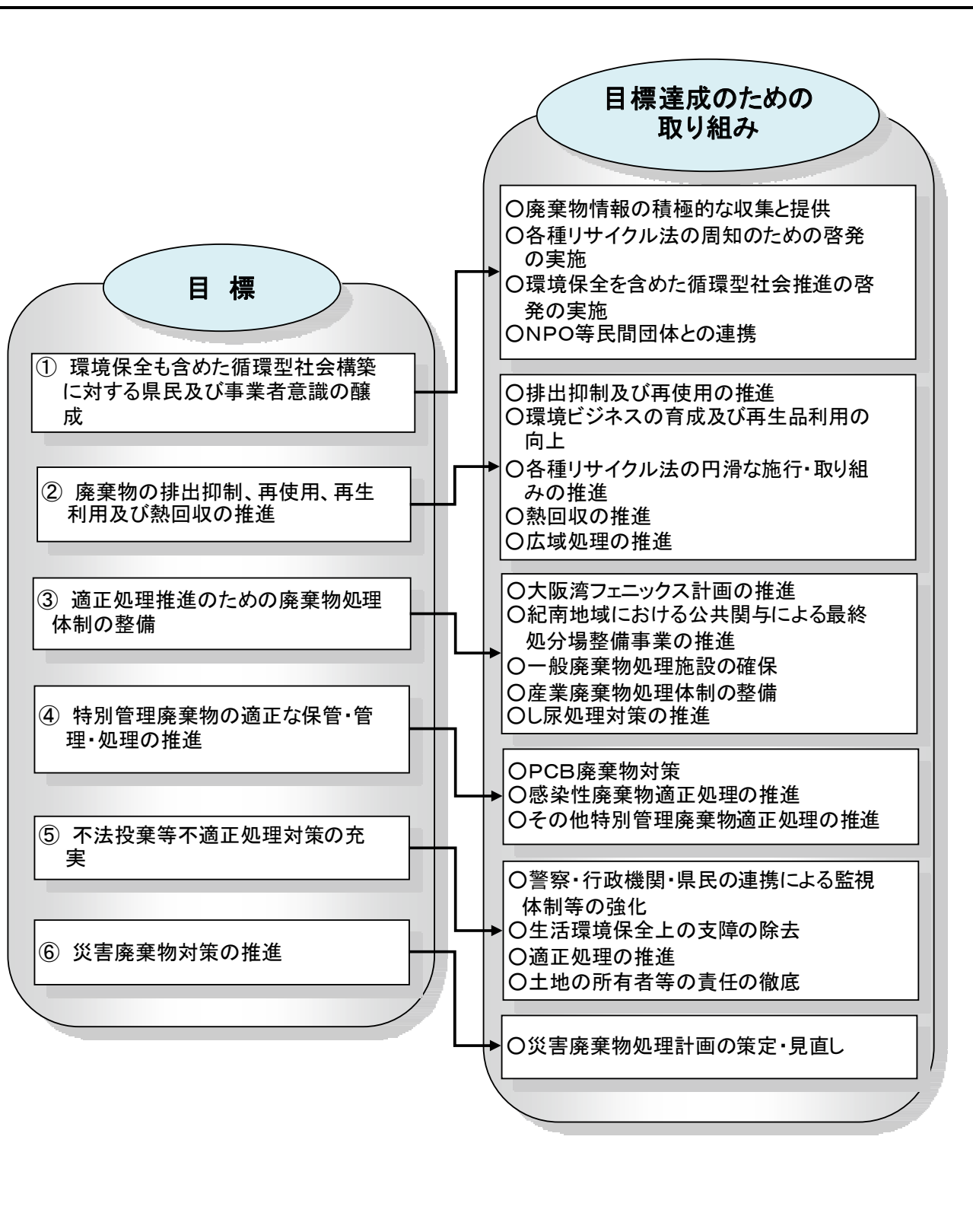
～天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会の実現～

### 課題

- ① 一般廃棄物の排出量の多さと再生利用率の低さ
- ② 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存
- ③ 依然として無くならない不法投棄等
- ④ 災害廃棄物への対応

### 取り組みの方向

- ① 廃棄物の排出抑制を推進し、適正な循環的利用が行われる社会システムの構築を図る
- ② 広域的な適正処理の推進及び県内処理を充実し環境への影響を低減する
- ③ 監視・指導・取締を強化し、不法投棄等の不適正処理を撲滅する
- ④ 災害廃棄物対策を推進する





# 一 資 料 一

- 資料 1 用語集
- 資料 2 和歌山県環境審議会廃棄物部会委員名簿
- 資料 3 審議経過等

# 資料 1 用語集

## あ行

### ■安定型最終処分場

性質が安定しており、生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ない、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくずの処分を対象としており、遮水構造を有していない。

### ■委託基準

排出者事業者が産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際の基準で、廃棄物処理法で規定されている。（書面契約義務等）

### ■NPO（Non Profit Organization）

不特定多数の利益の増進を目的とする任意のボランティア団体や市民活動団体のこと。「営利を目的としない民間組織」と訳される。

### ■大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立により行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では御坊圏域以北の19市町が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入が行われている。

## か行

### ■拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、自ら製造した製品が消費された後に廃棄物となった時まで責任を負うという考え方。

### ■合併処理浄化槽

し尿のみを処理する単独処理浄化槽とは異なり、台所や風呂、洗面、洗濯水などの生活雑排水も合わせて処理する浄化槽。

### ■家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）が正式名称。家庭等から排出される使用済み家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、減量化やリサイクルを促進するため消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、小売業者による回収や製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムを規定している。

### ■環境機動捜査隊（エコポリス）

不法投棄等の環境犯罪の取締の徹底と迅速な対応を目的に全国に先駆けて和歌山県警内に設置された捜査隊。

### ■管理型最終処分場

浸出水によって公共用水域等を汚染する可能性のある廃棄物を処分する処分場で、遮水構造、浸出水処理施設を有している。

### ■きのくに環境モニター

市民ボランティアが廃棄物の不法投棄等のモニタリング（見回り等）を行うとともに、不法投棄を発見した時には警察に通報する制度。和歌山県警が各警察署ごとに委嘱している。

### ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

### ■グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）が正式名称。再生資源を利用した製品等、環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させることを目的とし、国及び地方公共団体等が率先して環境に優しい物品を購入することを規定している。

### ■建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源及び廃棄物となるものを含む。再生資源とは、副産物のうち原材料として利用できるもの又はその可能性のあるもので、例えばコンクリート塊は廃棄物であると同時に、再生資源としても位置付けられる。なお、建設発生土は再生資源であるが、廃棄物ではない。

### ■建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）が正式名称。建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続き等が規定されている。

### ■公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

容器包装リサイクル法に基づく再商品化を円滑に実施するために設立された公益法人。主務大臣の指定を受けて、市町村からの容器包装の引取業務と、特定事業者（ガラスびんやペットボトルを製造もしくは使用して製品を販売している事業者）からの再商品化業務を受託しリサイクルを行う。

## ■小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）が正式名称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を図るための国の基本方針や再資源化計画の認定、産業廃棄物処理業許可の特例を定めている。

## さ行

---

### ■サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクル。

### ■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物・被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物。

### ■災害廃棄物処理計画

市町村が災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境の保全に努めつつ都市機能の早期回復を図るための処理計画。具体的には、周辺市町村との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、がれき等の一時保管場所である仮置場の配置計画及びし尿・生活ごみ・がれき等の処理計画などを含む。

### ■最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う施設のことで、その構造により、安定型、管理型、遮断型に区別されている。

■産業廃棄物（20 品目）

種 類	代 表 例 ・ 内 容	
あらゆる事業活動に伴うもの	燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物等
	汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、上水汚泥、下水汚泥等
	廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類等
	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
	廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液
	廃 プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等
	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	金 属 く ず	鉄くず、プリキ・トタンくず、銅線くず、切削くず、缶類等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくず等【本文では、「ガラス陶磁器くず」と略した】
	鉱 さ い	高炉・電気炉等からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鋳物廃砂等
	が れ き 類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
ば い じ ん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
	木 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（業種による限定はなく、あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	織 維 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
	動 植 物 性 残 さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
	動 物 ふ ん 尿	畜産農業に係るもの
	動 物 の 死 体	畜産農業に係るもの
	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場において、とさつ等あるいは食鳥処理した獣畜等に係る固形状の不要物
産業物処理法施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

なお、これら以外に海外から輸入された廃棄物も産業廃棄物である。

## ■資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）が正式名称。製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収、リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されている。

## ■自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）が正式名称。廃車となる自動車のリサイクル及び適正処理を図るため、所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を規定している。

## ■遮断型最終処分場

周辺をコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する形の処分場で、鉛や水銀等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物の処分を行う。

## ■集団回収

市民団体等による収集において、市区町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいう。

## ■循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷※ができる限り低減される社会。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として循環的な利用を行い、どうしても循環的な利用が行われないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。循環型社会形成推進基本法で規定されている。

※「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。環境基本法で規定されている。

## ■循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

循環型社会の形成に関する基本原則を規定した法律。

## ■食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）が正式名称。食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とし、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されている。

## ■ 3R

廃棄物の発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再生利用（リサ

イクル・Recycle) の3つの頭文字をとったもので循環型社会を推進していくための取り組み。

#### ■生活排水

日常生活に伴って排出される水のこと、炊事、入浴、洗濯などから生じる生活雑排水とし尿（水洗トイレから出る排水等）を合わせたもの。

#### ■政令市

廃棄物処理法では、政令で定める市の長に対して、都道府県知事と同様の権限（一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等）を与えており、当該市域では都道府県知事は間接的な権限しか有しない。県内では和歌山市が該当する。

#### ■措置命令

不適正な廃棄物処理によって生活環境保全上の支障が生じる、又は支障が生じるおそれがある場合に、廃棄物処理法に基づき都道府県知事（政令市にあっては政令市長）が、不適正な処理を行った者等にその除去を命ずること。命令に従わない者には、罰則が設けられている。

## た行

---

#### ■中間貯蔵・環境安全事業株式会社（略称：JESCO）

国の監督のもと高濃度 PCB 廃棄物の処理を行うため、100%政府出資により平成16年4月1日に設立された特殊会社。高濃度 PCB 廃棄物を処理することができる国内唯一の機関で、全国5か所に PCB 処理事業所がある。

#### ■特別管理廃棄物

廃棄物のうち、毒性、爆発性、感染性を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。（燃えやすい廃油、有害物質を含む汚泥等）

## は行

---

#### ■廃棄物処理センター

産業廃棄物処理施設の設置が困難となっていることや市町村において適正処理が困難な廃棄物等の実情に照らし、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された、国もしくは地方公共団体が出資した一定の法人等であって環境大臣の指定を受けたもの。廃棄物処理センターの指定を受けると財政上、税制上の支援を受けられる。

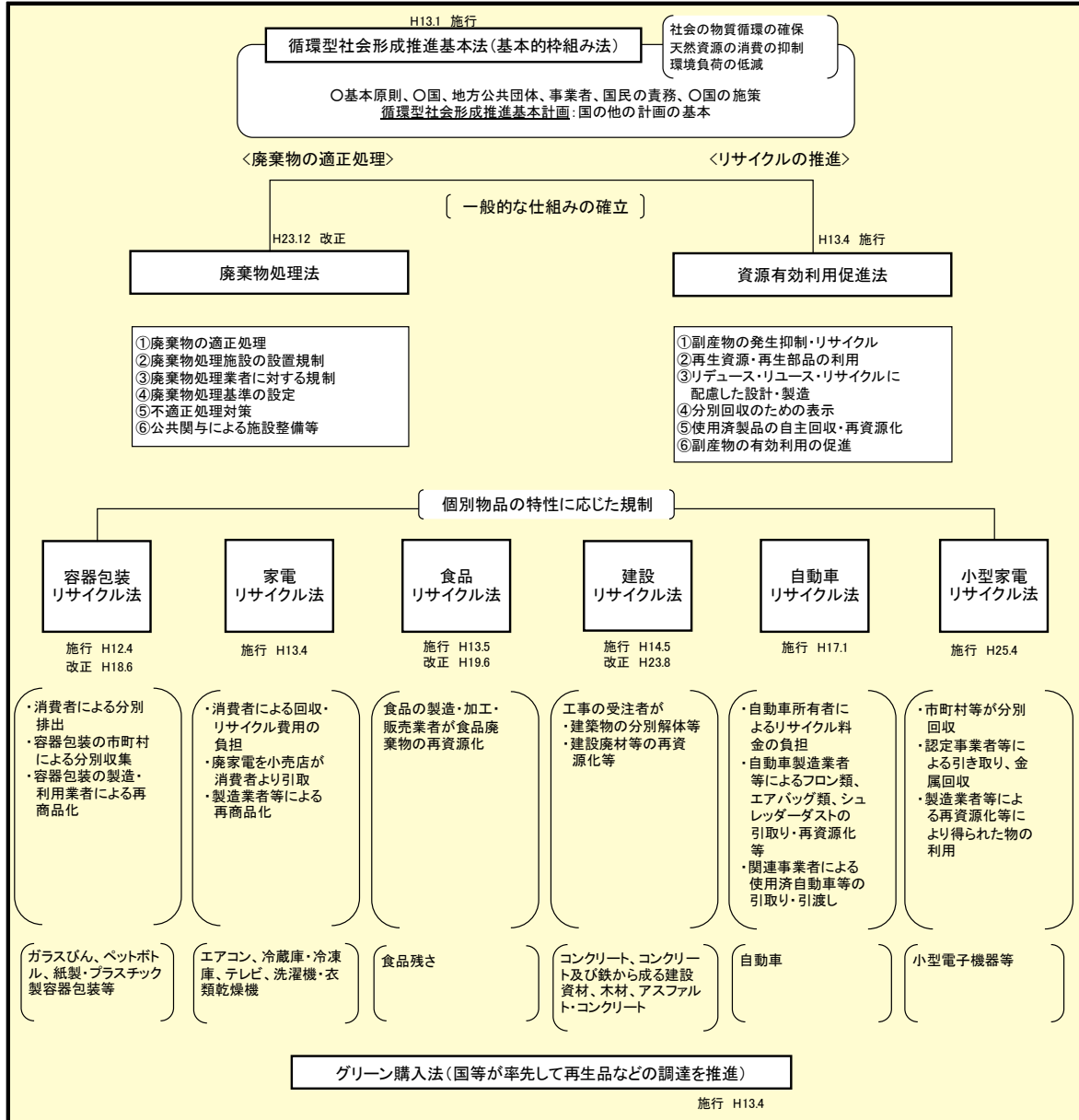
#### ■廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が正式名称。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されている。

## ■ 廃棄物不法処理防止連絡協議会

和歌山県、和歌山県警察、和歌山市、海上保安部（和歌山・田辺）、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会で構成する協議会。各関係機関が連携して、不法投棄の未然防止、早期発見のための環境月間パトロールの実施や必要な方策の検討を行っている。

## ■ 廃棄物リサイクル関係法体系



## ■ 排出事業者責任

生産段階で発生する環境への負荷の防止費用あるいはその除去費用を、排出者である企業が負担すべきと言う考え方。

## ■ PCB（ポリ塩化ビフェニル Poly Chlorinated Biphenyl）

化学的に安定で、電気絶縁性が高いことから、かつてはトランス、コンデンサの絶縁油、そ

の他熱媒体等として各種産業で利用されてきた油状の化学物質。カネミ油症事件（昭和43年）を契機としてその毒性が明らかとなり、昭和48年からPCBの製造、輸入及び新たな使用が原則禁止された。PCBの処理には高度な技術を必要とする。

#### ■PCB 特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）が正式名称。PCB廃棄物の保管、処分等について定めている。PCB廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者は、法に定める処分期間内に適正に処理しなければならない。

#### ■PCB 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃PCB等（廃PCB、廃PCBを含む廃油）、PCB汚染物（PCBを使用しているトランス類・コンデンサ類、安定器等）、PCB処理物（廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、基準に適合しないもの）

## や行

#### ■容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）が正式名称。缶やガラスびん、ペットボトル等の容器包装のリサイクルを促進するため、市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムを規定している。

## ら行

#### ■リターナブルびん

中身を消費した後のガラスびんを、販売店を通じて回収し、再び中身を充填して販売する、繰り返し使用するガラスびんのこと。反対に、一度使用しただけで、再び使用できないガラスびんをワンウェイびんという。

#### ■レアメタル

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であることを、鉱業審議会においてレアメタルと定義している。

## わ行

#### ■和歌山県ごみ処理広域化計画

複数の市町村が互いに連携し、ブロック単位で、効率的で広域的なごみ処理体制を構築するため県が平成11年に策定した計画。平成16年に第2次改訂が行われており、県内を7ブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしている。

#### ■和歌山県災害廃棄物処理支援要員

大規模災害時等に、被災市町村における適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、知事が任命し、市町村へ派遣する和歌山県職員のこと。業務内容は、災害廃棄物収集・処理体制の確立支援、災害廃棄物発生状況の情報収集、廃棄物処理施設被災状況の情報収集及び災害廃棄物仮置場の設置及び運営支援である。

#### ■和歌山県認定リサイクル製品

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成 17 年条例第 131 号）に基づき、県内廃棄物の減量化や再資源化の推進に寄与する製品として知事が認定したリサイクル製品。県では、この認定リサイクル製品の普及を促進し、循環型社会の形成につなげることをしている。

## 資料 2 和歌山県環境審議会廃棄物部会委員名簿

(50音順)

氏 名	役 職 等 <sup>※1</sup>	備 考
岡 本 賢 司	一般社団法人和歌山県発明協会 専務理事	
笥 一 郎	和歌山県警察本部 生活安全部長 <sup>※2</sup>	平成 28 年 5 月 25 日から
金 子 泰 純	和歌山大学システム工学部 教授	部会長
中 井 賢 次	一般社団法人和歌山県建設業協会 会長	
中 野 加都子	甲南女子大学人間科学部 教授	
橋 本 昌 樹	新日鐵住金株式会社和歌山製鐵所 安全環境防災部 環境防災室長	
平 井 弘 子	和歌山県生活学校連絡協議会 会長	
丸 木 健 嗣	和歌山県警察本部 生活安全部長	平成 28 年 5 月 25 日まで
吉 田 登	和歌山大学システム工学部 教授	

※1 役職等は平成 28 年 2 月 15 日（第 1 回廃棄物部会開催日）時点のもの。

※2 笥委員の役職等は平成 28 年 5 月 25 日（委員就任日）時点のもの。

## 資料 3 審議経過等

日 時	経 過
平成 28 年 2 月 15 日	(1) 第 3 次和歌山県廃棄物処理計画の評価と現状 (2) 廃棄物処理計画の見直し素案について（本県の基本方針、重要課題及び取り組みの方向）
平成 28 年 7 月 1 日	第 4 次和歌山県廃棄物処理計画（案）
平成 28 年 11 月 21 日	第 4 次和歌山県廃棄物処理計画策定について
平成 28 年 12 月 12 日	和歌山県環境審議会会長から知事へ答申

第4次和歌山県廃棄物処理計画

平成28年12月発行

発行・編集

和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-432-4111 (代表)

073-441-2675 (直通)

FAX 073-441-2685

第4次  
和歌山県廃棄物処理計画



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。